



# 反核法律家

特集

核兵器禁止条約の採択と今後の課題



92・93

2017年 合併号

## 目次

巻頭言 藤原 精吾 .....	1
<b>〈特集〉 核兵器禁止条約の採択と今後の課題</b>	
核兵器禁止条約の採択を歓迎する 日本反核法律家協会 .....	4
核兵器の禁止に関する条約（JALANA暫定訳） 日本反核法律家協会 .....	6
Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons（核兵器禁止条約正文（英語））.....	13
核兵器の禁止に関する条約（TPNW）について 山田 寿則.....	23
核兵器禁止条約の採択と今後の課題 大久保 賢一 .....	33
核兵器禁止条約は核軍縮にとって意味がないか？ 大久保 賢一 .....	34
「核兵器禁止条約」交渉会議（第一会期）等視察報告 森 一恵 .....	37
国連核兵器禁止条約交渉会議に参加して：2017年3月27日～31日+6月15日～20日 新倉 修 .....	42
核兵器禁止条約採択と日本の市民社会の役割 内藤 雅義 .....	46
核兵器禁止条約交渉会議に参加して一被爆者の果たした役割とは一 和田 征子 .....	49
「ふたたび被爆者をつくらない」核兵器を禁止し廃絶する法的拘束力ある条約を 藤森 俊希 .....	52
核兵器禁止条約採択後の課題と展望 緒方 靖夫 .....	54
核兵器禁止条約交渉会議に参加して 河合 公明 .....	58
核兵器禁止条約の採択 岩田 直輝 .....	63
報告書 渡部 遥菜 .....	64
《資料》	
核兵器禁止条約のいくつかの要素（IALANAによる作業文書12） .....	66
禁止と前文：追加のコメント（IALANAによる作業文書37） .....	72
核武装国、積極的義務、制度問題及び最終条項：追加のコメント（IALANAによる作業文書38） .....	77
核兵器廃絶に関する法律家による書簡（IALANAによる公開書簡） .....	82
ニューヨーク国連本部トピック3「制度上の取り決め」 核兵器廃絶日本NGO連絡会 .....	84
「核兵器禁止条約」の採択に関する会長声明 日本弁護士連合会 .....	85
追悼 肥田舜太郎 先生 大久保 賢一 .....	87
池田眞規前会長プレ「偲ぶ会」報告と追悼著作集出版記念会に向けて 田中 恭子 .....	89
《NEW FACE》【第15回】 白 充 .....	92

## <巻頭言>

# つるパンフ・小川先生・被爆者援護法

日本反核法律家協会 副会長  
弁護士 藤原 精吾



故 小川政亮先生

小川政亮（まさあき）先生が2017年5月7日亡くなられた。97歳だった。

小川先生は社会保障法を学ぶ者にとっては、「権利としての社会保障」の理念を提唱された社会保障法学の泰斗であると同時に朝日訴訟中央対策委員会委員、堀木訴訟中央対策協議会会長、全国生活保護裁判連絡会代表委員など、人権としての社会保障実現のための研究と実践を一体として、最期までその生涯を捧げられた。

ここでは小川先生の歩んでこられた道のなかで、被爆者援護に直接かかわる著作と活動を紹介し、感謝とともにその貢献を銘記したい。

1966年、被団協は「つるパンフ」（「原爆被害の特質と『被爆者援護法』の要求」

を作成し、援護立法要求の根拠を明らかにした。小川先生は専門委員として、伊東壮氏らと共に、その作成にかかわった。67年の論文「被爆者援護法と社会保障」はこの研究をもとに、一般の社会保障とは異なる国家賠償的意味をもった損失補償としての援護法の制定要求を理論づけた。つるパンフの要求項目の中に「援護法の運用のための民主的審議機関・審査機関の設置」が盛り込まれている。小川先生が、権利としての社会保障の重要な柱として「手続的権利」に言及されていることが反映している。

74年6月に執筆された「原爆被爆者健康手帳訴訟の意味するもの」は、「孫振斗訴訟」（74年3月30日福岡地裁判決）の評釈である。評釈は、原爆医療法の性格が、国の主張する社会保障法なのか、原告の主張する国家賠償又は国家補償の性質を有するものなのか最大争点であるとし、原爆医療法の国家補償的趣旨からみて国籍、居住の如何を問わず法を適用すべきであると述べてこの判決を支持している。この意見が控訴審福岡高裁判決（1975年7月17日）において、「原爆医療法は一面社会保障法の性格をもちながらも、他面、被爆者に対する国家補償法的性格をも併有する一種特別の立法」というべきであると書かせ、その上告審で、最高裁判決（1978年3月30日）

に「(原爆医療法は) 実質的に国家補償的配慮が制度の根底にある」と明言させたのである。

小川先生は75年5月、石田原爆訴訟の証人として、広島地裁の証言台に立たれた。この時の証言をもとに76年5月に発表された「被爆者援護の法的考察若干」は当時進行中であった、原爆症の認定をめぐる3つの被爆者訴訟、桑原、石田、そして孫振斗訴訟の争点となった、原爆二法の性格と問題点を論じている。論文は証言の骨子をなす援護法概念を、明確に定義している。援護法の特質は、①犠牲者は国家に対して援護を請求する権利があり、②援護の目的は損失補償であるから、生命、身体、生活上の損害のみならず、物的損害に対しても補償が行われるべきであり、③当然国庫負担であり、資産調査を伴う公的扶助方式によるべきでない、等の原則を導き出す。次いで、原爆二法の構造上、運用上の問題点を指摘する。国家補償としての性格から、被爆死者に対する弔慰金を支払うべきであり、「健康上の特別の状態に置かれている」者に対して医療手当を支給するだけでなく、被爆者の就労上、生活上の困難、精神的不安、苦痛を終生持つことになったこと自体に対して被爆者年金を終身支給せよという被団協の要求が正当であることを述べている。

いわゆる認定疾病医療制度における認定の問題に関しては、原爆医療法の規定上、被爆者の傷病については、その原爆傷害作用起因性がないことが明白な場合以外は、



原爆症と認定されうる可能性があること、被爆者の「健康の保持及び向上をはかる」(原爆医療法1条)、「その福祉をはかる」(特別措置法1条)の立法目的からすれば、さらに進んで認定すべきであることを述べ、認定疾病は、原爆医療法7条1項但書の規定の仕方からみて、放射能起因性の直接性・間接性を問わないし、同法8条にいう認定も、被爆者の傷病は原爆の傷害作用に起因するものと推定した上で、明白な争いの余地のない反証がある場合にのみ認定を拒否するとすべきことを論じている。

79年5月に書かれた「被爆者援護」は被曝33回忌の77年に開かれた「被爆の実相とその後遺・被爆者の実情に関する国際シンポジウム」報告と伊東壮教授、濱谷正晴教授の報告を踏まえて、被爆者が被った生命、健康、生活、こころの被害の総体を概観し、これに対して原子爆弾投下の責任、被爆者に対してアメリカ並びに日本国政府がとってきた態度を述べ、原爆被害に対する国家補償が行われるべきことを論じている。

2000年7月の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の問題点」では94年に制定された現行法（被爆者援護法）のもつ特色と、なお残る多くの問題点を国家補償と社会保障の観点から批判している。

小川先生の問題意識は50年の歳月を経た今も、現行被爆者援護立法とその運用の誤りを指摘し、進むべき方向を示している。

原爆症認定集団訴訟、ノーモア・ヒバクシャ訴訟に携わってきた私はそのように確信している。

※なお、本文に掲げた諸論文は「小川政亮著作集第8巻 社会保障と平和・国籍・被爆者」（大月書店2007年）に所収されている。

（2017年7月27日記）



写真前列中央：小川先生、前列一番右：筆者

核兵器禁止条約<sup>1</sup>の採択を歓迎する

2017年7月11日  
日本反核法律家協会  
会長 佐々木猛也

7月7日、国連の核兵器の全面廃絶のために核兵器を禁止する条約交渉会議（United Nations conference to negotiate a legally binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination）は、核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons）を賛成122、反対1（オランダ）、棄権1（シンガポール）で採択した。国連加盟国193カ国の約63パーセントに当たる多数の賛成である。私たちは、この条約採択を、「核兵器のない世界」を実現する上で、画期的な一歩となるものとして、心から歓迎する。

この核兵器禁止条約は、締約国に核兵器の開発、実験、生産、取得、占有、貯蔵、授受、使用、使用すると威嚇、これらの禁止事項についての援助や奨励、自国への配備の許可などを全面的に禁止する（条約第1条）だけではなく、核兵器国に条約への加盟の道を開く仕組みを用意している（同4条）ものであって、核兵器の全面廃絶に向けての法的枠組みとなっている。また、この条約は、締約国に対して、核被害者に対する適切な援助や環境の回復を求めている（同6条）。今後、この条約は、本年9月20日からすべての国に署名手続きが開放され（同13条）、50番目の国の批准書が寄託されてから90日で発効することになる（同15条）。私たちは、この条約が、一日も早く発効することを祈念するものである。

ところで、日本政府はこの交渉会議に参加しなかっただけでなく、署名はしないとしている。このような態度は、唯一の戦争被爆国の政府として許されるものではない。また、米英仏3国は、「安全保障の現実を無視している」としてこの条約への署名や批准を拒否する姿勢を明らかにし、「われわれに何の法的義務を負わせるものではない」としている。さらに米国は、「この条約は核兵器を減らせない」、「北朝鮮の脅威に対する取り組みを損ねる」などとしている。彼らは、核兵器に依存しての国家安全保障を優先し、核兵器禁止条約を無視しようとしているのである。そもそも、人類社会を滅亡に追い込むかもしれない核兵器に依存して確保しなければならない国家の安全とは何を意味するのであろうか。また、自国は核に依存しながら、他国（北朝鮮）にはその保有を認めないなどという理屈に説得力はないであろう。

しかしながら、核兵器国や核兵器依存国がこのような態度を取り続ける限り、「核兵器のない世界」は実現しない。私たちは、彼らのこのような態度を転換しなければならないのである。そのためにまず求められるのは、この条約の背景にある価値と論理を広く共有することである。

条約は、核兵器の使用がもたらす破滅的な人道上的結果を深く憂慮し、核兵器を完全に廃棄することが、核兵器が二度と使用されないことを保証する唯一の方法であるとしている。

1. 核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons）JALANA暫定訳及び正文（英語）を本誌6頁以下に掲載。

そして、核兵器のいかなる使用も、武力紛争に適用される国際法の原則と規定に反するし、人道の諸原則と公共の良心の命ずるところに反するとしているのである。ここにあるのは、核兵器は非人道的であるだけでなく、武力紛争に適用される国際法にも違反するものであり、それが二度と使用されないようにするためには、核兵器をなくすことであるという価値と論理である。そして、その背景には、核兵器使用の被害者（hibakusha）や核実験被害者の苦痛と損害に対する留意が存在している。

条約は、「核兵器のない世界」の達成と維持は、国家的・集団的安全保障に資する、最高の地球的公共善（global public good）であるとしている。核兵器によって安全保障を確保するのか、「核兵器のない世界」が最高の公共善なのかが根本から問われているのである。私たちは、後者を選択する。

私たちは、核兵器完全廃絶の呼びかけに示された人道の諸原則の実現を推進するための公共の良心を自覚し、この条約が核不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）、非核兵器地帯条約などと相まって、一日も早く「核兵器のない世界」が実現するように、法律家として、被爆者をはじめとする多くの人々と協力し、引き続き努力することを誓うものである。



エレイン・ホワイト議長（写真中央）と



核兵器禁止条約交渉会議にて

## 核兵器の禁止に関する条約（核兵器禁止条約）

訳注：他の軍縮条約との条文上の異同や関係を明確にするために、既存の公定訳における訳語をなるべく採用した。但し、核兵器の“elimination”は「廃絶」とした（NPTの公定訳では「除去」）。また、原語を示すことが正確な理解に資すると判断した場合にはその語の初出箇所後に〔 〕で原語を示した。

原文出典：A/CONF.229/2017/8 (<http://undocs.org/A/CONF.229/2017/8>)

核兵器禁止条約交渉会議の公式サイト：

<https://www.un.org/disarmament/ptnw/>

（JALANAによる2017年7月20日現在暫定訳）

採択：2017年7月7日（ニューヨーク）

この条約の締約国は、

国際連合憲章の目的及び原則の実現に貢献することを決意し、

核兵器のいかなる使用もそれがもたらす壊滅的な人道上の帰結を深く憂慮し、その結果として核兵器が完全に廃絶されることが必要であり、このことがいかなる場合にも核兵器が決して再び使用されないことを保証する唯一の方法であり続けていることを認識し、

核兵器が継続的に存在することによりもたらされる危険（事故による、誤算による又は意図的な核兵器の爆発によりもたらされるものを含む。）に留意し、これらの危険はすべての人類の安全に関わり、すべての国が核兵器のあらゆる使用を防止する責任を共有していること強調し、

核兵器の壊滅的な帰結は、適切に対処できないものであること、国境を越えること、人類の生存、環境、社会経済的な発展、世界経済、食料の安全及び現在と将来の世代の健康に重大な影響を与えること、並びに女性及び少女に不均衡な影響（電離放射線の結果としての影響を含む。）を及ぼすことを認識し、

核軍縮を求める倫理上の要請があること及び核兵器のない世界を達成しかつ維持する緊急性があることを認め、このことが、世界の最上位にある公共善であり、国および集団双方にとっての安全保障上の利益に資することを認め、

核兵器の使用の被害者（ヒバクシャ）及び核兵器の実験により影響を受ける者にもたらされる容認し難い苦しみと害に留意し、

先住民に対する核兵器活動の不均衡な影響を認識し、

すべての国がいかなる時も適用可能な国際法（国際人道法及び国際人権法を含む。）を遵守する必要があることを再確認し、

国際人道法の諸原則及び諸規則、特に武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、区別の規則、無差別攻撃の禁止、攻撃の際の均衡性及び予防措置の規則、その性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与える兵器を用いることは禁止されているという規則並びに自然環境を保護する規則に立脚し、

核兵器のいかなる使用も武力紛争に適用される国際法の規則、特に国際人道法の原則及び

規則に違反するであろうことを考慮し、

また、核兵器のいかなる使用も人道の諸原則及び公共の良心に反するであろうことを再確認し、

国は、国際連合憲章に従い、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないこと、並びに国際の平和及び安全の確立及び維持は、世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくして促進されるべきことを想起し、

また、1946年1月24日に採択された国際連合総会の最初の決議及び核兵器の廃絶を求めその後の決議を想起し、

核軍縮の進展が緩慢であること、軍事上及び安全保障上の概念、教義及び政策において継続的に核兵器に依存していること、並びに核兵器システムの生産、維持及び近代化の計画のために経済的及び人的資源を浪費していることを憂慮し、

核兵器の法的拘束力のある禁止は、核兵器の不可逆的で、検証が可能であり、かつ透明性を有する廃絶を含む、核兵器のない世界の達成及び維持に向けた重要な貢献となることを認識し、この目的に向けて行動することを決意し、

厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に向けての効果的な前進を達成する目的をもって行動することを決意し、

厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に追求しかつ完結させる義務が存在することを再確認し、

また、核兵器の不拡散に関する条約は核軍縮及び不拡散体制の礎石として機能しており、その十分かつ効果的な実施は、国際の平和及び安全の促進において不可欠な役割を果たしていることを再確認し、

核軍縮及び不拡散体制の中核的要素としての包括的核実験禁止条約及びその検証体制の不可欠な重要性を認識し、

当該地域の諸国間で自由に締結される取極を基礎として、国際的に承認された非核兵器地帯を創設することは、世界及び地域の平和及び安全を強固にし、核不拡散体制を強化し、並びに核軍縮の目標を実現することに対して貢献する、という確信を再確認し、

この条約のいかなる規定も、無差別に平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を發展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならないことを強調し、

女性及び男性の双方による平等、十分かつ効果的な参加は、持続可能な平和及び安全を促進し及び達成することにとり不可欠な要素であることを認識し、女性の核軍縮への効果的な参加を支援しかつ強化することを約束し、

また、あらゆる点での平和及び軍縮教育の重要性並びに核兵器が現在及び将来の世代にもたらす危険及び帰結についての意識を高めることの重要性を認識し、この条約の原則及び規範の周知を図ることを約束し、

核兵器の全面的な廃絶の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、このために国際連合、国際赤十字・赤新月運動、その他の国際機関及び地域

的機関、非政府機関、宗教指導者、議員〔parliamentarians〕、学術研究者、及びヒバクシャが行っている努力を認識し、

次のとおり協定した。

### 第1条（禁止）

締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

- (a) 核兵器その他の核爆発装置を開発し、実験し、生産し、製造し、その他の方法によって取得し、保有し又は貯蔵すること。
- (b) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいずれかの者に対して直接又は間接に移譲すること。
- (c) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理を直接又は間接に受領すること。
- (d) 核兵器その他の核爆発装置を使用すること又は使用することの威嚇を行うこと。
- (e) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、いかなる様態によるかを問わず、援助し、奨励し又は勧誘すること。
- (f) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者から、いかなる様態によるかを問わず、いずれかの援助を求めること又は援助を受けること。
- (g) 自国の領域又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所において、核兵器その他の核爆発装置を配置し、設置し又は配備することを許可すること。

### 第2条（申告）

- 1 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後 30 日以内に、国際連合事務総長に対して申告を行うものとし、当該申告において、
  - (a) この条約が自国について効力を生じる前に、核兵器その他の核爆発装置を所有していたか否か、占有していたか否か又は管理していたか否か、及び核兵器に関連するすべての施設の除去若しくは転換を含む自国の核兵器計画の除去を行っていたか否かを申告する。
  - (b) 前条 (a) にかかわらず、核兵器その他の核爆発装置を所有しているか否か、占有しているか否か又は管理しているか否かを申告する。
  - (c) 前条 (g) にかかわらず、自国の領域又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に、他の国が所有し、占有し又は管理する核兵器その他の核爆発装置が存在するか否かを申告する。

- 2 国際連合事務総長は、前項の規定に基づき受領したすべての申告を全締約国に対して送付する。

### 第3条（保障措置）

- 1 次条 1 又は 2 が適用されない締約国は、将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく、少なくとも、この条約が効力を生じた時点において自国について効力を有する国際原子力機関の保障措置に関する義務を維持する。
- 2 次条 1 又は 2 が適用されない締約国であって、国際原子力機関と包括的な保障措置協定 (INFCIRC/153 (Corrected)) を締結していないか、又は同協定の効力が生じていない締約国は、同機関と同協定を締結しかつ発効させる。その協定の交渉は、この条約が当該

当事国につき効力を生じた時から 180 日以内に開始しなければならない。その協定は、この条約が当該締約国につき効力を生じた時から 18 箇月以内に効力を生ずるものとする。締約国は、その後は、将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく、この義務を維持する。

#### 第 4 条（核兵器の全面的な廃絶に向けた措置）

- 1 2017 年 7 月 7 日の後に、核兵器その他の核爆発装置を所有し、占有し又は管理しており、かつこの条約が自国につき効力を有する前に、核兵器に関連するすべての施設の除去若しくは不可逆的な転換を含む自国の核兵器計画の除去を行った締約国は、自国の核兵器計画を不可逆的に除去したことを確認することを目的として、この条の 6 に従って指定された権限のある国際当局〔competent international authority〕と協力する。この当局は、全締約国に対して報告する。当該締約国は、申告された核物質が平和的な核活動から転用されていないこと及び当該締約国全体において申告されていない核物質又は活動が存在しないことにつき信頼できる保証を供与するに十分な保障措置協定を国際原子力機関と締結する。その協定の交渉は、当該締約国につきこの条約が効力を生じた時から 180 日以内に開始しなければならない。その協定は、この条約が当該締約国につき効力を生じた時から 18 箇月以内に効力を生ずるものとする。締約国は、その後は、将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく、この義務を維持する。
- 2 第 1 条 (a) にかかわらず、核兵器その他の核爆発装置を所有し、占有し又は管理している締約国は、直ちにその核兵器その他の核爆発装置を運用上の地位から撤去し、可及的速やかにかつ最初の締約国会合により決定される期日までに、当該締約国の核兵器計画についての検証を伴いかつ不可逆的に除去を行うための法的な拘束力を有しかつ期限を伴う計画（核兵器に関連するすべての施設の除去又は不可逆的な転換を含む。）に従い、その核兵器その他の核爆発装置を廃棄する。当該締約国は、この条約が自国につき効力を生じた後 60 日以内にこの計画を全締約国又は全締約国が指定する権限のある国際当局に提出する。その後、この計画はこの権限のある国際当局と交渉され、同当局は、後に最も早く開催される締約国会合又は検討会合のいずれかに対して、これら会合の手続規則に基づく承認のために、この計画を提出する。
- 3 前項が適用される締約国は、申告された核物質が平和的な核活動から転用されていないこと及び当該締約国全体において申告されていない核物質又は活動が存在しないことにつき信頼できる保証を供与するに十分な保障措置協定を国際原子力機関と締結する。その協定の交渉は、前項に定める計画の実施が完了する期日までに開始しなければならない。その協定は、交渉開始の日の後 18 箇月以内に効力を生ずるものとする。締約国は、その後は、将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく、この保障措置に関する義務を維持する。この項に定める協定の効力が生じた後、締約国は、この条に基づく自国の義務の履行につき国際連合事務総長に対して最終申告を提出する。
- 4 第 1 条 (b) 及び (g) にかかわらず、自国の領域又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に、他の国が所有し、占有し又は管理する核兵器その他の核爆発装置が存在する締約国は、可及的速やかにかつ最初の締約国会合により決定される期日までに、その核兵器その他の核爆発装置の速やかな撤去を確保する。その核兵器その他の核爆発装置の

撤去に際して、この条に基づく自国の義務の履行につき国際連合事務総長に対して申告を提出する。

- 5 この条が適用される締約国は、この条に基づく自国の義務の履行が完了するまで、この義務の実施の進捗状況につき締約国会合及び検討会合に報告する。
- 6 全締約国は、この条の1、2及び3に従い、核兵器計画の不可逆的な除去（核兵器に関連するすべての施設の除去又は不可逆的な転換を含む。）につき交渉し及びこの除去を確認する権限のある国際当局〔a competent international authority or authorities〕を指定する。この条の1又は2の規定が適用される締約国につきこの条約の効力が生じる前に、この指定が行われない場合は、国際連合事務総長は、必要な決定を行うために締約国による特別の会合を招集する。

#### 第5条（国内の実施措置）

- 1 締約国は、この条約に基づく自国の義務を履行するために必要な措置をとる。
- 2 締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であって、自国の管轄若しくは管理の下にある者による活動又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域における活動を防止し、及び抑止するため、立法上、行政上その他の措置（罰則を設けることを含む。）をとる。

#### 第6条（被害者に対する援助及び環境の回復）

- 1 締約国は、核兵器の使用又は実験により影響を受けた自国の管轄の下にある個人について、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。）を適切に提供し、並びにこれらの者が社会的及び経済的に包容されるようにする。
- 2 締約国は、核兵器その他の核爆発装置の実験又は使用に関係する活動の結果として汚染された自国の管轄又は管理の下にある地域に関して、汚染された地域の環境上の回復に向けた必要かつ適切な措置をとる。
- 3 この条の1及び2に基づく義務は、国際法又は二国間の協定に基づく他の国の義務に影響を及ぼさない。

#### 第7条（国際協力および援助）

- 1 締約国は、この条約の実施を促進するために他の締約国と協力する。
- 2 締約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、可能な場合には他の締約国からの援助を求め及び受ける権利を有する。
- 3 援助を提供することのできる締約国は、この条約の実施を促進するために、核兵器の使用又は実験により影響を受けた締約国に対して技術的、物的及び財政的援助を提供する。
- 4 援助を提供することのできる締約国は、核兵器その他の核爆発装置の使用又は実験の被害者のための援助を提供する。
- 5 この条に基づく援助は、特に、国際連合及びその関連機関、国際的な、地域的な若しくは国の機関、非政府機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟若しくは各国赤十字・赤新月社を通じて又は二国間で提供することができる。
- 6 締約国が国際法に基づき負う他の義務に影響を与えることなく、核兵器その他の核爆発装置を使用し又は実験した締約国は、被害者の援助及び環境の回復を目的として、影響

を受けた締約国に対して適切な援助を提供する責任を有する。

#### 第8条（締約国会合）

- 1 締約国は、関連する規定に従いこの条約の適用又は実施に関する問題について、並びに核軍縮のための更なる措置について検討するため及び必要な場合には決定を行うために定期的に会合する。これには次の事項を含む。
  - (a) この条約の実施及び締結状況
  - (b) 核兵器計画の検証及び期限を伴いかつ不可逆的な除去のための措置（この条約に対する追加の議定書を含む。）
  - (c) この条約の規定に従いかつ適合する他の事項
- 2 最初の締約国会合については、この条約が効力を生じた後1年以内に国際連合事務総長が招集する。更なる締約国による会合は、締約国による別段の合意がある場合を除き、2年毎に、同事務総長が招集する。締約国会合は最初の会期において手続規則を採択する。その採択に至るまでの間、核兵器の全面的な廃絶に向けた核兵器を禁止する法的拘束力のある条約を交渉する国際連合会議の手続規則を適用する。
- 3 締約国の特別の会合は、必要と認められる場合、締約国からの書面による要請に基づき、かつ締約国の少なくとも3分の1がその要請を支持するとき、国際連合事務総長により、招集される。
- 4 この条約が効力を生じてから5年の期間の後、国際連合事務総長は、この条約の運用及びこの条約の目的の達成についての進展を検討するために会合を招集する。締約国による別段の合意がある場合を除き、国際連合事務総長は、同一の目的で6年毎に更なる検討会合を招集する。
- 5 締約国会合及び検討会合には、この条約の締約国でない国並びに国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び関連する非政府機関を、オブザーバーとして出席するよう招請する〔shall be invited〕。

#### 第9条（費用）

- 1 締約国会合、検討会合及び締約国の特別の会合の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及びこれらの会合にオブザーバーとして参加するこの条約の締約国でない国が負担する。
- 2 この条約の第2条に基づく申告、第4条に基づく報告及び第10条に基づく提案された改正の送付につき国際連合事務総長が要する費用は、適切に調整された国際連合の分担率に従って締約国が負担する。
- 3 第4条に基づき必要とされる検証措置の実施に関する費用並びに核兵器その他の核爆発装置の廃棄及び核兵器計画の除去（核兵器に関連するすべての施設の除去又は転換を含む。）に関する費用は、これらが適用される締約国が負担する。

#### 第10条（改正）

- 1 いずれの締約国も、この条約が効力を生じた後いつでもこの条約の改正を提案することができる。提案された改正の条文については、国際連合事務総長に通報するものとし、同事務総長は、当該条文をすべての締約国に送付し、当該提案を検討すべきか否かについての締約国の見解を求める。締約国の過半数が当該提案を更に検討することを支持

する旨を当該提案の送付の後 90 日以内に同事務総長に通報する場合には、当該提案は、次回の締約国会合又は検討会合のいずれか最も早く開催される会合において検討される。

- 2 締約国会合又は検討会合は、締約国の 3 分の 2 の多数による賛成投票により採択される改正につき合意することができる。寄託者は採択された改正をすべての締約国に通報する。
- 3 改正は、改正の時点における締約国の過半数により改正の批准書又は受諾書が寄託された 90 日の後、改正の批准書又は受諾書を寄託した締約国について効力を生ずる。その後、この改正は、改正の批准書又は受諾書を寄託した他の締約国につき、その批准書又は受諾書が寄託された 90 日の後効力を生ずる。

#### 第 11 条（紛争の解決）

- 1 この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間で紛争が生ずる場合には、関係締約国は、交渉によって又は国際連合憲章第 33 条に従い当該関係締約国が選択するその他の平和的手段によって紛争を解決するために協議する。
- 2 締約国会合は、この条約及び国際連合憲章の関係規定に従って、あっせんを提供し、関係締約国に対して当該関係締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請し及び合意された手続に従って解決するための期限を勧告することによる貢献を含み、紛争の解決に貢献することができる。

#### 第 12 条（普遍性）

締約国は、すべての国によるこの条約への普遍的な参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約を署名し、批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する。

#### 第 13 条（署名）

この条約は、2017 年 9 月 20 日からニューヨークにある国際連合本部においてすべての国に署名のために開放しておく。

#### 第 14 条（批准、受諾、承認又は加入）

この条約は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。この条約は加入のために開放しておく。

#### 第 15 条（効力発生）

- 1 この条約は、50 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後 90 日で効力を生ずる。
- 2 50 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後 90 日で効力を生ずる。

#### 第 16 条（留保）

この条約の各条の規定については、留保を付することができない。

#### 第 17 条（有効期間及び脱退）

- 1 この条約の有効期間は、無期限とする。
- 2 締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。当該締約国は、寄託者に対しその脱退を通知する。その通知には、自国の至高の利益を

危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない。

- 3 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日の後 12 箇月で効力を生ずる。ただし、脱退する締約国が当該 12 箇月の期間の満了の時ににおいて、武力紛争の当事者である場合には、当該締約国は、武力紛争の当事者でなくなる時まで、この条約の義務及び追加される議定書の義務に引き続き拘束される。

第 18 条（他の協定との関係）

この条約の実施は、締約国が当事国である既存の国際協定との関係で当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。但し、当該義務がこの条約と両立する場合に限る。

第 19 条（寄託者）

国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。

第 20 条（正文）

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

2017 年 7 月 7 日にニューヨークで作成された。

---

---

United Nations conference to negotiate a legally binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination

New York, 27-31 March and 15 June-7 July 2017

Agenda item 9

Negotiations, pursuant to paragraph 8 of General Assembly resolution 71/258 of 23 December 2016, on a legally binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination

## Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons

*The States Parties to this Treaty,*

*Determined* to contribute to the realization of the purposes and principles of the Charter of the United Nations,

*Deeply concerned* about the catastrophic humanitarian consequences that would result from any use of nuclear weapons, and recognizing the consequent need to completely eliminate such weapons, which remains the only way to guarantee that nuclear weapons are never used again under any circumstances,

*Mindful* of the risks posed by the continued existence of nuclear weapons, including from any nuclear-weapon detonation by accident, miscalculation or design, and emphasizing that these risks concern the security of all humanity, and that all States share the responsibility to prevent any use of nuclear weapons,

*Cognizant* that the catastrophic consequences of nuclear weapons cannot be adequately addressed, transcend national borders, pose grave implications for human survival, the environment, socioeconomic development, the global economy, food security and the health of current and future generations, and have a disproportionate impact on women and girls, including as a result of ionizing radiation,

*Acknowledging* the ethical imperatives for nuclear disarmament and the urgency of achieving and maintaining a nuclear-weapon-free world, which is a global public good of the highest order, serving both national and collective security interests,

*Mindful* of the unacceptable suffering of and harm caused to the victims of the use of nuclear weapons (hibakusha) , as well as of those affected by the testing of nuclear weapons,

*Recognizing* the disproportionate impact of nuclear-weapon activities on indigenous peoples,

*Reaffirming* the need for all States at all times to comply with applicable international law, including international humanitarian law and international human rights law,

*Basing themselves* on the principles and rules of international humanitarian law, in particular the principle that the right of parties to an armed conflict to choose methods or means of warfare is not unlimited, the rule of distinction, the prohibition against indiscriminate attacks, the rules on proportionality and precautions in attack, the prohibition on the use of weapons of a nature to cause superfluous injury or unnecessary suffering, and the rules for the protection of the natural environment,

*Considering* that any use of nuclear weapons would be contrary to the rules of international law applicable in armed conflict, in particular the principles and rules of international humanitarian law,

*Reaffirming* that any use of nuclear weapons would also be abhorrent to the principles of humanity and the dictates of public conscience,

*Recalling* that, in accordance with the Charter of the United Nations, States must refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any State, or in any other manner inconsistent with the Purposes of the United Nations, and that the establishment and maintenance of international peace and security are to be promoted with the least diversion for armaments of the world's human and economic resources,

*Recalling also* the first resolution of the General Assembly of the United Nations, adopted on 24 January 1946, and subsequent resolutions which call for the elimination of nuclear weapons,

*Concerned* by the slow pace of nuclear disarmament, the continued reliance on

nuclear weapons in military and security concepts, doctrines and policies, and the waste of economic and human resources on programmes for the production, maintenance and modernization of nuclear weapons,

*Recognizing* that a legally binding prohibition of nuclear weapons constitutes an important contribution towards the achievement and maintenance of a world free of nuclear weapons, including the irreversible, verifiable and transparent elimination of nuclear weapons, and determined to act towards that end,

*Determined* to act with a view to achieving effective progress towards general and complete disarmament under strict and effective international control,

*Reaffirming* that there exists an obligation to pursue in good faith and bring to a conclusion negotiations leading to nuclear disarmament in all its aspects under strict and effective international control,

*Reaffirming also* that the full and effective implementation of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, which serves as the cornerstone of the nuclear disarmament and non-proliferation regime, has a vital role to play in promoting international peace and security,

*Recognizing* the vital importance of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty and its verification regime as a core element of the nuclear disarmament and non-proliferation regime,

*Reaffirming* the conviction that the establishment of the internationally recognized nuclear-weapon-free zones on the basis of arrangements freely arrived at among the States of the region concerned enhances global and regional peace and security, strengthens the nuclear non-proliferation regime and contributes towards realizing the objective of nuclear disarmament,

*Emphasizing* that nothing in this Treaty shall be interpreted as affecting the inalienable right of its States Parties to develop research, production and use of nuclear energy for peaceful purposes without discrimination,

*Recognizing* that the equal, full and effective participation of both women and men is an essential factor for the promotion and attainment of sustainable peace and security, and committed to supporting and strengthening the effective participation of women in nuclear disarmament,

*Recognizing also* the importance of peace and disarmament education in all its aspects and of raising awareness of the risks and consequences of nuclear weapons for current and future generations, and committed to the dissemination of the principles and norms of this Treaty,

*Stressing* the role of public conscience in the furthering of the principles of humanity as evidenced by the call for the total elimination of nuclear weapons, and recognizing the efforts to that end undertaken by the United Nations, the International Red Cross and Red Crescent Movement, other international and regional organizations, non-governmental organizations, religious leaders, parliamentarians, academics and the hibakusha,

*Have agreed* as follows:

### Article 1 Prohibitions

1. Each State Party undertakes never under any circumstances to:
  - (a) Develop, test, produce, manufacture, otherwise acquire, possess or stockpile nuclear weapons or other nuclear explosive devices;
  - (b) Transfer to any recipient whatsoever nuclear weapons or other nuclear explosive devices or control over such weapons or explosive devices directly or indirectly;
  - (c) Receive the transfer of or control over nuclear weapons or other nuclear explosive devices directly or indirectly;
  - (d) Use or threaten to use nuclear weapons or other nuclear explosive devices;
  - (e) Assist, encourage or induce, in any way, anyone to engage in any activity prohibited to a State Party under this Treaty;
  - (f) Seek or receive any assistance, in any way, from anyone to engage in any activity prohibited to a State Party under this Treaty;
  - (g) Allow any stationing, installation or deployment of any nuclear weapons or other nuclear explosive devices in its territory or at any place under its jurisdiction or control.

### Article 2 Declarations

1. Each State Party shall submit to the Secretary-General of the United Nations, not later than 30 days after this Treaty enters into force for that State Party, a declaration in which it shall:
  - (a) Declare whether it owned, possessed or controlled nuclear weapons or nuclear explosive devices and eliminated its nuclear-weapon programme, including the elimination or irreversible conversion of all nuclear-weapons-related facilities, prior to the entry into force of this Treaty for that State Party;
  - (b) Notwithstanding Article 1 (a) , declare whether it owns, possesses or controls any nuclear weapons or other nuclear explosive devices;
  - (c) Notwithstanding Article 1 (g) , declare whether there are any nuclear weapons or other nuclear explosive devices in its territory or in any place under its jurisdiction or control that are owned, possessed or controlled by another State.
2. The Secretary-General of the United Nations shall transmit all such declarations received to the States Parties.

### Article 3 Safeguards

1. Each State Party to which Article 4, paragraph 1 or 2, does not apply shall, at a minimum, maintain its International Atomic Energy Agency safeguards obligations in force at the time of entry into force of this Treaty, without prejudice to any additional relevant instruments that it may adopt in the future.
2. Each State Party to which Article 4, paragraph 1 or 2, does not apply that has not yet done so shall conclude with the International Atomic Energy Agency and bring into

force a comprehensive safeguards agreement (INFCIRC/153 (Corrected)) . Negotiation of such agreement shall commence within 180 days from the entry into force of this Treaty for that State Party. The agreement shall enter into force no later than 18 months from the entry into force of this Treaty for that State Party. Each State Party shall thereafter maintain such obligations, without prejudice to any additional relevant instruments that it may adopt in the future.

#### **Article 4 Towards the total elimination of nuclear weapons**

1. Each State Party that after 7 July 2017 owned, possessed or controlled nuclear weapons or other nuclear explosive devices and eliminated its nuclear-weapon programme, including the elimination or irreversible conversion of all nuclear-weapons-related facilities, prior to the entry into force of this Treaty for it, shall cooperate with the competent international authority designated pursuant to paragraph 6 of this Article for the purpose of verifying the irreversible elimination of its nuclear-weapon programme. The competent international authority shall report to the States Parties. Such a State Party shall conclude a safeguards agreement with the International Atomic Energy Agency sufficient to provide credible assurance of the non-diversion of declared nuclear material from peaceful nuclear activities and of the absence of undeclared nuclear material or activities in that State Party as a whole. Negotiation of such agreement shall commence within 180 days from the entry into force of this Treaty for that State Party. The agreement shall enter into force no later than 18 months from the entry into force of this Treaty for that State Party. That State Party shall thereafter, at a minimum, maintain these safeguards obligations, without prejudice to any additional relevant instruments that it may adopt in the future.

2. Notwithstanding Article 1 (a) , each State Party that owns, possesses or controls nuclear weapons or other nuclear explosive devices shall immediately remove them from operational status, and destroy them as soon as possible but not later than a deadline to be determined by the first meeting of States Parties, in accordance with a legally binding, time-bound plan for the verified and irreversible elimination of that State Party's nuclear-weapon programme, including the elimination or irreversible conversion of all nuclear-weapons-related facilities. The State Party, no later than 60 days after the entry into force of this Treaty for that State Party, shall submit this plan to the States Parties or to a competent international authority designated by the States Parties. The plan shall then be negotiated with the competent international authority, which shall submit it to the subsequent meeting of States Parties or review conference, whichever comes first, for approval in accordance with its rules of procedure.

3. A State Party to which paragraph 2 above applies shall conclude a safeguards agreement with the International Atomic Energy Agency sufficient to provide credible assurance of the non-diversion of declared nuclear material from peaceful nuclear activities and of the absence of undeclared nuclear material or activities in the State as a whole. Negotiation of such agreement shall commence no later than the date upon which

implementation of the plan referred to in paragraph 2 is completed. The agreement shall enter into force no later than 18 months after the date of initiation of negotiations. That State Party shall thereafter, at a minimum, maintain these safeguards obligations, without prejudice to any additional relevant instruments that it may adopt in the future. Following the entry into force of the agreement referred to in this paragraph, the State Party shall submit to the Secretary-General of the United Nations a final declaration that it has fulfilled its obligations under this Article.

4. Notwithstanding Article 1 (b) and (g) , each State Party that has any nuclear weapons or other nuclear explosive devices in its territory or in any place under its jurisdiction or control that are owned, possessed or controlled by another State shall ensure the prompt removal of such weapons, as soon as possible but not later than a deadline to be determined by the first meeting of States Parties. Upon the removal of such weapons or other explosive devices, that State Party shall submit to the Secretary-General of the United Nations a declaration that it has fulfilled its obligations under this Article.

5. Each State Party to which this Article applies shall submit a report to each meeting of States Parties and each review conference on the progress made towards the implementation of its obligations under this Article, until such time as they are fulfilled.

6. The States Parties shall designate a competent international authority or authorities to negotiate and verify the irreversible elimination of nuclear-weapons programmes, including the elimination or irreversible conversion of all nuclear-weapons-related facilities in accordance with paragraphs 1, 2 and 3 of this Article. In the event that such a designation has not been made prior to the entry into force of this Treaty for a State Party to which paragraph 1 or 2 of this Article applies, the Secretary-General of the United Nations shall convene an extraordinary meeting of States Parties to take any decisions that may be required.

#### **Article 5 National implementation**

1. Each State Party shall adopt the necessary measures to implement its obligations under this Treaty.

2. Each State Party shall take all appropriate legal, administrative and other measures, including the imposition of penal sanctions, to prevent and suppress any activity prohibited to a State Party under this Treaty undertaken by persons or on territory under its jurisdiction or control.

#### **Article 6 Victim assistance and environmental remediation**

1. Each State Party shall, with respect to individuals under its jurisdiction who are affected by the use or testing of nuclear weapons, in accordance with applicable international humanitarian and human rights law, adequately provide age- and gender-sensitive assistance, without discrimination, including medical care, rehabilitation and psychological support, as well as provide for their social and economic inclusion.

2. Each State Party, with respect to areas under its jurisdiction or control contaminated as a result of activities related to the testing or use of nuclear weapons or other nuclear explosive devices, shall take necessary and appropriate measures towards the environmental remediation of areas so contaminated.

3. The obligations under paragraphs 1 and 2 above shall be without prejudice to the duties and obligations of any other States under international law or bilateral agreements.

#### **Article 7 International cooperation and assistance**

1. Each State Party shall cooperate with other States Parties to facilitate the implementation of this Treaty.

2. In fulfilling its obligations under this Treaty, each State Party shall have the right to seek and receive assistance, where feasible, from other States Parties.

3. Each State Party in a position to do so shall provide technical, material and financial assistance to States Parties affected by nuclear-weapons use or testing, to further the implementation of this Treaty.

4. Each State Party in a position to do so shall provide assistance for the victims of the use or testing of nuclear weapons or other nuclear explosive devices.

5. Assistance under this Article may be provided, inter alia, through the United Nations system, international, regional or national organizations or institutions, non governmental organizations or institutions, the International Committee of the Red Cross, the International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies, or national Red Cross and Red Crescent Societies, or on a bilateral basis.

6. Without prejudice to any other duty or obligation that it may have under international law, a State Party that has used or tested nuclear weapons or any other nuclear explosive devices shall have a responsibility to provide adequate assistance to affected States Parties, for the purpose of victim assistance and environmental remediation.

#### **Article 8 Meeting of States Parties**

1. The States Parties shall meet regularly in order to consider and, where necessary, take decisions in respect of any matter with regard to the application or implementation of this Treaty, in accordance with its relevant provisions, and on further measures for nuclear disarmament, including:

(a) The implementation and status of this Treaty;

(b) Measures for the verified, time-bound and irreversible elimination of nuclear-weapon programmes, including additional protocols to this Treaty;

(c) Any other matters pursuant to and consistent with the provisions of this Treaty.

2. The first meeting of States Parties shall be convened by the Secretary-General of the United Nations within one year of the entry into force of this Treaty. Further meetings of States Parties shall be convened by the Secretary-General of the United Nations on a biennial basis, unless otherwise agreed by the States Parties. The meeting of States Parties

shall adopt its rules of procedure at its first session. Pending their adoption, the rules of procedure of the United Nations conference to negotiate a legally binding instrument to prohibit nuclear weapons, leading towards their total elimination, shall apply.

3. Extraordinary meetings of States Parties shall be convened, as may be deemed necessary, by the Secretary-General of the United Nations, at the written request of any State Party provided that this request is supported by at least one third of the States Parties.

4. After a period of five years following the entry into force of this Treaty, the Secretary-General of the United Nations shall convene a conference to review the operation of the Treaty and the progress in achieving the purposes of the Treaty. The Secretary-General of the United Nations shall convene further review conferences at intervals of six years with the same objective, unless otherwise agreed by the States Parties.

5. States not party to this Treaty, as well as the relevant entities of the United Nations system, other relevant international organizations or institutions, regional organizations, the International Committee of the Red Cross, the International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies and relevant non-governmental organizations, shall be invited to attend the meetings of States Parties and the review conferences as observers.

#### Article 9 Costs

1. The costs of the meetings of States Parties, the review conferences and the extraordinary meetings of States Parties shall be borne by the States Parties and States not party to this Treaty participating therein as observers, in accordance with the United Nations scale of assessment adjusted appropriately.

2. The costs incurred by the Secretary-General of the United Nations in the circulation of declarations under Article 2, reports under Article 4 and proposed amendments under Article 10 of this Treaty shall be borne by the States Parties in accordance with the United Nations scale of assessment adjusted appropriately.

3. The cost related to the implementation of verification measures required under Article 4 as well as the costs related to the destruction of nuclear weapons or other nuclear explosive devices, and the elimination of nuclear-weapon programmes, including the elimination or conversion of all nuclear-weapons-related facilities, should be borne by the States Parties to which they apply.

#### Article 10 Amendments

1. At any time after the entry into force of this Treaty, any State Party may propose amendments to the Treaty. The text of a proposed amendment shall be communicated to the Secretary-General of the United Nations, who shall circulate it to all States Parties and shall seek their views on whether to consider the proposal. If a majority of the States Parties notify the Secretary-General of the United Nations no later than 90 days after its circulation that they support further consideration of the proposal, the proposal shall be

considered at the next meeting of States Parties or review conference, whichever comes first.

2. A meeting of States Parties or a review conference may agree upon amendments which shall be adopted by a positive vote of a majority of two thirds of the States Parties. The Depositary shall communicate any adopted amendment to all States Parties.

3. The amendment shall enter into force for each State Party that deposits its instrument of ratification or acceptance of the amendment 90 days following the deposit of such instruments of ratification or acceptance by a majority of the States Parties at the time of adoption. Thereafter, it shall enter into force for any other State Party 90 days following the deposit of its instrument of ratification or acceptance of the amendment.

#### **Article 11 Settlement of disputes**

1. When a dispute arises between two or more States Parties relating to the interpretation or application of this Treaty, the parties concerned shall consult together with a view to the settlement of the dispute by negotiation or by other peaceful means of the parties' choice in accordance with Article 33 of the Charter of the United Nations.

2. The meeting of States Parties may contribute to the settlement of the dispute, including by offering its good offices, calling upon the States Parties concerned to start the settlement procedure of their choice and recommending a time limit for any agreed procedure, in accordance with the relevant provisions of this Treaty and the Charter of the United Nations.

#### **Article 12 Universality**

Each State Party shall encourage States not party to this Treaty to sign, ratify, accept, approve or accede to the Treaty, with the goal of universal adherence of all States to the Treaty.

#### **Article 13 Signature**

This Treaty shall be open for signature to all States at United Nations Headquarters in New York as from 20 September 2017.

#### **Article 14 Ratification, acceptance, approval or accession**

This Treaty shall be subject to ratification, acceptance or approval by signatory States. The Treaty shall be open for accession.

#### **Article 15 Entry into force**

1. This Treaty shall enter into force 90 days after the fiftieth instrument of ratification, acceptance, approval or accession has been deposited.

2. For any State that deposits its instrument of ratification, acceptance, approval or accession after the date of the deposit of the fiftieth instrument of ratification, acceptance,

approval or accession, this Treaty shall enter into force 90 days after the date on which that State has deposited its instrument of ratification, acceptance, approval or accession.

#### **Article 16 Reservations**

The Articles of this Treaty shall not be subject to reservations.

#### **Article 17 Duration and withdrawal**

1. This Treaty shall be of unlimited duration.
2. Each State Party shall, in exercising its national sovereignty, have the right to withdraw from this Treaty if it decides that extraordinary events related to the subject matter of the Treaty have jeopardized the supreme interests of its country. It shall give notice of such withdrawal to the Depositary. Such notice shall include a statement of the extraordinary events that it regards as having jeopardized its supreme interests.
3. Such withdrawal shall only take effect 12 months after the date of the receipt of the notification of withdrawal by the Depositary. If, however, on the expiry of that 12-month period, the withdrawing State Party is a party to an armed conflict, the State Party shall continue to be bound by the obligations of this Treaty and of any additional protocols until it is no longer party to an armed conflict.

#### **Article 18 Relationship with other agreements**

The implementation of this Treaty shall not prejudice obligations undertaken by States Parties with regard to existing international agreements, to which they are party, where those obligations are consistent with the Treaty.

#### **Article 19 Depositary**

The Secretary-General of the United Nations is hereby designated as the Depositary of this Treaty.

#### **Article 20 Authentic texts**

The Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish texts of this Treaty shall be equally authentic.

DONE at New York, this seventh day of July, two thousand and seventeen.

# 核兵器の禁止に関する条約（TPNW）について

日本反核法律家協会 理事  
明治大学兼任講師 山田 寿則



## ◆はじめに

2017年7月7日、「核兵器の全面廃絶に向けた核兵器を禁止する法拘束的文書を交渉する国連会議」(United Nations Conference to Negotiate a Legally Binding Instrument to Prohibit Nuclear Weapons, Leading Towards their Total Elimination)は「核兵器の禁止に関する条約」(Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons; TPNW)を採択した<sup>2</sup>。国連総会は2016年12月に決議71/258を採択し、この会議を開催することを決定した。この決議に基づき、2017年3月27日～31日(第1会期)及び6月15日～7月7日(第2会期)の期間ニューヨークの国連本部において開催され、130か国以上、国際機関及びNGOなどが参加した。米ロ英仏中のN5、印パ、イスラエル、北朝鮮及び核の傘の下にある日韓豪加独などは不参加であり、唯一オランダが参加した。

2月16日に会議開催準備のための組織会合を経て開催された第1会期においては、検討すべき文書に関する①原則及び目的、②中核的禁止、③制度的取極、この3主題にわたり一般的な意見交換が行われ、第1会期末には、ホワイト議長(コスタリカ)が、第2会期末の7月における条文採択を目指

すこと、それに向けて5月後半には議長原案を公表すること等を発表した。この議長原案は5月22日にジュネーブの国連本部において議長による解説のステートメントと併せて発表された。

6月15日からの第2会期においては、一般討論の後、議長原案(1次案)に基づき前文から順に条文ごとの審議が行われた(22日まで)。この間、前文に関してのみ議長修正案が提示されている(6月20日)。その後、核保有国の条約参加方式に関する原案2条～5条の検討を中心に非公式協議が行われ(一部NGOの傍聴が許される会合もあった)、26日には議長原案修正案(2次案)が提示された。その後条文ごとに4つの作業グループ<sup>3</sup>に分かれて審議を継続し、30日には各グループのファシリテーターから審議結果の報告が行われ、これをうけて7月3日に議長による第3次案が提示された。5日には7日の採択にあたり提案する条文の暫定採択が行われ、6日には最終案が提示された。7日の採択にはあくまでもコンセンサスが追求されたが、オランダによる投票の要求があり、結果として賛成122、反対1(オランダ)、棄権1(シンガポール)の投票結果で条文は採択された。

ヒロシマ・ナガサキへの原爆投下から72

1 会議の公式サイトは以下。<https://www.un.org/disarmament/ptnw/index.html>

2 この条約の認証謄本は以下から閲覧できる。[https://treaties.un.org/doc/Treaties/2017/07/20170707%2003-42%20PM/Ch\\_XXVI\\_9.pdf](https://treaties.un.org/doc/Treaties/2017/07/20170707%2003-42%20PM/Ch_XXVI_9.pdf)

3 ①1条(ホワイト議長)、②2～5条(アイルランド)、③6～8条(チリ)、④9～21条(タイ)の4グループ。( )内はファシリテーター国。条文は2次案に基づく。

年の歴史の中で、この核兵器禁止条約の成立は画期的な出来事である。これまで核軍縮に関する条約には、一部の国を除き核兵器の製造・取得等を禁じた普遍的条約として核不拡散条約（NPT）があり、関係国間の条約としては一定数までの核削減を約束する条約（新START条約など）は存在した。また、一部地域につき核兵器の不存在を確保する非核兵器地帯条約は存在した。しかし、核兵器の使用や使用すると威嚇を禁止するだけでなく、核兵器の開発・実験・生産・製造・保有・貯蔵を禁止し、加えて保有する核兵器の全廃を義務づける条約であって、すべての国に開かれた条約はこれまでに存在していなかった。

よく知られているように国連総会の最初の決議は、諸国の軍備から原子兵器等の大量破壊兵器を除去する提案を行うことをその任務に含む原子力委員会を設置する決議<sup>4</sup>であり、国連は創設当初から、核兵器の廃絶に取り組んできた。以来70年余を経て国際社会はようやくこの核兵器の廃絶を可能にする条約を成立させた。

本稿は、この条約の各条文を紹介し若干の解説を行うとともに、条約の特徴・意義・効果・課題につき考察を加える。なお現時点で交渉会議の内容に関する公式情報は限定的であり、本稿の分析は暫定的なものにとどまる<sup>5</sup>。

## I TPNWの条約としての構造

核兵器禁止条約（TPNW）は、前文及び20か条の本文からなる。すべての国に開かれている（13、14条）という点において

一般条約である。また核保有国を含めたすべての国を締約国とすることを目指しており、締約国に対して「すべての国によるこの条約への普遍的な参加を得る」ために非締約国にこの条約への参加を奨励する義務を課している（12条）。この条約の目指す核兵器の廃絶のためには核保有国が締約国となることが必須であるにもかかわらず、成立当初においては締約国となることが必ずしも期待できないことからすれば、この条項は条約の普遍化促進のため重要である。

発効要件は50カ国による批准であり、包括的核実験禁止条約（CTBT）におけるような発効要件国は存在しない（15条）。したがって、非核保有国50カ国による批准であっても、条約は発効する。留保は条約本文については禁止されている（16条）<sup>6</sup>。有効期間は無期限であるが（17条1）、脱退は可能であり「自国の至高の利益を危うく」する「異常な事態」が存在すると認める場合には、締約国は国連事務総長に通知することで脱退することができる（17条2）。但し、脱退の発効は通知後12か月を要し、かつ脱退国が武力紛争の当事者である場合には、紛争当事者でなくなる時まで、この条約の義務及びこの条約の追加議定書の義務に引き続き拘束される（同3）。NPTの脱退規定と比較した場合、脱退事由（自国の至高の利益を危うくする異常な事態）は同じであるが、事前通知が脱退発効要件であることが明確にされた点と武力紛争時での脱退ができない点においてNPTよりも脱退要件は厳格になっている。改正は、締

4 Establishment of a Commission to deal with the Problem by the Discover of Atomic Energy, UNGA Resolution 1 (1) .

5 すでに専門家によるコメント、論評、分析が公表されている。さしあたり、長崎大学核兵器廃絶研究センターによる『核兵器禁止条約採択の意義と課題』2017年8月を参照（<http://naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/37700/1/REC-PP-06.pdf>）。

6 後述のように前文の重要性に鑑みれば、前文に対する留保が許容されると解される点には問題が残る。

約国の3分の2の賛成で改正案が採択され、締約国過半数がこれに批准する場合、批准国につき改正は発効する（10条）。

## II 前文について

条約の前文は、一般に法的拘束力はないものとされているが、条約解釈で参照される。すなわち、ウィーン条約法条約によれば、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」（31条1）とされ、「条約の解釈上、文脈というときは、条約文（前文及び附属書を含む。）のほかに、次のものを含める。」（同2柱書）とあることから明らかなように、前文は条約の文脈を構成する。また、前文は条約の「趣旨及び目的」が示されることが多いので、前文は条約の解釈において重要な地位を占める。

この条約では、条約作成の動機、前提となる認識、行動目標等が示されている。このことは、上述した条約解釈という観点に加えて、発効後の条約の運用という観点からも重要である。すなわち、この前文はこの条約に基づき定期的に開催される今後の締約国会合・検討会合で検討されるテーマを示唆しており、前文は運用の指針となりうることが予想されるからである。この締約国会合等に参加が招請される非締約国にとり、前文の内容は、会合参加の可否を判断する際の考慮事項となりうる。この前文の内容について、締約国の範囲を越えて非締約国を含めた認識の共有がどこまで実現できるかが、今後の課題と考えられる。

この条約の前文は以下のように整理することができよう。すなわち、2～7段では、事実の認識と評価が示され、8～11段では核使用禁止規範の認識と評価が言及され、1及び12～17段では軍縮規範と今後の行

動が、18～21段では関連規則について、22～24段では軍縮の担い手について示されている。

## III 1条（禁止）について

1条は、この条約における中核的禁止行為が列挙されており、締約国が「いかなる場合にも」この禁止行為を行わないことを約束している。この表現からは、「復仇」の場合にも1条に列挙される行為は禁止されていると解される。

まず、核兵器その他の核爆発装置（以下、核兵器等と称する）の開発、実験、生産、製造、取得、保有又は貯蔵が禁止される（1条（a））。とくに「実験」については、交渉過程において未臨界実験やコンピューター・シミュレーションといった非爆発的実験も禁止すべきかが議論された。議長原案ではCTBT 1条1と同一文言（「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」）が用いられ、非爆発的実験は排除されていたが、最終的に単に「実験」との文言が用いられており、非爆発的実験も禁止していると解される。

次に、核兵器等及びその管理の移譲・受領が禁止される（同（b）及び（c））。これはNPT1、2条を踏まえている。

さらに、核兵器等の使用又はこれを「使用するとの威嚇」（threaten to use）も禁止される（同（d））。「使用」に関しては、前文においては、核使用の人道上の帰結に関する諸事実の認定が示され（特に2～7段）、国際法遵守の必要性が再確認され（8段）、適用法として国際人道法に立脚することが示されている（9段）。これらをうけて結論的に「核兵器のいかなる使用も武力紛争に適用される国際法の規則、特に国際人道法の原則及び規則に違反する」（10段）ことが「考慮」されている。これら前文規定を踏まえるなら、この条約は核兵器

のいかなる使用も現行法に照らして違法であるとの認識を前提としているといえる。

核兵器が合法的に使用できることは核抑止政策の有効性にとり極めて重要な要素であるから、この条約の締約国となることと核抑止政策を採用することは相容れない。また、この条約前文に示されている現行法上の核使用の違法性についての認識が条約締約国を越えて普遍化するならば、条約外の核保有国にとっても、その採用する核抑止政策の有効性に影響を与えることが予想される。

他方、「使用するとの威嚇」に関しては、前文議長修正案（6月20日）の段階で「核兵器による威嚇」（any threat…of nuclear weapons）が国際法に違反するとの趣旨の文言が前文10段に挿入されたが、この文言は最終的に削除された。また前文12段における「武力による威嚇」の禁止への言及は国連憲章2条4の想起にとどまり、核兵器を「使用するとの威嚇」が憲章2条4で禁止された「武力による威嚇」に該当するとの判断は示されていない。さらに前文14段における核兵器依存への憂慮は必ずしも法的非難に該当するものとはいえない。これらのことからすれば、「使用するとの威嚇」については、既存の現行法に照らし違法であるとの認識を最終的に成立した条約から導くことは困難であり、核兵器を「使用するとの威嚇」の禁止はむしろこの条約によって創設された新しい法規範だと考えられる。これに対して「使用するとの威嚇」ないしは「核兵器による威嚇」は現行法上すでに違法であり、この条約はそのことを宣言したものだとの考え方もある<sup>7</sup>。いずれにせよ、核兵器を「使用するとの威嚇」の

禁止の法的根拠の解明はこの条約と核抑止政策との関係を理解する上での課題である。

加えて、1条では条約上の禁止行為につき他者への援助、奨励又は勧誘を禁止し（同（e））、また禁止行為につき他者からの援助の請求と受領をも禁止している（同（f））。ここでの他者には私人のみならず、他国も意味する。「援助、奨励又は勧誘」の概念は必ずしも明確ではないが、「いかなる様態によるかを問わず」としており、広義に解することができる。核保有国（非締約国）の核の傘に依存する政策の下での関係国間の協議や協力関係においては、この禁止行為に該当する行為が存在することが強く推定される。この禁止は、核保有国の核の傘に依存する政策を支える重要な要素を禁止することとなり、拡大核抑止への依存政策とは相容れないといえる。

また、交渉過程でしばしば核兵器産業などへの資金供与（融資）の禁止を義務づけるべきとの主張がなされたが、明文規定は置かれなかった。但し、この援助・奨励・勧誘のなかに資金供与を含むと解する立場から、締約国が国内実施措置としてかかる資金供与の禁止措置を取ることが考えられる。

最後に、自国領域内又は自国の管轄若しくは管理下における核兵器等の配置、設置又は配備の許可が禁止された（同（g））。交渉過程では、「通過」も禁止すべきとの主張があった。領海内での無害通航及び国際海峡での通過通航は「継続的かつ迅速」な通航を意味し、「配置、設置又は配備」の概念には該当しないと解される。核搭載艦船が無害通航権又は通過通航権を行使することは妨げられない。仮に、（e）に基づ

7 なおIALANA提出の作業文書37では、「本条約に核兵器の威嚇の禁止を盛り込むことは、現行法の下での威嚇の違法性を確認し（それは前文においても宣言されるべきだが）、明確にする点で望ましい。」と主張している（A/CONF.229/2017/NGO/WP.37, para. 2）。この作業文書の訳は本誌72頁以下参照。

き領海内での通航を禁止する場合には、これら一般国際法上確立している通航権との抵触が問題となろう。なお、東南アジア諸国は、バンコク条約において地帯国の大陸棚・排他的経済水域 (EEZ) における核使用・威嚇を禁止していることから、この条約でも大陸棚・EEZ を含むと解している。

#### IV 2条～4条について

これら条文は条約の検証に関する。2条は締約国に対して、自国につき条約発効後30日以内に国連事務総長に対して核兵器等に関する申告を求めている(1項)。この申告内容に従えば、締約国は以下の4つに分類されることとなる。すなわち①かつて核兵器を所有又は占有しており、発効前に廃棄した締約国(旧保有国)、②核兵器等を現に所有又は占有している締約国(現保有国)、③自国領域内又は管轄若しくは管理下に他国の核兵器等が所在する締約国(他国核所在国)、④前記①又は②に該当しない締約国(非保有国)である(なお③も非保有国である)。

3条は上記③及び④の非保有国に対する保障措置に関する規定である。まず、現行のIAEA保障措置協定を維持することを義務づけ(1項)、次いで、IAEAの包括的保障措置協定を締結していないか、同協定が未発効である場合には、この協定を交渉し発効させることを義務づけている(2項)。

3条は、締約国に対してNPTにおける不拡散義務の検証措置である包括的保障措置協定の維持乃至は交渉・発効を義務づけることにより、NPT並みの保障措置の維持を確保する趣旨である。

交渉過程では、IAEA追加議定書(INFCIRC/540 (corrected))の標準化を指向する主張もなされたが、「将来において自国が採択する追加の関連する文書に影

響を及ぼすことなく」との文言の挿入にとどまっており、交渉参加国間では同追加議定書の標準化に対してはなお強い抵抗があることをうかがわせる。

しかし、条約1条は核兵器等の「開発」を禁止しており、製造・取得の禁止にとどまるNPTの不拡散義務(2条)よりも厳しい禁止が課せられている。この厳しい禁止を検証するためにより高水準の保障措置協定を求める主張がなされる可能性は考えられる。他方で、使用禁止の受諾が、より制約のない「平和利用」追求の論拠とされることも考えられる。

4条は、核兵器の全面的な廃絶に向けた措置を規定しており、専ら旧保有国、現保有国及び他国核所在国を対象とする。まず、旧保有国は、自国の核兵器計画の除去の検証を目的として「指定当局」と協力することが義務づけられており、この当局が全締約国に対して報告を行うこととなる。平和利用から軍事利用への不転用の確認については、IAEAとの間で保障措置協定を締結することが義務づけられている(4条1)。この締結交渉は自国についての条約発効後180日以内の開始、18カ月以内の協定発効が要求されており、NPT3条4項の保障措置協定交渉・発効規定を踏まえている。

次に現保有国についての核兵器廃棄措置として、核兵器等の運用上の地位の撤去義務及び廃棄義務が規定されている。前者は即時の実施が求められ、後者は最初の締約国会合による決定期日までの実施が要求される。検証措置については、検証付・期限付・不可逆な法拘束的廃棄計画を「指定当局」に提出し(自国についての条約発効後60日以内)、交渉することが規定され、この当局が承認のために締約国会合又は検討会合に提出する(同2)。

現保有国における平和利用から軍事利

(参考) 2～4条関係の整理

	旧保有国 (核兵器廃棄済の国)	現保有国	他国核所在国 (非保有国)	非保有国
申告(2条)	かつて所有/占有しており廃棄したと申告	所有/占有していると申告	域内に他国核が所在すると申告	左記のいずれにも該当しないと申告
核兵器の廃棄措置(4条)	廃棄につき「指定当局」と協力して検証。	・核兵器の運用上の地位の撤去(即時) ・核兵器の廃棄(締約国会合決定期日まで) ・「除去計画」の提出と交渉(「指定当局」と)、承認(締約国会合等で)	・速やかな撤去の確保(締約国会合決定期日まで) ・事務総長への申告	なし
平和利用転用防止(3, 4条)	IAEAと保障措置協定を締結・発効(4条1)	・IAEAと保障措置協定を締結・発効(4条3) ・事務総長に最終申告	包括的保障措置協定を維持/締結(3条)	包括的保障措置協定を維持/締結(3条)
締約国会合等への報告	進捗状況を報告(4条5)	進捗状況を報告(4条5)	進捗状況を報告(4条5)	なし

用への不転用の確認については、やはりIAEAとの保障措置協定の締結が義務づけられており、核兵器の廃棄計画完了日までに交渉開始、開始後18カ月以内の発効、及び国連事務総長に対する最終申告が義務づけられている(同3)。

さらに、他国核所在国については、他国核の速やかな撤去の確保(最初の締約国会合決定期日まで)及び義務履行につき国連事務総長に対して申告することが義務づけられている(同4)。

なお、これら4の適用対象国は締約国会合又は検討会合に対する4条義務の進捗状況の報告義務がある(同5)。また、前記「指定当局」は、全締約国が指定することとなっており、締約国会合又は検討会合で指定されることが予想される(同6)。

V 5～7条について

1条の禁止行為が不作為義務であるのに対して、5～7条は条約実施のための措置(作為)を義務づけており、積極的義務と呼ばれる。

5条では、条約義務を国内的に履行するための履行措置をとることを義務づけてお

り(5条1)、これには禁止活動の防止・抑止の措置(罰則を含む)が含まれる(同2)。ここでは管轄・管理下の個人による禁止活動(属人主義)及び管轄・管理下の領域内における禁止活動(属地主義)が対象となる。

6条は被害者援助及び環境回復に関する。まず、締約国の管轄下の個人に対して援助を提供することを締約国に義務づける。これは国際人道法・国際人権法に従うものであって、年齢・性別などに配慮した援助でなければならず、社会的・経済的包摂性の確保も要求される(6条1)。また、締約国に対して自国の管轄又は管理下の汚染地域の環境回復措置をとることを義務づける(同2)。なお、これらの義務は、他の国の義務に影響しないものとされる(同3)。すなわち核使用国・核実験国のありうべき責任がこの規定の存在により解除されることにはならない。

国際協力及び被害者援助に関する7条では、まず、締約国に対して条約実施の相互協力を義務づけ(7条1)、次いで他国に援助を請求しかつ受領する権利があることを規定する(同2)。また、核使用・核

実験被害国への援助を提供すること（同3）及び被害者のための援助を提供することも締約国に義務づけている（同4）。但し、3及び4の義務は応能負担を条件とする。なお援助の形態としては、国際援助（民間援助も）又は二国間援助による（同5）。注目されるのは、交渉の最終段階で挿入された、核使用・核実験国に対して被害者援助・環境回復目的での援助責任を課す規定である（同6）。締約国の国際法上の他の義務に影響しないとされており、この責任の性質（違法行為責任といえるか）の問題にも関わり、今後の議論の対象となりうる。

## VI 8条以下について（Iで言及した条文を除く）

8条以下は制度的取極となっている。この条約発効以降は、定期的に締約国会合が開催され、条約の適用・実施及び更なる核軍縮措置につき検討し決定する（8条1）。これには核兵器の廃棄措置などを含み追加議定書の形式での採択が予定されている。会合は、発効後1年以内に最初の締約国会合を開催し、その後は2年毎に開催される（同2）。特別会合は締約国の1/3の要請に基づき開催される（同3）。なお、6年毎に検討会合が予定されている（同4）。この締約国会合と検討会合の組合せは、対人地雷やクラスター弾の条約にみられる形式である。注目されるのは、これら会合に非締約国、国連等国際機関、赤十字およびNGOがオブザーバー招請されるものとされており、これは義務規定なので、参加は強制されないが必ず招請しなければならない（同5）。

9条はかかる諸会合の開催や事務総長の活動に関する費用を規定する。締約国会合・検討会合・特別会合については、締約国及びオブザーバー参加する非締約国が国連分

担率に基づき負担する（9条1）。国連事務総長が条約に基づき行う活動（2、4及び10条）の費用については締約国が国連分担率に基づき負担する（同2）。核兵器等の廃棄措置及び廃棄検証措置（4条）は、措置の適用対象締約国の負担となる（同3）。

11条は条約の適用解釈をめぐる締約国間の紛争解決規定である。まず紛争当事国に紛争解決のための協議義務を課し（11条1）、加えて締約国会合にあっては提供や勧告等の関与権限を認めている（同2）。

18条では、この条約の実施と他の協定との関係を規定する。18条1は、武器貿易条約（ATT）26条1の援用である。ATTでは、締約国間での（事前・事後の）防衛協力協定とATTの関係が問題であったが、この条文の意図は、ATT締約国が、武器貿易を規律する他の協定の当事国となることを確保するが、その協定義務がATT義務と両立しない場合には、その協定のどの規定も合法的には実施しえないことを確保することであった。この条約18条では、NPTとの関係が焦点となった。とくに、NPTの不拡散義務を緩和しない趣旨（抜け穴とならない）である。交渉会議では、まずNPTの権利・義務に影響しないとの趣旨の議長原案が示された。これについては、核保有国が条約当事国となった場合に、核保有国がNPT上の権利として主張されたときの困難を指摘する声があり、かかる懸念を回避するために現行条文が採択された。

この条約実施が締約国の既存の国際協定上の義務に影響せず、但し、当該義務がこの条約と両立する場合に限る、との文言は、一見わかりにくい。両立する場合に影響しないのは当然だからだ。前述の通りこの条文の趣旨は、両立しない場合に条約実施が他の（両立していない）協定義務に優先す

るということである。不拡散義務（保障措置義務）についてみれば、前述のように3条で包括的保障措置協定を義務づけNPT並みの義務を維持しているの、両立することは明白である。

むしろ、18条はこの条約と締約国・非締約国（核保有国）間協定との関係で問題となり得る。例えば、援助・奨励・勧誘の禁止（1条（g））、援助の請求・受領の禁止（同（f））及び配置・設置・配備の禁止（同（h））は、前記協定上の義務と両立しない場合が考えられる。この場合、締約国については、協定義務よりも条約義務の実施が優先する。

なお、18条はATTと異なり「将来の国際協定」との関係に言及しない。ATT26条1は締約国間の将来の協定によって、ATT義務が変更されないことを意図している（特別法優先・後法優先原則の例外）。この条約においては類似の文言が存在しないため、特定の条約締約国間で条約規定から逸脱する特別協定（例えば、低水準の禁止規定を含む）を事後的に締結する場合（締約国会合による追加議定書の形式をとる可能性も否定できない）、特別法優先・後法優先の一般法上の原則によって条約・協定間の効力関係が処理されることとなる。この条約の義務の性質、とくに中核的義務の優先性について議論を深める必要がある。

## VII TPNW の特徴・意義・効果・課題

この条約には次のような特徴がある。ここでは3点指摘しておきたい。第1に、この条約はいわゆる核軍縮への人道的アプローチに基づき成立している。とりわけ核使用の壊滅的な人道上の帰結など、前文2～6段において認識・留意されている事実は、2010年ごろからの核兵器の非人道性に関する国際会議及び共同声明・国連総会決議に

おいて繰り返し確認されてきた。この条約はこのような核使用の帰結がもたらす非人道性や核の存在が人類にもたらすリスクへの非難を前提に成立している。その背景には、「人道の誓約」で明言された核兵器を「汚名化」し、禁止し、廃絶するというアプローチが存在する。加えて、この条約は核兵器を人道の観点から批判するだけでなく、倫理的観点（前文5段）、法的観点（前文10段）、軍事・安全保障の観点（前文3、14段）等、あらゆる観点から核兵器の存在を非難しており、核兵器を「非正当化／脱正統化」する契機が含まれている。

第2に、この条約は現行法に立脚している。とくに核使用・威嚇についてはⅢでみたとおりである。核軍縮義務については、1996年ICJ勧告的意見で示された核軍縮誠実交渉・完結義務が前文で再確認されている（16段）。核不拡散義務についても、3条でNPT並みの保障措置を義務づけるだけでなく、廃絶を進める核保有国についても4条で保障措置協定の締結を義務づけており、この条約はNPTを補完・強化している。原子力の平和利用の権利についてもこの条約によって害されないことを強調する（前文21段）。この条約はNPTの三本柱を補完・強化する内容となっている。

第3に、この条約は核兵器を禁止するだけでなく廃絶への入口を明示しており、核廃絶という「ゴールを可視化」したという特徴をもつ。この条約では核保有国が締約国となった場合の廃絶手続を一定程度明確化した（4条）。とくに核保有国は、運用上の地位からその核兵器を撤去し、廃棄することが義務づけられている（同2）。仮に、核保有9カ国すべてが締約国となる場合には、世界の核兵器の使用・威嚇は禁止され、運用からも除去され、ただ廃棄をまつ「保有」が許容されるだけとなり、これ

は「核なき世界」の実現とさえいえる。当然、検証措置もこの状況に至るプロセスも明確ではない。だがこのような目標地点が視認できることは、それに至る経路の探求を進める契機を提供する。加えて、このような探求を進めることは法的に要請されていることにも留意しておきたい。まず、この条約はNPT 6条でいう核軍縮の「効果的措置」として作成されていることは明らかであり、条約外にいるNPT当事国はこの条約への参加提案に対しては誠実に対応することが求められる（誠実交渉義務）。次に、TPNW締約国も条約普遍化を促進するための奨励義務（14条）に基づき、非締約国の加入等が可能となるような条約運用と外交交渉の実践が求められよう。これはICJが示した完結義務からも要請されると考えられる。完結義務は、「あらゆる点での核軍縮に至る」という結果の義務であるが、この条約成立をもってこの義務の履行が完了したとはいえないだろう。

さて、この条約に対しては交渉過程の前後を通じて様々な批判が加えられてきた。例えば、①保有国が不参加では実効性がない、②NPT体制を壊す、③安全保障を考慮していない、等である。

①については、条約が合意規範であることを考えれば、もっともな批判である。しかし、第1に、この条約は単に法規範の形成のみを目的としているわけではない。前述したように、核兵器に「非人道性」のレッテルを貼り、ひろく社会規範として忌むべきものとして「汚名化」することを通じて、核兵器廃絶への社会的条件の形成を狙いとしている。かかる「汚名化」にどの程度の実効性を見出すかは論者によって評価は異なる。だが、被爆の実相の普及を含めた平和・軍縮教育の推進（前文23段）、核使用を犯罪化する国内立法の策定（5条

2）、核兵器産業等への資金供与を禁止する国内措置等の諸方策がどのように実施されるかなど、条約に基づく諸実践に、かかる「汚名化」の実効性は依存するだろう。

第2に、この批判を克服するためには、この条約を起点として生じるだろう「廃絶プロセス」に核保有国・依存国を巻き込むことが必要となる。条約締約国会合のプロセスにとどまらず、NPTプロセスや国連総会第1委員会での検討も含めた様々な場における取組みを通じて、核保有国・依存国による核軍縮措置を促進する工夫が要求される。このために、この条約締約国が一定のまとまりをもった交渉グループとして建設的な提案を行えるかどうかが課題であろう。

②については、前述したようにこの条約はNPTを補完・強化する内容を持つ。条文上はNPT体制を損なう点は見当たらない。だが、NPT当事国間でこの条約の評価をめぐる対立が顕在化していることは間違いない。条約に反対する側からの懸念の一つは、条約の締約国会合とNPT会合との関係である。締約国会合の任務は条約の適用・実施にとどまらず、核軍縮のための更なる措置の検討という、NPTの場で議論される事項を含んでいるからである（8条1）。だが、核軍縮措置を検討する場は従来からも複数存在した。NPT会合以外にも国連総会第1委員会やジュネーブ軍縮会議（CD）などだ。これに新たにTPNW会合が加わることになる。しかし、NPTはN5に軍縮義務（誠実交渉義務）を課しており、NPT会合はその履行を追及できる場である。さらには、2010年NPT合意では、この条約前文8段と同じく、国際人道法を含む国際法遵守の必要性を再確認しており、NPT会合は、この合意に基づきN5や核依存国に対して核使用の国際法適合性

についての説明責任を追及できる場でもある。このようにNPT会合の有用性は無視しえない。NPT再検討プロセスとTPNW締約国会合プロセスとがどのように有機的連関を形成するかが今後の課題となる。

③に関連して、まず注目すべきは、安全保障を確保する手段としての核兵器の役割の評価をめぐる対立が前提にあることだ。核兵器を自国の安全保障を確保する手段として軍事的には有用であり、合法的に使用できることから、仮に非人道性を認めたとしても「必要悪」として容認する立場をNPTの前提に見出すことができる。他方、前述したようにTPNWはあらゆる観点から核兵器を「非正当化／脱正統化」する契機を含んでおり、いわば「絶対悪」として核兵器を位置付けている。このようにみれば、核保有国とくに米英仏による反対は極めて原理的・根源的な反発であるように思われる<sup>8</sup>。

このような理解の上で、核抑止論および核抑止政策の再検討を促す議論の提起が課題である。核抑止政策を、あくまでも相手の核使用を思いとどまらせるための手段であるとみるならば、核使用を法的に禁止することで核使用を根絶しようとするTPNW

とは共通の基盤を見出すことは可能だろう。まずは、個別具体的な安全保障環境に即して、例えば、北東アジアや中東、南アジア、欧州といった個別地域ごとにTPNWが安全保障環境の改善にどのように貢献し得るか丁寧な議論を深めることが必要に思われる。

#### ◆おわりに

この条約の署名開放は2017年9月20日であり(13条)、発効は50番目の批准書の寄託後90日である(15条)。署名開放日に50カ国以上が署名しても、批准に要する国内手続を考えると、発効は2018年、最初の締約国会合の開催は2019年ごろと予想される。交渉会議ではオーストリアが同会合をホストする意向を表明した。2020年のNPT再検討会議ではこの条約をどのように扱うかが一つの争点となる。仮にこの問題が原因で実質合意が成立しなければ、NPTにとっては初めて2回連続して再検討会議が失敗に終わることになり、NPTの存在意義が大きくゆらぐことになりかねない。TPNWはNPTと核不拡散体制の在り方を根底から問う契機を提供している。



8 条約採択同日におけるこの3か国の共同声明では、この条約につき「国際の平和と安全の維持に寄与する既存の国際安全保障のアーキテクチャを損なうリスクがある」と評する。(https://usun.state.gov/remarks/7892)。

## 核兵器禁止条約の採択と今後の課題

日本反核法律家協会 事務局長  
弁護士 大久保 賢一



7月7日、国連の「核兵器の全面廃絶のために核兵器を禁止する条約交渉会議」は、「核兵器禁止条約」を賛成122、反対1（オランダ）、棄権1（シンガポール）で採択した。国連加盟国193カ国の約63パーセントに当たる多数の賛成である。私は、この条約採択を、「核兵器のない世界」を実現する上で、画期的な一歩となるものとして、心から歓迎する。そして、国連本部で、この条約採択に立ち会えたことに大きな喜びを覚えている。

核兵器禁止条約は、締約国に核兵器の開発、実験、生産、取得、占有、貯蔵、授受、使用、使用すると威嚇、これらの禁止事項についての援助や奨励、自国への配備の許可などを全面的に禁止するだけでなく、核兵器国に条約への加盟の道を開く仕組みを用意しており、核兵器の全面廃絶に向けての法的枠組みとなっている。また、この条約は、締約国に対して、核被害者に対する適切な援助や環境の回復を求めている。

今後、この条約は、本年9月20日からすべての国に署名手続きが開放され、50番目の国の批准書が寄託されてから90日で発効することになる。私は、この条約が、一日も早く発効することを祈念したい。

ところで、日本政府はこの交渉会議に参加しなかったし、署名はしないとしている。このような条約は有害無益であるというスタンスである。唯一の戦争核被害国の政府として許されない態度である。また、米英仏

3国は、「安全保障の現実を無視している」としてこの条約を拒否する姿勢を明らかにしている。さらに米国は、「この条約は核兵器を減らせない」、「北朝鮮の脅威に対する取り組みを損ねる」などとしている。彼らは、核兵器に依存しての国家安全保障を優先し、核兵器禁止条約を無視しようとしているのである。そもそも、人類社会を滅亡に追い込むかもしれない核兵器に依存して確保しなければならない「国家の安全」とは何を意味するのであろうか。また、自国は核に依存しながら、他国（北朝鮮）にはその保有を認めないなどという理屈に説得力はない。核兵器禁止条約は、北朝鮮の行動を容認するものでも推奨するものではない。逆に、核兵器国の核独占を容認するものでもない。核兵器国が、自らの核兵器は柵に上げて、核兵器禁止条約は北朝鮮の核開発を止められないなどと言い張るのは筋違いも甚だしいと言わざるをえない。

しかしながら、核兵器国や核兵器依存国がこのような態度を取り続ける限り、「核兵器のない世界」は実現しない。私たちは、彼らのこのような態度を転換しなければならないのである。そのためにまず求められるのは、この条約の背景にある価値と論理の共有と拡散であろう。

条約は、核兵器の使用がもたらす破滅的な人道上の結果を深く憂慮し、核兵器を完全に廃棄することが、核兵器が二度と使用されないことを保証する唯一の方法であるとしている。そして、核兵器のいかなる使

用も、武力紛争に適用される国際法の原則と規定に反するし、人道の諸原則と公共の良心の命ずるところに反するとしているのである。ここにあるのは、核兵器は非人道的であるだけでなく、武力紛争に適用される国際法にも違反するものであり、それが二度と使用されないようにするためには、核兵器をなくすことであるという価値と論理である。そして、その背景には、ヒバクシャの苦痛と損害に対する配慮が存在している。

条約は、「核兵器のない世界」の達成と維持は、世界の最上位にある公共善であり、国及び集団の双方にとって安全保障上の利益に資する、としている。核兵器によって国家安全保障を確保するのか、「核兵器のない世界」が最上位の公共善なのかが根本から問われているのである。私は、後者を選択する。そして、ここが対立の核心部分だ

と理解している。

私は、核兵器完全廃絶の呼びかけに示された人道の諸原則の実現を推進するための公共の良心を自覚し、法律家として、この条約が核不拡散条約（NPT）、包括的核実験禁止条約（CTBT）、非核兵器地帯条約などと相まって、一日も早く「核兵器のない世界」が実現するように、その具体的方策を探る努力をしたいと決意している。

核兵器依存論者との不愉快な論争が待っているであろうが、核兵器に依存することを恥じとも思わない連中をのさばらしておくことはできない。私は、国連の会場で、被爆者であるサーロー節子さんや藤森俊希さんたちが、この日を迎えることのできなかった多くの人々に思いをはせて流した涙を忘れることはできない。この条約に魂を吹き込むたたかいはこれから始まるのである。

(2017年7月18日記)

## 核兵器禁止条約は核軍縮にとって意味がないか？

日本反核法律家協会 事務局長  
弁護士 大久保 賢一

浅田正彦京大教授は、「核兵器禁止条約は核軍縮にとって無意味だけではなく、むしろNPT体制が大きく揺らぎ、核不拡散の基礎を損なうことにもなりかねない」との意見を述べている（毎日新聞7月12日付）。

氏の意見をもう少し紹介すると、①核兵器禁止条約は、侵略された場合にまで核兵器の使用を禁止しているので、米国の核抑止力に依存する日本は入れない。核兵器国はいずれも条約をボイコットしている。条約は保有国と非保有国の対立を深めることになる。②非核兵器国の間で、「NPT派」と「核兵器禁止条約派」に分断されかねない。③

NPT体制に対する不満があるかもしれないが、NPT体制の下で米口の核兵器数が激減してきたことにも留意すべきだ。④核軍縮を進めるためには対立しながらも一堂に会して議論のできる「フォーラム」が必要だが、別のフォーラムができれば、NPT再検討会議の形骸化が進み、NPTの屋台骨が揺らぐことにもなりかねない。⑤核兵器禁止条約は未臨界実験なども禁止しているが、その禁止の検証は困難である。核兵器の廃棄やその検証に関する規定に非現実的どころが少なくない。⑥NPTに加盟している非保有国には国際原子力機関（IAEA）の査察を

受け入れる義務があるけれど、核兵器禁止条約にそれ以上のものはない。だとすれば、NPTで十分だ。⑦日本政府の不参加はある種の見識だ。政府がいう「NPTの一体性を強化し、再検討会議で保有国に核戦力や核ドクトリンの透明性向上を求める」といった取り組みが、核軍縮にとって意味がある。などということである。

要するに、核兵器禁止条約は存在そのものが核軍縮にとって無益どころか有害だ、NPTで十分だ、というのである。これは、日本政府の姿勢を代弁するものといえよう。氏は、2015年のNPT再検討会議日本政府代表団顧問を務めたそうだから、このような見解を披露することは無理もないであろう。

そして、核兵器禁止条約を「安全保障の現実を無視している」、「われわれに何の法的義務を負わせるものではない」、「この条約は核兵器を減らせない」、「北朝鮮の脅威に対する取り組みを損ねる」などと言いつてる米・英・仏などの核兵器国の見解と通底するのである。

核兵器禁止条約は、氏が指摘するとおり、いかなる場合の核兵器の使用も禁止しているし、未臨界実験も禁止している。それだけではなく、開発、実験、生産、製造、取得、占有、移譲、使用、使用すると威嚇、禁止されている事項にかかわる推奨、援助、自国への配備など包括的に核兵器を禁止しているのである。核兵器国や日本のような核兵器依存国からすれば、自国の核兵器政策の根幹を問われることになっているのである。そういう意味では、核兵器依存国と非依存国との対立が鮮明になったと言えるであろう。

この対立は、自国の安全を核兵器によって確保するかどうか、言い換えれば、核兵器の必要性和有用性を認めるかどうかという対立である。この対立は和解不能な

対立である。核兵器を認めるのか認めないのかという二項対立で中間項が想定できないからである（例外的に認めるといっては認めるということである）。従って橋渡しなど不可能である。

核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」の達成と維持は、世界の最上位にある公共善であり、国及び集団の双方にとって安全保障上の利益に資する、としている。核兵器によって安全保障を確保するという発想を根本から否定しているのである。この発想の基礎にあるのは、核兵器は非人道的であるだけではなく、武力紛争に適用される国際法にも違反するものであり、それが二度と使用されないようにするためには、核兵器をなくすことであるという価値と論理である。

他方、日本政府もオバマ政権下の米国も、核兵器使用の非人道性は否定していないし、いずれ廃絶されるべきであるともしている（ただし、トランプ政権は別）。核兵器使用がもたらした現実を否定できないからである。けれども、国家安全保障のために核兵器には依存したいのである。なぜなら、核兵器はその破壊力ゆえに、それを使用できたものは、武力紛争の勝利者となれるからである。だから、他国には持たせず、自分とその仲間たちの手元に置いておきたいし、その使用を違法とされたくないのである。

その言い訳の道を封じたのが核兵器禁止条約である。だから、核兵器依存論者は核兵器禁止条約の存在そのものが許せないのである。核兵器の抑止力による国家安全保障を容認する浅田氏も、核兵器禁止条約の採択は、あたかも自分の存在意義を否定されたかのような気分を襲われているのであろう。氏も含め核兵器に依存する人々には、核兵器禁止条約が指摘している核兵器使用の被害者や核実験被害者の容認しがたい苦

痛と被害には思い至らないかのようなのである。

核兵器依存論者は、壊滅的な非人道的被害に優先する「国家安全保障」なるものの内実を具体的に示すべきである。無差別、大量、残虐な死と引き換えに確保されるべき価値と正義は何なのかを示すべきである。北朝鮮の脅威などということで誤魔化すことは許されない。

核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」を展望して、核兵器を包括的に禁止し、その保障措置を確保し、核兵器国の加盟にも道を開いている。浅田氏は、核兵器禁止条約は、核兵器の廃棄やその検証に関する規定に非現実的などころがあるなどとしている。けれども、それは、核兵器国にも参加の道が開かれている締約国会議で検討されればいいことで、今ここで浅田氏にとやかく言われる筋合いのものではない。

また、浅田氏は、核兵器禁止条約は NPT を形骸化するかのようと言うが、それはありえない。核兵器禁止条約は、NPT は核軍縮・不拡散の礎石として機能しているし、国際の平和と安全ために不可欠であると評価している。核兵器禁止条約ができたからといって NPT が不要になるわけではない。また、NPT 加盟国の条約上の義務の履行が免除されるものでもない。NPT 加盟国は、「全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について誠実に交渉する義務」(NPT 6 条) の履行を求められているのである。禁止条約前文もそのことを踏まえている。ここに、形骸化が生ずる余地はない。

更に、浅田氏は、しきりに、NPT と核兵器禁止条約の対立関係を語っているが、それは核兵器禁止条約の読み間違いである。核兵器禁止条約と NPT は対立するものでも排斥し合うものでもない。各国は、NPT 再検討会議の中で、この核兵器禁止条約が「全

面的かつ完全な軍備縮小に関する条約」としてふさわしいかどうかを検討すればいいのである。

NPT 体制の下で、核兵器禁止条約は邪魔者扱いされるのではなく、格好の検討対象として歓迎されるべきものであろう。そして、核兵器禁止条約が十分なものであれば、NPT 加盟国はこぞって核兵器禁止条約に加入すればいいし、不十分であれば、核兵器禁止条約の締約国会議には、すべての国家の参加が認められているのであるから、その場でその不足を補う方策を考えればいいだけの話である。

核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」を目指すものであるが、核兵器国の参加なくしてその世界が実現しないことは明らかである。もし、浅田氏が「核兵器のない世界」の達成と維持を希望するのであれば、NPT だけで十分だなどと切って捨てるのではなく、1970 年に発効しながら、いまだに「全面的かつ完全な軍備縮小条約」に到達していない NPT 体制に、この核兵器禁止条約を生かす方法がないのかを検討すべきではないだろうか。日本軍縮学会会長の経歴を持つ浅田氏に求められていることは、米口の核兵器がピーク時に比較して激減したなどということに達成感を覚えるのではなく、核兵器禁止条約を採択した 122 カ国や市民社会の良心とエネルギーを自らのものとするのではないだろうか。

同日の毎日新聞で、田中熙巳日本被団協代表委員は、被爆者は「核兵器と人類は共存できない」と訴え続けてきた、核兵器禁止条約は「核兵器のない世界」につながる道具になるはずだ、と発言している。この想いを浅田氏に共有してもらうことは叶わぬことなのであろうか。

(2017 年 7 月 18 日記)

# 「核兵器禁止条約」交渉会議（第一会期）等視察報告



日弁連憲法問題対策本部・核廃絶 PT  
日本反核法律家協会 理事  
弁護士 森 一 恵

## 第1 はじめに

2017（平成29）年3月27日から31日まで、ニューヨークの国連本部において、「核兵器禁止条約」についての交渉会議（第一会期）が行われた。私は新倉修弁護士とともに、日弁連憲法問題対策本部の委員として本会議の傍聴、サイドイベントの傍聴及び関係 NGO への表敬訪問や懇談等の視察を行った。本報告書では視察状況等を報告させていただくとともに、今後取り組むべき課題について報告させていただく。

## 第2 本会議の傍聴

### 1 3月27日の会議

(1) 3月27日午前10時過ぎから、国連総会会議場で、「核兵器禁止条約」交渉会議（第一会期）が開幕した。アメリカの国連大使や、アメリカに同調するイギリス・フランスの大使などが、別の会場で核兵器禁止条約交渉反対の声明を発表する中での開幕であった。

議長を務めるコスタリカのホワイト大使の挨拶、国連総会議長のメッセージ紹介、キム・ウォンス国連軍縮担当の挨拶の後、ハイレベルセグメント（各国政府代表・NGO 代表の演説）が行われた。

(2) ハイレベルセグメントでは、ローマ法王のメッセージ紹介、赤十字国際委員会総裁のビデオメッセージの後、被爆者の代表として被団協の藤森俊希事務局次長が登壇し、日本語で演説した。藤森氏は、生後1年4ヵ月のときの自らの被爆

体験を説得的に語り、キノコ雲のもとで繰り返し広げられた生き地獄をどの国の誰にも絶対に再現してはならないと述べ、核兵器禁止条約の必要性を訴えた。会場からは大きな拍手が起こった。

(3) 続いて、各国政府代表の演説に移った。ほとんどの代表が核兵器禁止条約交渉について歴史的意義があると述べ、賛成の立場であった。とくにメキシコやコスタリカ、オーストリアが積極的であった。

日本からは、高見澤将林国連軍縮大使が演説した。高見澤大使は、日本が唯一の戦争被爆国であり、核軍縮を率先しておこなう必要があると述べつつも、核兵器国や核依存国の多くが不参加の状況では、会議に建設的で誠実に参加することは困難と述べた。高見澤大使の演説は、唯一の戦争被爆国でありながら、アメリカの核の傘に依存せざるをえない日本の微妙な立場を象徴する演説であった。



国連総会会議場



会議場の外付近で参加者と懇談（左：筆者、中央：新倉）

各国政府代表の演説は、午後6時頃まで続き、午後6時頃に閉会した。

## 2 3月28日の状況

(1) 3月28日の午前10時過ぎから、国連会議室4で、2日目の会議が行われた。

日本政府代表は、この日以降不参加となった。

この日の午前中には、ハイレベルセグメントの続きが行われ、昼過ぎ頃に、市民社会代表の演説に移った。

(2) 市民社会代表の演説の中で私が興味を持ったのは、広島で被爆し、現在はカナダ在住の被爆者サーロー節子氏の演説と、イギリスの核実験による被爆者スー・ヘーゼルダイン氏（オーストラリア）の演説であった。

サーロー節子氏は英語で、13歳で被爆した体験、身内が亡くなった悲劇を力強く説得的に語り、演説後も会場から拍手が鳴り止まないほどであった。

またサーロー節子氏は日本政府の不参加表明について「自分の国に裏切られ、見捨てられ続けているという思いを強くした。」と批判した。

スー・ヘーゼルダイン氏は、核実験による放射線被曝の影響で、多くの被爆者が癌に苦しんでいる実情について語った。被爆者というと、日本では第2次世界大戦時の広島・長崎の原爆、マーシャ

ル諸島ビキニ環礁での核実験が有名であるが、広島・長崎やビキニ環礁以外にも核による被害があったのかと、核被害の深刻さを実感した。

(3) 続いて、前文の要素についての議論に入った。

各国・NGO・市民社会の代表が演説したが、概ね、①核兵器の使用または威嚇は、国際法、とりわけ国際人道法に違反すること、②1996年のICJ（国際司法裁判所）の勧告的意見を入れるべきこと、③非核地帯について触れるべきこと、④NPT（核兵器の不拡散に関する条約）6条について触れるべきこと、が大筋の意見であった。

この日も午後6時頃に閉会した。



国連会議室  
4の2階



国連会議室  
4の1階

### 3 3月29日の状況

(1) 3月29日の午前10時過ぎから、国連会議室4で、3日目の会議が行われた。

昨日からの続きで前文の要素について議論がなされた後、午前11時頃から禁止の範囲についての議論に移った。

各国・NGO・市民社会の代表が演説したが、概ね①保持、②使用・使用の威嚇、③移譲、④通過、⑤貯蔵、⑥開発・製造を対象にすることが大筋の意見であったが、①から⑥に加え、⑦実験、⑧配備、⑨輸出入、⑩受入れ、⑪支援・補助も対象とすべきとの意見もあった。

(2) 日本の非核三原則は、核兵器を作らない(⑥・⑦に対応)、持たない(①・⑤・⑧に対応)、持ち込みを認めない(③・④・⑨・⑩に対応)の3つが禁止の範囲であるが、日本の非核三原則では、②・⑪は禁止の範囲としているかどうか明確ではない。日本の非核三原則も、国際情勢にあわせて禁止の範囲を拡大する必要性があるのではと思いながら、傍聴していた。この日は午後5時頃に閉会した。

### 4 3月30日の状況

(1) 3月30日の午前10時過ぎから、国連会議室4で、5日目の会議が行われた。

この日は、インターアクティブ・ディスカッション(interactive discussion 双方向の質疑応答)の形式で行われ、各国・NGO・市民社会代表のプレゼンテーションとこれに対する質疑応答が行われた。プレゼンテーションでは、核兵器禁止条約の前文の要素や禁止の範囲について、再度、意見が述べられた。

(2) プレゼンテーションのうち、私が興味を持ったのは、ピース・ボート共同代表の川崎哲氏のプレゼンテーションと国際反核法律家協会(IALANA)ニューヨーク事務所代表のジョン・バロース氏の

プレゼンテーションであった。

川崎氏は英語で、被爆者の権利についても前文に入れるべきと演説した。また、ジョン・バロース氏は、核戦争防止国際医師会議(IPPNW)の声明で言及されている「生存権(right to life)」についても前文に入れるべきと演説した。川崎氏の発言やジョン・バロース氏の発言は、憲法問題核廃絶PTが検討中の非核法案前文3項において、被爆者の健康被害・苦しみや「平和のうちに生存する権利」について言及していることと同趣旨の発言であり、共感を覚えた。この日は午後6時頃に閉会した。

### 5 3月31日の状況

私は3月31日の会議は残念ながら傍聴できなかったが、制度的取極をめぐる意見交換が行われたのち、次回交渉会議のスケジュール案と、5月後半から6月初旬頃までに条約案が示されることの確認が行われた。

## 第3 サイドイベントの傍聴

1 本会議の休憩時間(おおむね午後1時過ぎから午後2時30分頃)に国連のNGOルームでNGOによる各種サイドイベントが行われていた。私は各種サイドイベントのうち、3月29日に行われた「核兵器禁止に向けての実情」という会議と3月30日に行われた「実効的な核兵器禁止条約にするための内容について」という会議を傍聴した。

2 「核兵器禁止に向けての実情について」  
「核兵器禁止に向けての実情について」では、核兵器禁止に向けて、市民社会はどのような運動をすべきかについて、発言と質疑応答が行われた。発言のうち私が興味を持ったのは、本会議で演説したカナダ在住の被爆者サーロー節子氏の発

言であった。サーロー節子氏は、1950年代に、第五福竜丸被爆事件をきっかけに日本全国に広がった原水爆禁止運動は杉並区の主婦の署名運動から始まったこと、主婦にとっては、魚の放射能汚染は家族の生命に関わるだけに切実であったこと等を説得的に語っていた。私はこのサイドイベントを傍聴して、市民社会が核兵器廃絶に向けて積極的に活動することの重要性を実感した。



サイドイベントの状況

ついて適切に対処する必要性を入れるべき」と更に詳しい内容を語った。この発言は、憲法問題核廃絶PTが検討中の非核法案前文3項で「被爆者は、今なお原爆放射能による健康被害や心の傷に苦しんでいる。」「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を奪っている。」と指摘する内容と重なっており、核廃絶PTで今まで検討してきたことは、世界のNGOの意見にもつながるものと実感した。



サイドイベントの状況

### 3 「実効的な核兵器禁止条約にするための内容について」

「実効的な核兵器禁止条約にするための内容について」では、核兵器全廃に向けてどのような条約にすべきか、何を禁止の対象とすべきか、核の傘の依存から脱却するためにどのような条約にすべきか等について、発言と質疑応答が行われた。

発言のうち私が興味を持ったのは、本会議で演説した国際反核法律家協会 (IALANA) ニューヨーク事務所代表のジョン・バロース氏の発言であった。ジョン・バロース氏は本会議で「生存権 (right to life)」についても前文に入れるべきと演説したが、本サイドイベントでは、「生存権 (right to life)」の内容について、「被爆者や核実験被害者の健康上の被害を認識し、被害者の権利に

### 第4 関係NGOへの表敬訪問や懇談等について

#### 1 3月29日夜のミーティング

3月29日午後7時から、夕食を一緒にしながら、国際反核法律家協会 (IALANA) ニューヨーク事務所代表のジョン・バロース氏、国際民主法律家協会 (IADL) 代表代行のベス・ライオン氏、ジニー・マイラー氏、核のない世界・平和・正義をめざすカリフォルニア州のNPO法人 (WSLP) 代表のジャクリーン・カバツソ氏、ニューヨーク在住で、アメリカの弁護士資格をもつ井上まり氏らと懇談をした。

余り細かい話まではできなかったが、核兵器禁止条約の実現を望む日弁連の立場を説明し、理解していただいた。



ミーティング中に撮影

## 2 3月30日夜のNGOへの表敬訪問

3月30日夜6時30分から、前日のミーティングで知り合った井上まり氏の好意により、国連本部ビル近くのピース・ボートの事務所を訪問して、「核のない世界のためのマンハッタンプロジェクト」の定例会兼勉強会に参加させていただいた。定例会兼勉強会では、井上氏のほか、ピース・アクション代表のポール・カウイカ・マーチン氏、絵本デザイナーのトニー・サハラ氏、日本語通訳のレイチェル・クラーク氏らと懇談した。

参加者は皆、日本の政情に詳しく、秘密保護法、安保法制、共謀罪を指摘して、日本国憲法は大丈夫か？等の質問を受けた。憲法擁護のために秘密保護法、安保法制、共謀罪に反対している日弁連の立場を説明し、理解していただいた。

懇談後は、ニューヨーク市から25マイル北にあるインディアンポイント原発や、福島原発事故に関するドキュメンタリー映画を視聴した。映画では福島原発事故の爆発時の状況、危険性について日

本では放送されていなかった部分も放映されており、あらためて、核被害の悲惨さを実感した。

## 第5 今後取り組むべき課題

1 2017（平成29）年3月27日から31日までの第一会期を終え、草案の公表を経て、6月15日から7月7日まで第二会期が行われ、7月7日に核兵器禁止条約が採択された。採択された条約は、核兵器の使用が「武力紛争に適用される国際法の規則、特に国際人道法の原則及び規則に違反する」（前文）ことを確認し、締約国に課される法的義務としての核兵器その他核爆発装置についての禁止行為（第1条）として、「使用」だけでなく「使用すると威嚇」を加えたこと、被爆者や被害者への言及をしていること（前文、第6条、第7条）等高く評価できる内容であった。

しかし、「唯一の被爆国」として本来積極的な役割を果たすべき日本政府が、条約に批准しない立場をとったことは残念であった。「唯一の被爆国」である日本が条約に加入するよう、市民社会において働きかけを行っていくことが、今後の課題であると実感した。

2 また、日本において非核法を制定するよう働きかけを行うことも、核兵器禁止条約の実効性を高める上で重要である。私は日弁連憲法問題対策本部・核廃絶PTの一員として、非核法案を検討しているが、今回の核兵器禁止条約を受けて非核法案の内容をさらに充実させることを今後の課題としていきたい。

（2017年7月25日記）

# 国連核兵器禁止条約交渉会議に参加して 2017年3月27日～31日+6月15日～20日

青山学院大学名誉教授  
弁護士 新倉 修



これからは、7月7日は「核兵器禁止記念日」と呼ぼう。古くから七夕として、80年前には日中戦争（中華事変）のきっかけとなった盧溝橋事件が勃発した日であった。1946年1月に「原子力エネルギーに関する決議」（第1回国連総会第一号決議）が行われた国連で、とうとう「核兵器禁止条約」が採択されたのである。

## 1 核兵器禁止条約交渉会議第1会期 (3月27日～31日)

国連総会第一委員会では、昨年6月にオーストリア、スウェーデン、メキシコ、ブラジル、南アフリカ、コスタリカなど50カ国が提案した決議案「核兵器の全面廃止につながり、核兵器を禁止する法的拘束力のある文書を交渉する国連会議」をめぐる激論が交わされた。この決議案は賛成125、反対35という結果をもって総会に提出された。この入口をめぐる攻防は12月23日の総会採択でも続き、当初、ジュネーブの軍縮会議で議題とすべきとしてきた「核兵器の使用および威嚇の禁止条約交渉」が場所を限定しないで2017年に国連会議を招聘することを決定する決議案(A/RES/71/258)として提案され、賛成113、反対35、棄権13で可決された。賛成票の増減に対して、反対票は固定している。反対グループには固いコアがある。

私は、森一恵弁護士とともに、日弁連憲法問題対策本部から派遣されて、ニューヨークに飛んだ。会議第一日目早々に、ア

メリカのヘイリー国連大使は、総会議場の外で記者会見を行い、「女性の立場からも核兵器のない世界の実現を切に希望する。けれど、北朝鮮を参加させるような仕組みをもたない会議は意味がない」という趣旨の反対意見を述べ、英仏の大使ほか20カ国ほどの大使がこれに同調した。日本政府のスタンスは微妙であった。直前まで岸田文雄外務大臣（当時）が現地入りするかもしれないという情報があったにもかかわらず、最終的に外相の派遣はなく、高見澤将林・軍縮大使（ジュネーブ駐在）が会議の冒頭で「核保有国が参加しない会議は意味がない」という趣旨の発言をして、会議への不参加をわざわざ表明した。最終的に確定した参加者リストに日本政府代表の名前はなく、日本政府代表の席には、「貴国が居て欲しい（We Wish You Were Here）」と記された折り鶴が置かれた。



ヘイリー国連大使の記者会見

国連総会の会議場で日本原水爆被害者団体協議会事務局次長の藤森俊希さんは、核兵器禁止条約交渉が開始する日に際して「心が裂ける思い」と表現したが、英語で

表現すると「heartbreaking」となり、これでは弱いと感じて、直前まで思い悩んだそうである。NGOはICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン <http://www.icanw.org/>）という連携組織をつくり、発言者の調整やサイドイベントの開催などを通じて会議の成功に大きく寄与した。特にWILPF（平和と自由のための国際女性連盟）が中心となってRCW（Reaching Critical Will「批判的意志に届ける」というような意味）というプロジェクトをもって会議の記録を毎日提供し（<http://www.reachingcriticalwill.org/news/latest-news>）、情報の共有に寄与した。



日本のNGO参加者（前列中央が藤森俊希さん）



日本政府代表席に置かれた折り鶴

5日間の会議のハイライトは、急遽開催されたNGOとの意見交換会であった。とりわけ国際反核法律家協会兼核政策に関する法律家委員会のジョン・バロースさんが、使用の威嚇も国際人道法上禁止されるべきだという意見を述べた。その趣旨は、第2会期でも、国際反核法律家協会の創始者とも言うべきピーター・ワイズさんが丁寧に

繰り返し発言して、だめ押しをされた。

## 2 核兵器禁止条約交渉会議第2会期 （6月15日～7月7日）

約束通り、核兵器禁止条約のたたき台案は5月22日に公表された。日弁連から和田光弘副会長が発言することになり、首尾よく、6月19日にその機会を得た。発言は、日弁連が核兵器禁止条約案をワルトハイム事務総長に提出したことや、下田判決の国際法的な意義を述べ、使用威嚇の禁止を条約に取り入れることを提案するものであった。エレイン・ホワイト議長（コスタリカ大使）や中満泉国連軍縮上級代表とも懇談する機会があり、17日の大雨の中でのデモにも参加した。雨上がりの日曜日には、NGOの集会を掛け持ちし、国連本部前にあるチャーチセンターからブルックリンのクエイカー派の伝統ある集会場までタクシーで移動する間に、アメリカの科学者や法律家とも懇意になった。

会議は6つの塊（クラスター）に分けられたが、その前半で、前文や第1条に関する場面での発言は、大きな収穫であった。私は6月20日に帰国する予定であったが、後半のいわゆる第2読会では、国連加盟国の代表のみが出席できる会議（クローズド・ミーティング）が多く、NGOは条約案を固める作業に直接参加する機会は少なかった。とはいえ当協会事務局長の大久保賢一弁護士や国際法の専門家である山田寿則さん（明治大学）が参加して、7月7日の採択の歴史的な場面に立ち会ったのは、たいへん意義深い。

会議の中で印象的な場面はいくつもあるが、とりわけ記憶に残ったのは、ネパール代表が、インド、中国、パキスタンという3つの核保有国に国境を接しているので、国家の安全保障の観点からも、核兵器禁止

条約の締結は不可欠であると述べた点である。その意味では、アメリカ、中国、ロシア、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）など、4つの核兵器保有国と近接する日本にとって、核兵器禁止条約の締結は、ネパールの場合に勝るとも劣らず、死活的な利益があると言わなければならない。

### 3 核兵器禁止条約の意義と今後の課題

条約の詳しい紹介や分析は、別途なされるはずであるが、私から見て重要と思われる点をいくつか指摘しておきたい。

まず、前文で、「ヒバクシャ」という言葉が2カ所に登場する。これは、歴史の生き証人として「ヒバクシャ」の証言を重視したことの反映でもあるが、それだけではない。議長は、ヒバクシャの発言の機会を再三設けたり、親しく懇談の機会を持ったり、サイドイベントの会合にも参列したほか、ヒバクシャらの国際署名を三度にわけて受け取った。このように、ヒバクシャに寄り添う姿勢を強く印象づけた。それは、ヒバクシャが世代を越えて筆舌に尽くしがたい苦難と損害を受けながら、復讐ではなく、ノーモア・ヒバクシャという姿勢を取り、世界各地に出向き、進んで体験を語り、

核兵器の廃絶を訴えてきた「道徳的な気高さ（Moral Integrity）・尊厳（Dignity）」への敬意という意味がある。その道徳的な・精神的な気高さは、「公的な良心・公共の良心（Public Conscience）」として、慣習国際法の一部をなす。これを前文に書き込んだ意義は大きい。この点はまた、下田判決<sup>66註</sup>が、唯一、核兵器使用の違法性・犯罪性を宣言した国家機関の意思の表明として、国家実行という意味での慣習国際法の一部となることと同じと考えることができる。

また、核兵器の使用のみならず、使用の威嚇や実験も含めて、広範囲の核兵器に関する行動やこれらを支援する行為を禁止対象とした。これは、条約の徹底した姿勢をよく示している。抜け道を塞ぎ、技術革新による新種の核兵器にも対応できるように、一般的な禁止条項（いわゆるマルテンス条項）が、前文に書き込まれたことも、周到な対応と言えよう。

さらに、条約への参加が核兵器のない状態を必ずしも前提としていないので、核兵器保有国やその「核の傘」のもとにある核兵器依存国にも、核兵器禁止条約の門戸は比較的大きく開かれており、他方、核兵器



長崎大学の学生たちと森弁護士、新倉。本会議場の4階ロビー

の廃止への手続も周到に準備している。この点は、この条約起草に深く関わったオーストリア大使が、新聞紙上で明らかにしているとおりでである。

こうしてみると、世界はいまや3分割されることになったとも言える。グループAは、核兵器禁止条約に賛成し、同時に核不拡散条約にも参加する国であり、グループBは、核兵器禁止条約には反対し、核不拡散条約に参加する国であり、グループCは、どのどちらにも参加しない国である。この条約に賛成した122カ国はグループAであるが、核保有国のうち国連安保理事会常任理事国とその「同盟国」など20数カ国はグループBであり、イスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮はグループCになる。今後の展望は、グループAが広がり、グループBとCが縮小・消滅するかどうかにかかっている。この条約前文で詳しく展開されているように、核兵器の使用や使用の威嚇は、この条約によって初めて禁止されたのではなく、下田判決が確認し、さらに1996年の国際司法裁判所の勧告的意見が述べているように、そもそも「一般的に国際法に違反する」のであって、その法理をこの条約

は明文で確認したわけである。さらに言えば、国際司法裁判所の多数意見が、国家の存亡にかかわる事態において核兵器の使用がなお国際法に違反するかどうかについては判断できないとしていたのに対して、この条約は、国際司法裁判所の3名の裁判官の意見に従って、いかなる状況においても核兵器の使用や使用の威嚇は国際法に違反することをはっきりさせた。その意味では、道徳や理念で唱えられていたものが国際条約になったというよりも、すでに慣習国際法として禁止されていたものを条約の明文で確認したと言うべきであろう。

条約の前文で言及されている道徳的な面は、むしろ別の意味を読み取るべきであろう。すなわち、世界の平和と安全保障は、少数の核保有国の優位となるような差別的な仕組みに依存するよりも、人類全体にとってすべての国が、無差別的な悪影響が世代を超えて及ぼす殺人兵器を一律に禁止して、核兵器のない世界による平和と繁栄を追求する道を選択することの方が、道徳的にも政策的にも法の基本原則から見ても、強い説得力があるという意味を読み取るべきである。

「核兵器禁止条約」交渉国連会議など国際会議への  
代表派遣に向けてカンパを寄せて下さった方（2017年3月1日以降）：

井戸謙一 様	内山新吾 様	浦野広明 様	神谷慎一 様	木村和夫 様
木村康則 様	斎藤信一 様	佐藤哲之 様	佐藤秀夫 様	澤藤統一郎様
塩沢忠和 様	田中恭子 様	永尾廣久 様	新倉 修 様	羽柴 修 様
肘井博行 様	平湯真人 様	藤原精吾 様	白 充 様	脇山淑子 様

以上20名様より総額345,000円のカンパをいただきました。温かいご支援ありがとうございます。 (事務局)

編註：東京地方裁判所昭和38年12月7日判決、当協会は2013年12月8日原爆裁判・下田判決50周年記念シンポジウムを開催。これに関する特集記事を機関誌『反核法律家』No.78・79合併号に掲載。

# 核兵器禁止条約採択と日本の市民社会の役割

日本反核法律家協会 理事  
弁護士 内藤 雅義



## 1 核兵器禁止条約の採択

2017年7月7日、国連本部で核兵器禁止条約が採択された。国連加盟国193の6割を超える122か国の賛成を得た。反対は1か国（オランダ）、棄権が1か国（シンガポール）であった。

しかし、核不拡散条約（NPT）の核兵器国5カ国を含む核武装国（9カ国）と日本を含む核抑止依存国は、オランダを除いて核兵器禁止条約交渉会議そのものに参加しなかった。ハイリー米国連大使は、今年3月禁止条約交渉会議開始に先立ち、議場外でDPRK（北朝鮮）など信頼できない核武装国が存在する以上、核兵器の保有は必要であり、核兵器の禁止は非現実的であるとして反対した。また、日本の高見澤国連大使は、核兵器禁止条約は、核武装国と核兵器国の溝を深めるものであり、賛成できないとして交渉会議に参加しなかった。

核兵器禁止条約の採択は安全保障観の歴史的な転換点だと思う。ただ、核兵器武装国、依存国が核兵器禁止条約に参加しない限り、核兵器廃絶はできない。その中で、戦争被爆国である日本の市民は、日本を、そして核武装国をどのように変えるかが問われている。

## 2 安全保障観の転換としての核兵器禁止条約

### （1）核軍縮義務と国際人道法

現在の国連体制下で、加盟国は、武力の使用及びその威嚇は禁止される（憲章2条4項）が、国連が集団的安全保障措置をとるまでの間、個別的あるいは集団的自衛権の行使としての武力の行使が認められる（憲

章51条）。自衛権の行使には、武力紛争法、特にハーグ法（戦闘手段の規制）やジュネーブ法（戦争犠牲者の保護）といった国際人道法が適用される。ただ、武力紛争法は、戦争そのものの禁止が破れた時の補完的機能を果たすために、国家の存立がかかわる自衛権行使との関係が問題とされた。1996年の国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見でも国家存立の限界場面では、核兵器の使用が違法であるか判断ができないとされた。

また、NPT6条は、核兵器国に核軍縮義務を課し、ICJ勧告的意見では、核軍縮を交渉により完結する義務があるとし、2000年のNPT再検討会議の最終文書では、核兵器国も「核兵器廃絶の明確な約束」に合意した。しかし、禁止・廃絶の条件は明示されず、核軍縮交渉はNPTでもジュネーブ軍縮会議（CD）でも行き詰まっていた。

### （2）禁止条約の安全保障観

今回の禁止条約では、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上の帰結をもたらすという認識を前提に核兵器が使用されない唯一の保証は核兵器の廃絶であるという立場を明確にし（前文第2段）、核兵器のない世界の達成・維持の実現が最上位における地球規模の公共善であり、国及び集団双方にとっての安全保障上の利益に資する（同第5段）という認識を示した。そして、核兵器のいかなる使用も国際人道法の原則に反する（同第10段）とし、核兵器の法的拘束力ある禁止が核兵器のない世界の達成・維持に向けて重要な貢献になるとして（同第17段）、禁止条約を採択したのである。

これらは自国の安全保障を理由に核兵器への依存を否定できないとの立場からの大

転換であり、核兵器の法的禁止が廃絶の達成への重要な貢献であるとする点でも ICJ の勧告的意見を明確に前に進めるものである。

### 3 核兵器禁止条約に対する対応と日本の問題点

#### (1) 核兵器禁止条約への各国の対応

##### ア、禁止条約交渉会議不参加国

反対した（交渉会議不参加を含む）のは、核武装国（米、露、英、仏、中、印、パ、イスラエル、DPRK）と核抑止依存国である。核抑止依存国の大きなグループはアメリカとの軍事同盟国である。つまり、西ヨーロッパ、及び東西冷戦終結後の一部旧ソ連からの独立国を含む東ヨーロッパの NATO 加盟国、そして、日、韓、オーストラリアといった国々である。また、NATO に属さない旧ソ連からの独立国も一部（カザフスタン、モルドバ、アゼルバイジャン）を除いて禁止条約採択に賛成していない。

##### イ、交渉会議参加賛成国

しかし、核兵器国ないし核武装国と厳しい緊張があっても禁止条約採択に賛成した国も少なくない。例えば、イスラエルと敵対・緊張関係にあるアラブ諸国やイスラム諸国の多くは、イラク、イランを含め（シリアは除く）禁止条約の採択に賛成した。更に、中国と領土問題をめぐって厳しい関係にあるベトナムや、フィリピンも賛成した。

##### ウ、対応の背景

このように見ると、経済と軍事（安全保障）の両面で核武装国と強く結びついた国、すなわち、アメリカとの関係で NATO 諸国、日本、韓国、オーストラリア、そして、ロシアとの関係で独立国家共同体諸国が禁止条約に参加していないという姿が見えてくる。しかし、アメリカやロシアと経済的に強い結び付きがありながらも、核実験被害国であるマーシャル諸島（予算の6割以上がアメリカの援助とされる）や、カザフスタン（独立国家共同体加盟国、かつ上海条約機構の一員）は条約採択に賛成した。そ

して、軍事同盟も絶対ではない。賛成したフィリピンは、かつて、アメリカと軍事同盟国であったし、ニュージーランドも、アンザス条約締約国であった（ニュージーランドが核艦船の寄港を拒否して以来、軍事同盟としては停止状態にある）。

#### (2) 日本の対応の問題点

日本はアメリカの軍事同盟国であり、アメリカとの経済的関係も非常に強い。しかし、アメリカの核兵器被害国であるマーシャル諸島と比較すれば、アメリカに対してより強いことが言える立場にある筈である。確かに DPRK の状況は、問題だが、緊張を高めている原因の相当部分は、アメリカ側にある。アメリカと結びつかない日本に DPRK が核攻撃をするとは思えない。交渉会議にすら参加できなかった理由は全くない。

### 4 禁止条約の採択をもたらしたものと日本の市民の役割

#### (1) 被爆者の証言と公共の良心の役割

ア、核兵器使用の壊滅的な人道上の結末が核兵器禁止条約の採択の基礎である。その非人道性を各国政府に具体的に示したのが被爆者の証言であった。核兵器禁止条約交渉会議の道筋を作ったのは、3回にわたって開催された核兵器の人道上の結末に関する国際会議であったが、特に2回目のナジャリット会議の冒頭の被爆者の証言を聞くセッションが禁止条約へと世界を大きく動かしたといわれる。それは、生身の人間に起こったことを伝える事の意味の大きさを示している。これが、前文に「核兵器使用の被害者（hibakusha）及び核兵器の実験により影響を受けた者にもたらされた容認しがたい苦しみと害」という表現を入れさせた力となった。

イ、被爆者が自らの体験を語るには、皮膚がはがれ落ち、ガラスが体中に突き刺さり、眼球が出た人々の存在といった被爆後の惨状を思い出し、家族を含む助けを求める人を見捨て生き残ってしまったことを語らな

くてはならない。また、被爆後の下痢、脱毛、長期の体調不良やかかった病気やその不安を語ることは、自ら、そして子や孫が差別を受けるかもしれないという怖れを生む。しかし、被爆者は、それを乗り越えて語った。のみならず、被爆者は、報復ではなく、「再び被爆者をつくるな」「ノーモア・ヒバクシャ」と訴えた。これらが、多くの人々に核兵器使用は容認出来ない被害を生むということを伝えたのだと思う。被爆者の訴えは、原爆投下を正当、少なくともやむを得ないと思う人々に原爆投下による生身の人間が受けた苦しみを伝えた。その訴えには、文化も価値観も異なり、時に恨みさえ抱いている人々に、人間としての共感を生む力を持っていたのだと思う。

禁止条約前文の最終段落には、「核兵器の全面的廃絶の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、このために・・ヒバクシャが行っている努力を認識し」と記載されている。被爆者が語り、訴え続けた勇気と人々を結びつける力こそが、「公共の良心」なのだと思う。

今、日本及び世界は一方で偏狭な国家主義が強まりつつあるが、日本の市民運動は被爆者が示した被爆者の公共の良心に学び、DPRKに核兵器が使用されたときに生まれるヒバクシャを日本の被爆者と重ね、その訴えをDPRKにも伝えることが、「ノーモア・ヒバクシャ」につらなるのではなからうか。

## (2) アジアとの信頼関係確立に向けた行動の必要性

武力行使、力への依存の背景には相互不信がある。

日本が、核抑止に依存していることの背景にも周辺諸国との相互不信がある。しかし、その抑止依存そのものが、相手国の不信を増幅させている。特に核をめぐることは、日本が少なくとも以下の2点を変えない限り、周辺国との相互信頼を築くことはできない。

### ア、先制不使用問題

一つは、アメリカの核兵器の先制不使用

政策の採用に日本政府が反対していることである。つまり、日本政府は、核兵器以外の生物・化学兵器、更には通常兵器の反撃にも、核兵器を使うという選択肢を残して抑止力を保持したいと考えているということである。これでは、日本の周辺国（中国やDPRK）に日本が核兵器廃絶を願っているという信頼を勝ち取ることは不可能である。

### イ、余剰プルトニウム

もう一つ、日本は既に長崎型原爆に換算して8000発にも及ぶプルトニウム保有しながら、更に再処理を続けようとしている。仮に原発を稼働するにしても核燃料としては必要もなく、かつ、費用がかかり使用済燃料としても処理に困るプルトニウムを更に増やそうとしている。これを周辺国から見れば、日本は、核武装をする意図を持ち続けていると強く疑われても、仕方がない。

## (3) 核兵器のない世界に向けて

私達は、日本の市民運動として、日本が核抑止依存の自画像の歪みを直視し、それを正さなければならない。そうでないと、日本は、核戦争被害国だけに、世界の核兵器廃絶の最大の障害にすらなりかねないと思っている。他方で周辺国との関係や軍事同盟の存在は、核兵器禁止条約加盟の決定的な障害とはなり得ない。

核兵器禁止条約を採択させた大きな力として被爆者の努力があった。その被爆者を立ち上がらせ、励ましたのは、日本の原水禁運動であり、平和運動であった。そして、被爆者の人との共生・共存に向けての勇気が、人間の被害としての核兵器の非人道性を伝えた。依拠すべきは、この人間の視点だと思う。

冷静に事実を直視しながら、被爆者の人間としての強さに学べば、日本政府を変えることは可能である。その力で禁止条約に署名・批准させ、少なくとも非締約国にも呼びかけられる核兵器禁止条約締約国会合（第8条5項）に参加させなければならない。

## 核兵器禁止条約交渉会議に参加して —被爆者の果たした役割とは—

日本原水爆被害者団体協議会 事務局次長  
和田 征子



「生きていてよかった!」と、涙ぐみながら条約採択の感想を述べる 85 歳男性被爆者は、長年寡黙に被爆者運動に関わってきた方でした。これは平均年齢 81 歳を超えた多くの被爆者が実感した思いでしょう。「私たちが生きていうちに核兵器の廃絶を」は被爆者が訴え続けていたことです。オバマ前アメリカ大統領は、核兵器のない世界を目指しながら、プラハ演説のなかで「自分が生きていうちには難しいかもしれない」と述べていました。

しかし今年 7 月 7 日、国連の核兵器禁止条約が採択され、重く錆びついた鉄の扉が少し開いて、光が差しこんで来ました。希望の光です。世界を変えることができる光です。被爆者が叩き続けてきた扉です。

1945 年、8 月 6 日広島、9 日長崎への原爆投下、15 日の敗戦により始まったアメリカの占領。あの時、瞬時に亡くなった方々、その後「死の同心円」が毎日広がっていく中で、45 年 12 月末までに亡くなった方がそれぞれ 14 万人、7 万人とされています。

1945 年の 9 月 6 日来日した米原爆調査団団長、マンハッタン計画副責任者であったファーレル准将は、東京で記者会見をして「放射能の後障害はあり得ない。死ぬべきものは死に、放射能で苦しんでいる者は皆無だ」と言明しました。その結果、臨時の救護所も閉鎖され、再開の手続きもされないうまま、被爆者は手当や治療が最も必要な時に、国からも、アメリカからも見捨てられました。占領軍の厳しい報道管制の中で、原爆について報道されることもなく、被爆

者は自分の苦しみや痛みの原因が何であるのか、知らされることはありませんでした。

原爆傷害調査委員会 ABCC が、1948 年広島、長崎に開設されましたが、そこでは、治療が行われることは一切なく、データをとるだけ、亡くなればその遺体を引き取りホルマリン浸けにする、という調査機関であったことを、後で知った被爆者のモルモットにされたことの怒りは大きいものでした。長崎の自宅の近くにその建物（以前は教育委員会のビルであったとか）はあり、黒塗の大きな車やジープが出入りしていたのを子どものころ見ていました。その中で何がなされていたか、知る由もありませんでしたが……。被爆者は、火傷、怪我、放射能による後遺症健康被害はもとより、それに伴う経済的困窮、また世間の容赦ない偏見、差別による精神的苦痛を受け続けた者も数多くいました。

1954 年 3 月 1 日、アメリカが太平洋上ビキニ環礁で水爆実験を行い、マグロ漁船第五福竜丸が「死の灰」をあげました。放射能を帯びたマグロは原爆マグロと呼ばれ、すべて廃棄、乗組員 23 人は「放射能症」と診断されました。その中でも機関長の久保山愛吉さんの症状は重く、その病状が連日のように報道される中、半年後の 9 月 23 日亡くなりました。私が小学校 5 年生の時の出来事でした。まだテレビも普及せず、映画館のニュースで見た、マグロにあてたガイガーカウンターからのガーガーという雑音のような音が今も耳に残っています。広島・長崎の被爆者が、手当を受けることなく、

看とられることもなく亡くなったことに思いを馳せます。

この事件により、原水爆、放射能に対する国民の関心は急激に高まりました。女性たちを先頭に始められた原水爆禁止を求める署名運動は、燎原の火のようにと、表現されますが、あっという間に3000万人を越えました。この署名が大きな力となって、翌年1955年8月、広島で初めての原水爆禁止世界大会が開かれました。大会では広島・長崎の被爆者は、今どうしているのだろうかという話題になり、全国で被爆者発掘運動がおこりました。

1956年長崎で開かれた第2回の世界大会に、被爆者は集まり、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が結成されました。「原爆から11年余りたった今になって、私たちは、はじめてこのように全国から集まることができました。あの瞬間に死ななかった私たちが今やっと立ち上がって集まった最初の全国大会なのでございます。今日までだまって、うつむいて、わかれわかれに、生き残ってきた私たちが、もうだまっておれないで手をつないで立ち上がろうとして集まった大会なのでございます。」という書き出しの結成宣言—世界への挨拶—は、何度読んでも、熱い思いがこみ上げてくる宣言文です。「かくて私たちは自らを救うとともに、私たちの体験をとおして人類の危機を救おうという決意を誓い合ったのであります。」この高邁な決意をもって、被爆者は猛然と運動を始めました。国へ繰り返し請願をし、体を張った運動を続け、いくつもの法案を獲得してきました。今なおその運動は、世界中のどこにも「再び被爆者をつくるな」と訴え続ける私たちの願いの基になっているものです。

そして被爆から72年、被団協結成から61年目の今年、大きな変化が起きました。

「核兵器を禁止しその全面廃絶に至る法的拘束力を持つ条約」が採択されたのです。そのニューヨーク国の国連本部で開催された交渉会議の6月第二セッション前半に、被団協から参加し、条約作成の過程を見ることができました。3月第一セッションで出された各国からの様々な意見を取りまとめ、5月22日エレイン・ホワイト議長が条約の草案を発表しました。その草案に添付された議長の記者会見での口頭文書には、条約の四つの基本方針が記されていました。

- ①補完性—既存の国際文書を強化し、補完するもの
- ②強化—既存の不拡散規範を回避する。抜け穴を作らない。
- ③簡潔かつ非差別性—核兵器の使用について明確かつ強力な禁止を示す。
- ④将来への基礎となるもの—将来を念頭において、柔軟性を持たせ、長期的に継続できるよう設計する。

提出された草案に対して、一項ずつ感想を述べ、協議を続けます。核保有国、NATOの同盟国（オランダをのぞく）、核兵器依存国の出席はなく、国の大小に関わらず、各国代表が意見を述べ、条約を作りあげていきました。後半の7月6日に最終案が出され、7日条約が122ヶ国の賛成によって採択されたのです。

被爆者として、条約をつくる議場にいることができた喜びと感動を、日が経つにつれて益々感じることができました。死者数としてだけ記録に残る多くの方々、運動に関わってこられた多くの先達、国内外の支援の方々と共に



交渉会議にて

喜びを分かち合いたいと思います。出来上がった条約の前文には、「核兵器の使用の被害者（hibakusha）の受け入れがたい苦しみ」に心を寄せた文言とともに、一発の核兵器がもたらした非人道性が明記されました。あの日、理由もわからず瞬時に命を奪われた方々。そしてかろうじて生きながらえてきた被爆者の苦しみ、それは深く、今なお続くものです。愛する者の死、生き残ったという罪悪感、脳裏に焼き付いたままの光景、音、声、匂い、原因不明の病気、生活苦、世間の偏見、差別、あきらめた多くの夢。それは人種、国籍、年齢、性別を問わず、きこ雲の下にいた者に、被爆者として死に、また生きることを強いるものでした。これらの「受け入れがたい苦しみ」をおして、被爆者はその体験を語ってきました。語ることで、あの時に引き戻される苦しみを覚えながら、国内外で語ってきました。それはひとえに、自分たちと同じ苦しみ、体験をさせたくない、という思いからでした。（また一方、いまだに被爆者であることを誰にも言えない人がいることも事実です。）

昨年4月に始めた「ヒロシマ・ナガサキのヒバクシャが呼びかける国際署名」の目録を6月16日交渉会議議場でホワイト議長にお渡ししました。「ほとんど300万！」と声をあげられ、目が潤みました。4月に長崎を訪問された議長です。「条約をつくる大きな力になります。」と中満さんと共に喜んでくださいました。議長のリーダーシップに感謝し総会にはもっとたくさんの署名を被爆者の声、市民社会の声として持参することを伝えました。

条約が採択されたことで安心して、署名を集める力が緩むことがないようにしなければなりません。国連ではなく、日本政府に要請する署名が先ではないか、という意見

があります。日本政府の核政策を変える必要があるというのは、私たち被爆者を始め、推進する者たちの意見ですが、国がはっきり「署名、批准はしません」と述べている現状では、地方自治体の首長が署名することに躊躇している現実があります。私が住んでいる横浜市原爆被災者の会では、昨年11月市長に署名依頼をしていましたが何の連絡もなく過ぎました。国連での採択の前、7月5日市の国際局を訪問し再度依頼。市の職員の禁止条約に対する思い、意識の低さに驚きました。

横浜市原爆被災者の会では、7月30日の市長選の3候補にヒバクシャ国際署名と平和に関する数項目の公開アンケートを送付し、それぞれに回答を得ました。

第一の間 被爆者が求めるヒバクシャ国際署名に賛同しますか。

①する②しない③その他

現市長の回答は③その他「国の動向を見て対応する」でした。

そんな候補者が、現職の強み、知名度の高さでしょうか、当選しました。今回の横浜市長選での争点は、カジノの誘致と中学校の給食でした。地方都市の選挙ですので、国政への関与は明らかに出来ないでしょうが、横浜は「非核平和宣言都市」です。

この結果を毎日新聞など数社のメディアも掲載しました。世論を変えることは簡単ではありません。けれども72年かかって、愚直に訴え続けてきた被爆者の思いは、122ヶ国が賛成する条約となって採択されました。国連加盟国の2/3の国々の国民が核兵器の廃絶を願っているのです。世界を変えることができた被爆者は、国内外の多くの市民社会の仲間と共に、もっと大きく扉を開ける努力を続けたいと思います。

「生きていてよかった」と誰もが実感できる世界をめざして。

## 「ふたたび被爆者をつくらない」核兵器を禁止し 廃絶する法的拘束力ある条約を<sup>1</sup>

日本原水爆被害者団体協議会 事務局次長  
 藤森 俊希



議長および会議参加の皆さん、発言の機会を与您えいただき感謝します。

私は、日本被団協事務局次長の藤森俊希と申します。1945年8月6日、米軍が広島に投下した原爆に被爆した1人です。

被爆後11年目にして日本被団協を結成した被爆者は「ふたたび被爆者をつくるな」と国内外に訴え続けてきました。被爆者のこの訴えが条約に盛り込まれ、世界が核兵器廃絶へ力強く前進することを希望します。

被爆した時の私は、生後1年4カ月の幼児でした。当時のわが家は祖父、父母、6人の姉、2人の兄と私の12人の大家族でした。空襲を避けるため広島市から避難した2人の姉、2人の兄以外、広島市に残った8人全員が被爆しました。

13歳で女学校1年だった4番目の姉は、爆心地から400mあたりで建物疎開に動員されていました。ここでは、放射線、熱線、爆風の直撃をうけ、私の姉を含む教師、生徒676人全員が命を落としました。広島市全体では中学1、2年に当たる学徒8400人が建物疎開に動員され、うち6300人が亡くなったとされています。

私は当日体調を崩し、母に背負われ病院に行く途中、爆心地から2.3km地点で母とともに被爆しました。偶然、親子と爆心の間に2階建ての民家があり熱線を直接受ける

ことは避けられましたが、爆風で土手の下まで吹き飛ばされました。母は、私を抱いて近くの牛田山に逃れました。それぞれの出先で被爆した家族が牛田山に逃れてきました。4女が帰ってきません。父、姉、母が、4女の行方を探すため、動員されたであろう爆心地周辺に何日も出かけました。姉はついに見つからず、遺体も分からないままです。その間私は、目と鼻と口だけ出して包帯でぐるぐる巻きにされ、やがて死を迎えると見られていました。その私が奇跡的に生き延び、国連で核兵器廃絶を訴える。被爆者の使命を感じます。

米軍が広島、長崎に投下した原爆によって、その年の末までに21万人が死亡しました。キノコ雲の下で繰り返された生き地獄後も今日3月27日までの2万6166日間、被爆者を苦しめています。

同じ地獄をどの国のだれにも絶対に再現してはなりません。

私の母は、毎年8月6日子どもを集め、涙を流しながら体験を話しました。

辛い思いをしてなぜ話すのか母に尋ねたことがあります。

母は一言「あんたらを同じ目に合わせたくないからじゃ」と言いました。

母の涙は、生き地獄を再現してはならないという母性の叫びだったのだと思います。

<sup>1</sup> 本稿は、条約交渉国連会議（3月会期）において日本被団協藤森俊希事務局次長が被爆者として訴えた発言内容（日本被団協のサイト<http://www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/>の以下[http://www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/seek/img/170327\\_utttae\\_Fujimori.pdf](http://www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/seek/img/170327_utttae_Fujimori.pdf)にアップ）を、許可を得て転載したものである。

ノルウェー、メキシコ、オーストリアで開かれた3回の国際会議、NPT再検討会議準備委員会、国連総会第一委員会での共同声明など、ねばり強い議論、声明が導き出した結論は、

「意図的であれ偶発であれ核爆発が起これば、被害は国境を超えて広がり」

「どの国、国際機関も救援の術を持たず」

「核兵器不使用が人類の利益であり」

「核兵器不使用を保証できるのは核兵器廃絶以外にあり得ない」

ということでした。

多くの被爆者が、万感の思いをもって受け止めました。

核兵器国と同盟国が核兵器廃絶の条約をつくることに反対しています。世界で唯一の戦争被爆国日本の政府は、この会議の実行を盛り込んだ(71/258)決議に反対しま

した。被爆者で日本国民である私は心が裂ける思いで本日を迎えています。

しかし、決して落胆していません。

会議参加の各国代表、国際機関、市民社会の代表が核兵器を禁止し廃絶する法的拘束力のある条約をつくるため力を注いでいるからです。

被爆者は昨年4月、すべての国が核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを求める国際署名を始めました。世界各国に呼び掛け昨年10月、1回目の署名56万余を国連総会第一委員会議長に届けました。現在累計で172万余の署名が集まっています。億単位の署名を目標に2020年まで続けます。法的拘束力のある条約を成立させ、発効させるためともに力を尽くしましょう。

ご清聴ありがとうございました。



# 核兵器禁止条約採択後の課題と展望

日本共産党副委員長 / 原水爆禁止世界大会議長団  
緒方 靖夫



## 1、歴史的な採択の瞬間とその後

2017年7月7日午前10時47分。ニューヨーク国連会議場、議長団席横の投票ボードに、賛成122という数字が表示され、核兵器禁止条約採択の歴史的な瞬間となった。会場では、政府席も市民社会席も総立ちになり、祝福の抱擁、歓声が数分間続いた。

核軍縮の多国間条約はあったものの、核兵器を悪として全面的に否定する条約は歴史上、初めてである。学生時代から原水爆禁止世界大会に要員、代表として参加し、被爆者との交流を続けてきた者として、その悲願への大きな一里塚の到達に感動を抑えることができなかった。

国連会議の後、7月後半にレバノン、キプロスを訪問した。両国とも条約に賛成した国であり、キプロス外務省との会談で、アンブロシウ統括審議官は、「偉大な採択だ」と喜びを隠さず、今後の協力を約束した。条約に賛成した政府と被爆国の政党の共同が可能であることに、今回の条約の成立の過程が示されている。

また、帰路立ち寄ったパリで懇談したフランス平和運動代表は、「自国政府の核保有の立場を変えさせ、条約を批准するたたかいをすすめる」とのべた。私は、被爆国でありながら、条約交渉には不参加、条約に背を向ける態度をとっている日本政府に、「核の傘」から脱却して条約調印を促すたたかいをすすめるとのべ、共同を誓い合った。同様に、英国のCND（核軍縮キャンペーン）とも同様の共同を誓い合った。

8月の原水爆禁止世界大会は、条約採択という全く新しいステージで開催され、この条約を力に、核兵器完全廃絶を核保有国に迫っていく新しいたたかいを確認する画期的な場となった。

条約署名を拒否している日本政府には、とりわけ厳しい抗議と批判が集中している。8月6日、広島での安倍首相と被爆者団体との面談で、広島被爆者団体連絡会議の吉岡幸雄事務局長は、「被爆国である日本が条約に反対し、署名しないという驚くべき態度に怒りを込めて抗議する。・・・条約に反対し続けるなら、政府を変える決意だ」とのべた。ニューヨークで聞いた被団協事務局次長の藤森俊希さんも、国連会議で最後の発言者となった被爆者のサーロー節子さんも同じ思いをのべていた。

条約が核兵器問題をめぐる情勢を大きく変え、新たなたたかいの力を与え、運動の結束を強めていることを確認できる。

## 2、国連会議に2度参加して ＜国際法弁護士の活躍＞

条約交渉のための国連会議は3月と6-7月の2回の会期がおこなわれた。その両方に、日本共産党代表団の一員として参加し、審議をフォローするとともに、なるべく多くの国と市民社会の代表と会い、条約採択までこぎつけてほしいと要請し、先方の考えを聞いた。それが実に有益だった。

一言でいえば、国と市民社会の意見交換により、それぞれの知見、英知が重ねられ、それがよりよい条約に進展していくと同時に

に、互いの信頼が増幅していく過程があった。

3月の会期では、国際法専門家、弁護士などの参加する専門家によるパネルがおこなわれ、その陳述にたいして各国代表が質問するという場が複数日設けられた。ジョン・バロース弁護士（米）は、そのパネルで活躍し、市民社会の代表としても発言した。彼は、67回の北太平洋上での核実験によって被災し、日本とは共通の被爆の経験があるマーシャル諸島（人口6万余）政府が核保有国9カ国に核軍縮・廃絶交渉を開始せよと国際司法裁判所（ICJ）に提訴したさいの政府の共同代理人が率いる国際リーガルチームの一員<sup>1</sup>であり、国と市民社会にはこうした関係もある。

専門家の際立った活躍もあり、条約前文では「公共の良心の役割」が強調された。条約に草の根の運動の意義が明記されることは異例だが、ここには作成の過程が反映されている。

### <2つの流れが1つに収れん>

会議に参加し懇談する醍醐味は、直接の生の議論を聞くことができることだ。会議開始前には、条約について参加国に、以下の2つの大きな流れがあった。

- ①まず、法的、政治的な禁止条約として、核兵器の取得、保有、備蓄、開発、実験、生産などの禁止を決める。その具体化の措置は、将来的な課題として追加措置を決めていく。
- ②細部にわたって廃絶の取り決めを段階的に示し、時間枠をもって禁止に到達する包括的な禁止条約をつくる。そこには、核兵器廃絶の手順、検証なども含まれるため、細部にわたる条文が必要となり大部の条約となる。当然、核保有国の参加が不可欠となる。

①は、メキシコ、アイルランドなど新アジェンダ連合が主張してきたものであり、対人地雷禁止条約、クラスター弾条約などはこのタイプでつくられた。②は、非同盟諸国が主張してきたものであり、包括的核実験禁止条約（CTBT）、生物兵器、化学兵器禁止条約がそのタイプにあたる。

核兵器禁止、廃絶でそもそもの問題になるのは、核保有国の関与である。国際社会においては、以前には、核兵器国がなんらかの形で関与、参加することが不可欠と考えられてきた。われわれもかなりそう考えており、核兵器国抜きでも交渉をすすめようという考え方をたしなめる意見をのべたこともあった。しかし、核兵器国が頑固に保有継続、さらに強化という立場をとるなかで、彼らの態度変更をいつまでも待ってはられない、それは時間の浪費であり、忍耐も限界にきているという思いが大勢になってきた。

そうしたもとの、参加国が全体としてそうした判断をしたといえると思う。私が、議場で“3月の議論から7月への飛躍”と感じたのも、2つの議論が1つの方向に収れんされていく過程、ある種のふみきりをみてとってのことであった。禁止条約をまず採択して、そののちに廃絶のための内容を具体化することで一致した結果が条約採択であった。

### <認識を新たに深める>

われわれは3月の会議前には「核兵器禁止条約により核兵器が歴史上初めて『違法化』される」といつてきた。国連会議で国際法の専門家と懇談するなかで、「その表現は不正確である」との指摘を受けた。というのは、慣習法、国際人道法、国際司法裁判所の1996年勧告的意見によりすでに核兵器は違法化されているので、“条約に

1 判決は、ICJには審議権がないと門前払いになったが、バロース氏は、「判事の判断が8対8までもちこんだ」と、残念がりながらも「いい勝負をした」とのべていた。（編註：本誌No.91（2017春号）2頁以下、当該判決に関する山田寿則理事の論稿並びに当会抗議声明を掲載。）

より違法化される”と表現すると、すでに違法化されている現状を弱めることになるからだ。なるほど、その通りであり、それ以後、“核兵器の違法性を法典化する(codify)”という表現に改めた。“議論は学ぶこと”と改めて心にとめた。

### 3、条約の画期的な内容

条約前文は、核兵器の非人道性を告発し、国際人道法を含め国際社会で積み重ねられてきた法理に照らして核兵器の違法性を明確にしている。

第1条の法的禁止の内容は、「開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵」、締約国の領土と管轄地域への「配置、導入、配備の許可」を明記している。さらに、「使用、使用の威嚇」が明記されているが、これは核抑止論を否定したものであり、重要な意義をもつ。こうして、歴史上はじめて条約をもって核兵器に「悪の烙印」を押す違法化がなされた。

条約には、「ヒバクシャ」が2度にわたり明記され、また「核兵器の使用または実験によって影響を受けた個人」にたいする支援が規定されている。世界大会が長期にわたって要求してきた被爆者援護が条約化されている。

政府と市民社会の共同で、国際政治での民主主義を貫いて作成の経過を反映した先進的な国際条約となっている。ジェンダー平等の役割など未来を拓く内容も含まれている。

### 4、非人道性と法的枠組みのアプローチ

この条約は70年余のたたかひの蓄積のもとでつくられたとの思いだが、この数年間、とくに核兵器の非人道性を中心にすすめるアプローチがとられ、そのテーマは3つの国際会議の開催で深められた。その議論に、法的枠組み、つまり条約により核兵器を禁止し、廃絶する考え方がひろげられた。

2010年のNPT再検討会議で、「核兵器のない世界を達成するのに必要な枠組みを確立するための特別な取り組み」(最終文書)が提起されたうえに、2015年の同会議では「法的規定を策定するためのオープンエンドの作業部会の確立が勧告」(議長最終案)された。採択されなかったものの法的規定を提起した方向性は、ジュネーブでの作業部会での「核兵器を禁止する法的拘束力のある協定を交渉する会議の開催が勧告」され、この3月から2会期にわたりニューヨーク国連会議が開催され、条約が結実した。

こうしたアプローチは、多くの国の参加を促した。ローマ法王庁は、全般的なステートメントに加えて、各論の提案も積極的に起こない、積極的な参加に目を見張った。われわれとの懇談でも、太い共通点を互いに確認しあったほどだ。12億7千万の信者(世界人口の18%)をもつ、世界で最強の精神的指導者であるフランシスコ・ローマ法皇のよびかけもあり、力が入っていた。法皇は、2014年のダボス会議へのメッセージで、「貧困と格差の是正」の訴えを出し、これが会議の基調となったことにも見られるように、圧倒的な影響力をもつ。歴史的には、反共的、反進歩的な法皇がいたが、今日の世界の流れのなかで、いい役割を果たしている。

また、赤十字国際委員会が積極的に発言していた。難民、被災民救済会議は別として、国連会議では、あまりみない風景だった。「赤十字は、広島、長崎の原爆投下直後から被爆者の救護にあたり、1946年には核兵器を無差別兵器とみなし、人道的観点から核兵器の使用禁止と廃絶に向けた議論を喚起してきたので、その根本的な解決になる禁止条約を緊急に採択すべきだという考えだ。」実に、説得力をもつ提起であり、大きな貢献となった。

また、印象的なのは、オーストリア、ア

イルランドの活躍である。その姿をみながら、“軍事同盟にしばられない中立国には、どれだけ政治外交で選択幅があるのか”と痛感した。

## 5、今後の課題と展望

採択時とその後いくつかの政府、NGOと話し合うなかで、感じていることを、3点あげたい。

第一、核兵器禁止条約のもつ画期的、先進的重要性の認識を深め、広く世論に広めること。

第二に、条約の署名、批准の手続きが開始されるなかで、核兵器禁止から廃絶につながるたたかいを発展させること。

第12条は「各締約国は、すべての国からこの条約への支持を得るために、非締約国に対し、この条約の調印、批准、受諾、承認、加入を促すものとする」としている。ここに、締約国の政府と市民社会が手を携えて新しい国際的な取り組みをすすめる分野がひろがる。

これは、条約をつくる基本的な力が今後とも力を発揮して前進することを意味する。

第三に、条約には、核保有国とその同盟国を含めすべての国が条約に参加する道が開かれており、これらの国々にたいして、条約の規範をもって攻勢的にせまっていくこと。

米英仏3カ国がこの条約を敵視する共同声明を発表し、北朝鮮の核兵器開発などを口実に核兵器保有を正当化し、“核兵器廃絶は戦略的安定を維持しながらステップ・バイ・ステップで”という旧来の主張を繰り返している。これは、核兵器保持の永久化の議論である。中国<sup>2</sup>、ロシアもこの主張

を共有していることは周知のことである。この立場を変えるための壮大なたたかいに取り組まなければならない。

条約第15条によると、「50番目の批准書、受諾書、承認書または加入書が寄託された日の後、90日で効力を生じるものとする」と定められている。発効は、間違いなくおこなわれるであろう。課題はスピード感をもってすすめ、他に促すことである。

核兵器国、同盟国にどうせまるかが最大の課題である。条約は、加入しなければ義務をおわない。しかし、加入国が増えるもとで、最後まで加入しないという立場はしだいに困難になるであろう。国際社会全体が変われば、存在する条約、国際法のもつ意味も変わらざるを得ない。個人には条約を締結する能力はないことは明白だが、個人は社会を動かし、変えることはできる。社会を変えれば、国際法の位置をも変えることも可能である。

そうした気概をもって、核兵器国と同盟国に圧力をかけ、追いつめていく必要がある。ステージは、大きく変わった。それは、原水爆禁止世界大会の去年と今年を見れば明らかである。世界の多くの国では、この条約を契機に、運動の統一化、政府と運動体の共同の強化がすすんでいる。

日本では、その分、運動体の強化がすすみ、条約を拒否する政府との対決が強まる構図がいつそう明らかになっている。原爆の非人道性を認め、訴えんとする政府がなぜ、被爆者を先頭とする人類悲願の成就に背をむけるのかを問い続け、追いつめるたたかいが続く。

2 1964年の最初の核実験以来、中国は、核兵器廃絶を主張し、核兵器完全禁止条約を締結するための国際会議開催を提唱するなど他の核兵器国とは異なる立場を表明してきた。しかし、2009年、胡錦濤主席は、「完全かつ全面的な核軍縮という究極的目標を達成するため、国際社会は、適切な時期に、核兵器完全禁止条約の締結を含む段階的行動で構成される実現可能な長期的計画を作り上げるべきだ」(国連安保理首脳会議演説)と発言。同年、核保有国P5(米英仏露中)を結成し“ステップ・バイ・ステップのアプローチ”、“地球規模の戦略的安全と安定を維持しながら軍縮をすすめる”という共同の立場を表明。われわれは中国の核兵器政策の変質とみている。

# 核兵器禁止条約交渉会議に参加して

創価学会平和委員会 事務局長  
河合 公明



## 1. はじめに

本年7月7日、核兵器を禁止する初めての国際条約である核兵器禁止条約が、ニューヨークの国連本部で行われていた同条約交渉会議にて採択された。創価学会インタナショナル(SGI)は、市民社会団体の代表の一つとして同交渉会議に参加し、筆者もSGI代表団の一人として、議場でその歴史的な瞬間に立ち会うことができた。本稿では、市民社会の立場で同交渉会議に携わってきた観点から、条約の意義と今後の課題について考えてみたい。

## 2. 条約採択の経緯

赤十字国際委員会(ICRC)のヤコブ・ケレンベルガー総裁は2010年4月、核兵器に関する議論は、人道法の基本原則等のもとでなされるべきと声明<sup>1</sup>。翌5月、核不拡散条約(NPT)再検討会議は、コンセンサスで採択された最終文書で、「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすこと」に初めて深い懸念を表明し、「いかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要」があることを再確認した<sup>2</sup>。

以来、国際社会では、非核兵器国を中心に人道上の観点から核兵器の問題を検証す

る動きが活発化(いわゆる「人道イニシアティブ」)。ノルウェーのオスロ(2013年3月)、メキシコのナジャリット(2014年2月)、オーストリアのウィーン(2014年12月)で、核兵器の人道的影響に関する国際会議が3回にわたり開催され、国連・国際機関、各国政府、市民社会の代表が参加し、活発な議論が行われた。またこの間、NPT再検討会議準備委員会においては核兵器の非人道性に関する共同声明が発出され、国連においては核兵器の非人道性に関する総会決議が採択された。

2015年のNPT再検討会議は最終文書の採択に失敗したものの、非核兵器国を中心に核兵器の禁止と廃絶を求める声が一層高まり、同年12月には、核兵器のない世界の達成と維持のために締結が求められる具体的かつ効果的な法的措置、法的条項および規範を実質的に協議する公開作業部会の開催に関する国連総会決議「多国間核軍縮交渉を前進させる」<sup>3</sup>が採択され、同決議により、2016年2月から8月にかけて、ジュネーブの国連欧州本部で作業部会が開催。その議論を受け、同年12月の国連総会決議<sup>4</sup>は、2017年に核兵器禁止条約の交渉開始を決定した。

1 “ICRC President Jakob Kellenberger appeals to States to bring nuclear weapons to an end.”

<https://www.icrc.org/eng/resources/documents/film/nuclear-weapons-statement-video-100420.htm>

2 UN. 2010. “Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons.” NPT/CONF.2010/50 (Vol.I) . [http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50%20\(VOL.I\)](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50%20(VOL.I))

3 “Taking forward multilateral nuclear disarmament negotiations.”

[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/70/33](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/70/33)

今回の核兵器禁止条約交渉会議は、その決議を受けて行われたもので、3月の第1会期に続き、6月15日から第2会期が開かれた。第2会期の最終日に当たる7月7日に同条約の採択が行われ、国連加盟193カ国中124カ国が出席。投票の結果、核兵器禁止条約が、国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国の賛成多数(反対1、棄権1)で採択された<sup>5</sup>。特筆すべきことに、条約前文では二度にわたりヒバクシャへの言及がなされている。

### 3. 条約に向けられる批判

この会議の最大の特徴は、非核兵器国が国連のプラットフォームで、国際機関ならびに市民社会の代表の参加と貢献を得て交渉のプロセスを主導した点にある。実際に、核兵器国やNPT外の核兵器保有国、核兵器国の提供する核兵器に安全保障を依存する核兵器依存国は、オランダを唯一の例外として会議には参加することはなかった。

そうしたことから、採択された核兵器禁止条約に対しては、実際に核兵器を保有する国が参加していないので実効性がない、安全保障の現実を無視している、NPTを弱体化させる、検証措置が不十分である、といった批判が投げかけられている<sup>6</sup>。それゆえ同条約を推進する立場から、こうした批判にどう建設的に向き合うかが重要となる。

### 4. 条約を支える4つのアプローチ

こうした批判を検討する上で有益なのは、ホワイト議長が5月24日に書簡で明らかにした、核兵器禁止条約交渉を支えるアプローチであろう<sup>7</sup>。

- ①補完性：既存の国際文書を強化し補完するものであり、特にNPTに代表される核不拡散体制を弱体化させない
- ②既存の規範の強化：不拡散に関する既存の法規範に対する抜け穴を作らない
- ③簡潔性と非差別性：条約は簡潔かつ非差別的であり、核兵器の使用について明確で強力な禁止を示す
- ④将来への基礎：将来を念頭において、柔軟性を持たせて継続できるように設計する

つまり核兵器禁止条約の設計思想の特徴は、NPTを礎石とする国際的な核軍縮・核不拡散体制を弱体化させるものではなく、むしろそれを補強するものであり、同条約の第1条<sup>8</sup>で規定されたように明確で強力な禁止を規定しつつも、核兵器を保有する国や核兵器依存国の将来的な参加も念頭に、柔軟性を持たせるという点にある。

### 5. 条約が問いかけるもの

実際に交渉会議では、核兵器を保有する国や核兵器依存国にどのように向き合うかについて、議論に多くの時間が割かれた。たとえば核兵器の全面的な廃絶に向けた措

4 “Taking forward multilateral nuclear disarmament negotiations.”

[https://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/RES/71/258](https://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/71/258)

5 投票結果は、以下を参照。<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nuclear-weapon-ban/documents/voting-record.pdf>

6 たとえば、以下を参照。“Joint Press Statement from the Permanent Representatives to the United Nations of the United States, United Kingdom, and France Following the Adoption of a Treaty Banning Nuclear Weapons.”

<https://usun.state.gov/remarks/7892>

7 “Overall approach in preparing the draft.”

[https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2017/05/Letter-from-the-Chair\\_May-24-2017.pdf](https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2017/05/Letter-from-the-Chair_May-24-2017.pdf)

8 “Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons.” <http://undocs.org/A/CONF.229/2017/8>

日本語訳については、日本反核法律家協会の暫定訳を参照した。

<http://hankaku-j.org/infomation/data/170720.pdf>

置を定めた同条約の第4条<sup>9</sup>には、核兵器を保有する国が条約に参加する方法が規定されている。当初は、そうした国は保有する核兵器を廃棄してからでないといふ条約には参加できないという議論もあった。しかし最終的には、核兵器を保有したまま条約に参加し、その後、直ちに運用上の地位から撤去し、提出した計画に従い核兵器を廃棄するという方法が採用された。また締約国会合について定めた第8条では、条約の締約国でない国に対して、オブザーバーとして出席するよう招請する（第5項<sup>10</sup>）との規定もある。こうした規定からは、条約推進国が核兵器を保有する国とどう向き合おうとしているかに関するメッセージを読み取ることができる。

一方で詳細な検証規定がないという点に関しては、第8条の規定が答えを用意している。すなわち同条は、この条約の適用又は実施に関する問題について、ならびに核軍縮のための更なる措置について検討するため及び必要な場合には決定を行うために、締約国会合を開くと規定し、その会合には、核兵器計画の検証及び期限を伴いつつ不可逆的な除去のための措置（この条約に対する追加の議定書を含む。）が含まれるとしている（第1項<sup>11</sup>）。これは、いわゆる枠組み条約的なアプローチを示唆するものといえよう。

さらに安全保障の「現実」を無視しているという点に関しては、核兵器禁止条約が問うているのは、「核兵器は本当に安全保障に資するものなのか、むしろそれは安全保障を損なうものなのではないか」という、根源的な問いであることを指摘したい。

核兵器のもたらす壊滅的な人道的結末に



交渉会議にて（写真中央：筆者）

対しては、救援活動や対応能力の確立が不可能であること、そしてそれは時間的にも長期にわたり、国境を越えるものであるということが、3回にわたる核兵器の人道的影響に関する国際会議により確認された。これもまた、核兵器のもたらす「現実」である。さらに、貧困や環境問題等は現代世界の大きな課題であり、持続可能な開発目標（SDGs）は、そうした時代認識から生まれたものである。このような人間の安全保障に関わる問題に取り組むこともまた、「現実」の要請である。核兵器は当然ながらこうした諸課題には無力であるばかりか、むしろそれを悪化させる要因ですらあり、そこに振り向けられる莫大な費用は、そうした課題に取り組むことを妨げる機会費用となっている。

このようなもう一つの「現実」が突きつけているのは、国家、ひいては国民にとって本当に必要なのは「安全保障」であって、「核兵器の保有」そのものではないということであろう。核兵器は安全保障のために存在するとの考えがある。しかし核兵器禁止条約が問うているのは、「核保有と安全保障とを同一視するような認識を改める」<sup>12</sup>ことではないのか。核兵器の存在を前提とした抑止論的思考を根底から見直す必要性を、

9 Ibid.

10 Ibid.

11 Ibid.

12 池田大作「第36回『SGIの日』記念提言『轟け！創造的生命の凱歌』（2011年）。

核兵器禁止条約は訴えている。

## 6. NPT と核兵器禁止条約

先に言及した 2010 年の NPT 再検討会議の最終文書は、「結論ならびに今後の行動に向けた勧告」<sup>13</sup>で、核兵器のない世界の平和と安全を目指すこと (A-i)、NPT 第 6 条で誓約する核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国の明確な約束を再確認すること (A-ii)、人道上の結末への憂慮と国際人道法順守の必要性を確認すること (A-v)、すべての国にとって減弱されない安全 (A-iv)、核なき世界に必要な枠組みへの特別の努力 (B-iii) を定める一方で、核兵器の完全廃棄が核兵器の使用あるいは使用の威嚇を防止する唯一の保証であることを再確認し認識する (C-i) 点で合意した。この文書はコンセンサスによって採択されたものであり、核兵器国、非核兵器国、そして核兵器国の提供する核兵器に安全保障を依存する核兵器依存国という、NPT におけるすべての締約国間の共通の約束事になっている。

核兵器禁止条約は、NPT のすべての締約国が確認したこれらの点を踏まえたものだ。すなわち、すべての人類の安全のために、核兵器のもたらす人道上の結末への憂慮と国際人道法順守の必要性を確認することを出発点に、核軍縮に至る交渉を誠実に追求しかつ完結させる義務が存在することを再確認し、全面的かつ完全な軍縮に向けての効果的な前進を達成する目的をもって行動するべく、条約交渉が行われてきた。

そして、核兵器の完全廃棄が核兵器の使用あるいは使用の威嚇を防止する唯一の保証であるからこそ、廃棄までを射程に入れた核兵器禁止条約が生まれたのである。そうした観点からすれば、条約交渉に参加しなかったことが、上記のような NPT における約束事に照らしてどのように評価されるかが、逆に問われるところであろう。

## 7. 市民社会の役割

条約採択を受けた議場で、交渉会議参加国から共通して聞かれたのは、ヒバクシャとそれに連帯する市民社会の力なくしてこの日を迎えることはできなかったという、感謝と称賛の声であった。「伝統的に市民社会は議場の後方席に座り、手続的には各国政府の後に発言の機会を与えられるが、その情熱と献身は彼らを尊敬の先頭に置くものだ」とのエジプト政府代表からの言葉は、そうした声を代弁するものであったろう。

その中で、核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN)<sup>14</sup> の果たした役割がきわめて大きなものであることは、論を待たない。ICAN は、世界的な規模で核兵器の廃絶を求める人々を結びつけ、核兵器禁止条約の実現のために尽力してきた<sup>15</sup>。その取り組みの中には、宗教コミュニティによる努力もあった。SGI も、核兵器の問題は優れて倫理的、道徳的な問題であるとの考えから、宗教はこの問題の取り組みにおいて積極的な役割を果たすべきであると考え、行動してきた。核兵器の問題に関する展示会を開催<sup>16</sup>する

13 UN. 2010. "Final Document of the 2010 Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons." NPT/CONF.2010/50 (Vol.I) . [http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50%20 \(VOL.I\)](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=NPT/CONF.2010/50%20(VOL.I))

日本語訳については、長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) ウェブサイト掲載の特定非営利活動法人ピースデポの翻訳を参照した。

<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/database/importantdocument/un/nol/2-1>

14 ICAN の公式ウェブサイトは、以下を参照。

<http://www.icanw.org/>

15 ICAN 発足の 2007 年以来、SGI はその国際パートナーである。

など、長年にわたり世界各国で草の根の意識啓発運動に取り組む一方で、2014年4月には、核兵器国であるアメリカの首都ワシントンで、核兵器の非人道性に関する宗教間シンポジウムを主催し、核兵器の廃絶を求める諸宗教による共同声明を発表した。以来、SGIが積極的な役割を担い、キリスト教、イスラム教、仏教等からなる宗教コミュニティとして、8回にわたり国連の会議などで共同声明を発表<sup>17</sup>。SGI単独による三度の作業文書<sup>18</sup>提出とあわせ、政策形成プロセスに宗教コミュニティからの声を届けてきた<sup>19</sup>。

## 8. これからの課題

核兵器禁止条約という手段を得て、核兵器廃絶への挑戦は新たなステージに入った<sup>20</sup>。条約が採択された今、この条約の意義を普及させ、その支持をいかに幅広く堅

固なものとしていけるかが、次なる課題となる。それはまた、今回の会議に参加しなかった核兵器の保有国、核兵器依存国が、「核兵器のない世界」という地球的な取り組みへの歩みを共にするためにも不可欠である。

同条約の第12条には、条約を普遍化するための努力が規定されている。市民社会の参加と貢献を得て採択された同条約の特質に鑑みれば、12条に規定される各国の努力を後押しすることもまた、市民社会に期待される役割といえよう。その後押しを力強いものとするためには、ヒバクシャが訴え続けてきた被爆の実相に対する認識が、国や世代を超えて幅広く共有され維持されるよう、軍縮教育が重要となる<sup>21</sup>。この分野でもまた、市民社会の果たす役割が期待されよう。

16 最新のものに、SGIがICANの協力を得て制作し、核兵器の問題を人道、環境、人権、ジェンダーなど12の視点から問い直し、その廃絶に向けた連帯を訴える「核兵器廃絶への連帯」展がある。2012年8月に広島での核戦争防止国際医師会議（IPPNW）世界大会の折に初公開され、ジュネーブでのNPT再検討会議第2回準備委員会（2013年4月）やナジャリットでの核兵器の人道的影響に関する第2回国際会議（2014年2月）等、世界18ヶ国77都市（2017年7月現在）で開催されている。<http://www.peoplesdecade.org/decade/exhibition/eyt/eyt.html>

17 最新のものとして、以下を参照。

Faith Communities Concerned about Nuclear Weapons. “Public Statement on the Adoption of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons.”

<http://www.sgi.org/resources/ngo-resources/peace-disarmament/ptnw-joint-statement-july-2017.html>

18 たとえば、以下を参照。

SGI. “On the Objectives and Significance of Prohibiting Nuclear Weapons.” A/CONF.229/2017/NGO/WP.8. [https://www.un.org/disarmament/ptnw/pdf/A%20CONF.229%202017%20NGO%20WP.8%20\\_SGIWorkingPaper\\_Final.pdf](https://www.un.org/disarmament/ptnw/pdf/A%20CONF.229%202017%20NGO%20WP.8%20_SGIWorkingPaper_Final.pdf)

19 こうした宗教間の取り組みは回を重ねるごとに賛同者を増やし、市民社会の中でも欠くことのできない重要な存在として認識され、その影響力を高めてきたというのが筆者の実感である。それゆえ採択された条約の前文に、「宗教指導者」による努力に対する認識が示されたことには、大きな感慨を感じる。

20 この点に関して中満泉・国連軍縮担当上級代表は、条約採択後のスピーチで、「この条約を実現するための動機は法的ギャップを埋めるという願ひにあった。今後は、政治的ギャップを埋めるために賢くこの条約を使うよう各国に訴える」(Your motivation for this treaty was a desire to fill a legal gap. I now appeal to all prospective parties to use this treaty wisely to help fill the political gap.)と述べている。

<https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2017/07/HR-remarks-PTNW-Closing-7-July-2017.pdf>

21 この点に関して池田大作SGI会長は、2009年9月に発表した提言「核兵器廃絶へ 民衆の大連帯を」で、「核時代に終止符を打つために戦うべき相手は、核兵器でも保有国でも核開発国でもありません。真に対決し克服すべきは、自己の欲望のためには相手の殲滅も辞さないという『核兵器を容認する思想』です」と述べている。

# 核兵器禁止条約の採択

明治大学法学部 3年  
岩田 直輝



今回初めてニューヨークの国連本部に行かせていただき、ヒバクシャが長年懇願してきた核兵器禁止条約の採択という歴史的瞬間に立ち会えたことをとても光栄に思うと共に、これからは国際社会が核兵器の根絶に向けて歩み続けなければならないとも思いました。核兵器禁止条約が採択された瞬間、私は議場にいました。皆が一堂に立ち上がり、抱き合い喜んでいる civil society の人々、ファシリテーターとしてこの議題を採択させるために手腕を発揮してきたホワイト議長といった様々な人々から感動が伝わってきました。これほどまでに国際社会が一体となって核兵器禁止条約の採択にむけて尽力しているとは、想像もしていなかっただけに、胸に熱い思いがこみ上げ、目頭が熱くなってしまいました。

この時、次のような疑問が沸々と湧き上がってきました。どうして、被爆国ではない国がここまで一体となれたのか。どうして、ヒバクシャの声が、唯一の被爆国には届かないのか。そもそも、どうして、核兵器がなくなるのか。このような疑問は、国連に行く前にも抱いていましたが、実際に肌で感じたが故に、より鮮明になりました。「葦の髄から天井を覗く」と言われるように、日本ではあまり問題視されていなかった核に依存することが、国際社会ではそれが大きな問題となっていることを感じました。やはり、自分の狭い知識や考えにとらわれてはいけなかったと思います。

会議終了後、何人かの civil society の人々と話をする機会がありました。彼らは、純

粋に核兵器禁止条約が採択されたことに喜びを感じていた一方、これからは核を完全になくすための取り組みをしていかなければならないと言っていました。その中で印象に残っている言葉があります。「You have to take care of the nuclear weapons in your generation」という言葉でした。特に generation という単語が心に響きました。

これからは自分たち若い世代が核兵器を世界からなくすための行動を起こしていかなければならないですし、それが日本の若者であればより世界的な動きになるのではないかと考えています。なぜなら日本は、「核のない世界を作るためには、核兵器国と非核兵器国が協力して話し合っていく必要がある」という立場をとっており、核兵器国と非核兵器国の橋渡し役を担えるからです。また、「条約には署名はしない」と言っていますが、将来的には、署名する可能性もあるからです。さらに、唯一の被爆国でありますので、核の持つ非人道性を体験しているからです。このような理由から日本の若者が率先して核の廃絶に向けて動いていき、ヒバクシャの方がご存命のうちに、核のない世界を実現していきたいと思います。

しかしながら、NATO 加盟の欧州諸国や日本や韓国をはじめとする核の傘の国や核保有国は、この条約に批准する見込みがないだけではなく、禁止条約の実効性に疑問を呈しています。ウッド米国軍縮大使は、「核兵器禁止条約の参加国が北朝鮮の核兵

器や弾道ミサイルを防ぐ答えを持っていない」「核抑止力こそが長年にわたって欧州やアジアの平和と安全を維持してきた」と述べ、現状での核保有の正当性を強調しています。確かに、核を持つことで核抑止力は生まれるかもしれませんが、条文の前文にも規定されている「ヒバクシャにもたらされた苦痛」という人道的見地がないがしろにされて、ヒバクシャのいない世界、結局は核のない世界は永遠に作られることはないと思います。

核兵器禁止条約の採択に至るまでの議論を含めて国連で話を聞いていました。どの国も自国の主張をしつつも、核兵器を法的に禁止するためには妥協し、議論を重ねた産物が、この核兵器禁止条約だと思います。私は、核兵器禁止条約の採択の前後に関わることができ、国際社会を肌で感じることもできただけでなく、各分野の専門家とお会いし、お話をすることができ、自分の人生の進むべき道を考える契機となったと思います。

## 報告書

明治大学法学部 3年  
渡部 遥菜



今回、7月3日から8日までニューヨークに同行させていただきました。目的は核兵器禁止条約の採択を見に行くというものです。私のような学生があの場合にいられたことは、大きな幸運だと痛感しております。山田先生や大久保先生はじめお世話になった方々にはお礼を申し上げたいと存じます。

今回、このような報告書を形成する機会も与えられ、何について書こうかと考え自分なりに伝えたいことを書かせていただきます。

その中で、今回の核兵器禁止条約についての感想、そして今後どうしていくべきか、自分なりの意見を書かせていただきます。

核兵器禁止条約について私はあの場合の場にいた誰よりも無知であったと考えます。さらには様々なNGO、NPO団体がこの条約に向けて尽力をしていたことは知らなかったといってもいいと考えます。また、核兵器の恐ろしさについても知らなかったといってもいいです。個人的な問題として、

そのような立場の自分があの場合にいたことを嬉しく思う反面、恥ずかしさもございました。核兵器禁止条約は3月から国際連合で交渉が続けられていましたが、私は、唯一の被爆国の国民であるのにこの過程を何も知らずに、生活をしていただけと感じました。あの条約は、核兵器のない世界に向けた大きな一歩であり、被爆者の方々がどんなに嬉しく感じたのか私には言い表せないと考えます。しかし、その努力を私は知らなかったのです。

私は、ここに大きな問題があると考えます。何も知らなかった立場から偉そうなことは言えませんが、私の役割はここにあると考えます。

「日本がなぜ、核兵器禁止条約に参加しないのか」

ニューヨークにいる期間、この問いは何度も私に問いかけられました。「日本は唯一の被爆国であるのになぜこの条約に参加し

ないのか」「唯一の被爆国だからこそ、この条約に参加してほしかった」という疑問の答えに私は苦しみました。なぜなら、この問いは私自身も持っているからです。被爆者の方々とお話をし、核兵器がどれほど恐ろしいものなのか、記憶に苦しみながら核兵器の恐ろしさを伝える姿勢を見れば、この問いを持つよりほかありません。なぜ、これほど恐ろしいものを違法としないのか、と。

しかしながら、ニューヨークに行く前に、この条約には核保有国が不参加なのだから、締結されても世界が変わることはないのではないか、と感じていなかったとは言いきれません。事前学習として、核兵器禁止条約に対する政府の考えは外務省のホームページで何度も読みました。岸田大臣の会見も何度も見返しました。しかし、私には理解できない難しい言葉で、とりあえず核兵器が禁止されると日本の安全保障が危うくなるかもしれないのだな、ということだけを感じたのを覚えています。両親と話をしても、友人と話をしても核兵器は廃止すべき、だが、核兵器を違法とすると日本の安全保障に危険をもたらすと考えている人が多くいたように感じます。さらには、私と同様にこの条約には核保有国が参加していないのだから、意味がない条約である、と感じている人は少なからず、私の周りにはいたように感じます。

しかし、ニューヨークでの被爆者の方々を初めとする市民団体の方々の努力を見て、そのように考えていたことを恥ずかしく思いました。さらに、「日本が北朝鮮に攻撃されたとして、アメリカが守ってくれると本当に思うの」と聞かれはっと思いました。私は日本政府の見解である、核抑止力、安全保障に危険をもたらすといった考えに疑問を持たず、無意識にそのことを信じていたのだと思います。日本人の多くが私のような“知らない”状態にいること、このことがまさに、日本がこの条約に参加しなかつ

た原因ではないでしょうか。

特にこれから、被爆者の方々の高齢化が進み、核兵器の脅威を伝えていくことが困難になると考えます。私たち若者がこの問題について考えるべき世代なのだと痛感しました。しかし、私は今回のニューヨークで初めて被爆者の方々の生の声を聞きました。正直なところ、核兵器の恐怖について多くは知っておりませんでした。恥ずかしながら、漠然と核兵器=恐ろしいものというイメージで、だから核兵器はなくすべきであるといった程度にしか思っていなかったのが私の現状だったと思います。自分の無知を言い訳するつもりではございませんが、日本では日本政府の考えを固持するために、核教育が活発ではないのではないのでしょうか。知識がないから、政府の見解にも疑問を持たないという悪循環につながります。私はこの“伝える”ということが核兵器廃絶に向けて今、すべきことだと考えます。私のような無知な人間があの場合にいたのは、私のような無知な人々に核兵器廃絶を訴えるためなのではないか、と考えております。

ニューヨーク滞在中、多くの方々に、核兵器廃絶に向けて私たち若者に何を望むか、という問いをさせていただきました。その質問に対する答えは、「知ること」、そして私のような若者に「伝えること」でした。

これから、日本が核兵器禁止条約に加入するのは私たち市民次第だと考えます。この条約に122か国もの国が賛成をしたのは被爆者の方々、市民団体の方々など市民の力が大きかったと考えます。日本を動かすため、微力ながら一市民として、今後力になりたいと存じます。

最後に、ご無理を言って同行させていただいた先生方、私の無知な質問に答えてくださった市民団体の方々、本当にありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。

## 《資料》

核兵器禁止条約のいくつかの要素  
IALANA による提出 作業文書 1 2 (A/CONF.229/2017/NGO/WP.12)

2017年3月28日付

原文出典：<https://www.un.org/disarmament/ptnw/pdf/A%20CONF.229%202017%20NGO%20WP.12.pdf#search=%27A%2FCONF.229%2F2017%2FNGO%2FWP.12%27>

(JALANA 仮訳)

[] は訳者による

国際反核法律家協会 (IALANA) は、本文書において、本年交渉される、核兵器の完全廃絶に向けた核兵器を禁止する条約に提案される諸要素のいくつかを論じる。IALANA は、とりわけ、モデル核兵器禁止条約の起草に際し、他の諸組織<sup>1</sup>の同僚たちとも共有している経験を生かす<sup>2</sup>。本文書の拡大版はこの会議および [www.lcnp.org](http://www.lcnp.org) において利用可能である。

## 前文における現行国際法の確認に関する諸要素

## 1) 現行国際法における核兵器使用の違法性の確認

条文案：「核兵器の使用は、国際法、特に国際人道法、国際人権法および国際環境法に反していることを確認し」

註釈：核兵器の使用は、まさにその性質ゆえに、慣習国際法上違法である。核兵器は以下の基本原則に合致して使用することはできない。すなわち、戦闘の影響から文民と中立国を保護する諸原則、不必要な苦痛から戦闘員を保護する原則、深刻かつ回復不可能な損害からの環境の保護および将来世代の利益の保全である。核兵器の使用は、国際刑事裁判所ローマ規程における戦争犯罪であり、多くの場合に人道に対する罪にも該当する。

国際司法裁判所の 1996 年勧告的意見はこの評価を支持する。裁判所は、「〔核〕兵器の使用は」、優先的な人道の考慮を中核におく武力紛争に適用される原則および規則の「〔厳格な〕要件の尊重とは実際ほとんど両立しえないように思われる」<sup>3</sup>と述べた。多くの総会決議も同様である。2015 年と 2016 年にも採択された「核兵器のない世界のための倫理上の至上命題」と題する決議は、「核兵器の人道上の影響に鑑みれば、核兵器のいかなる使用も、その原因の

1 核戦争防止国際医師会議 (International Physicians for the Prevention of Nuclear War) および拡散に反対する技術者と科学者の国際ネットワーク (International Network of Engineers and Scientists Against Proliferation) である。

2 [http://inesap.org/sites/default/files/inesap\\_old/mNWC\\_2007\\_Unversion\\_English\\_N0821377.pdf](http://inesap.org/sites/default/files/inesap_old/mNWC_2007_Unversion_English_N0821377.pdf). See also A/AC.286/WP.11, 24 February 2016, Model nuclear weapons convention, submitted by Costa Rica and Malaysia to the OEWG. For commentary, see *Securing Our Survival: The Case for a Nuclear Weapons Convention (2007)*, at <http://www.lcnp.org/pubs/2007-securing-our-survival.pdf>. [なお、訳書として、メラフ・ダータンほか著 (浦田賢治編訳) 『地球の生き残り 解説モデル核兵器条約』日本評論社、2008 年]

3 *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1996, p. 226* (以下、核兵器勧告的意見と称する), para. 95.

いかなを問わず、国際人道法もしくは国際法の要件、または道徳法則もしくは公共の良心の命令と合致するとみなすことはできない」と宣言している<sup>4</sup>。国際赤十字・赤新月運動の2011年決議も、「核兵器のいかなる使用も、国際人道法の規則に合致するとみなすことは不可能であると判断する」としている<sup>5</sup>。2011年にIALANAとサイモン財団が発表したバンクーバー宣言では「核兵器は、その効果が管理不能であるゆえに、国際人道法に合致して使用することはできない」ことを述べている<sup>6</sup>。

核兵器不使用の規範を強化するためには、前文に現行法上の核兵器使用の違法性の確認を含むことが必須である。また、主文に含まれる使用禁止が締約国にのみ適用されるという事実から生じる、非締約国はこの規則に服さないとの含意を回避することは、不可欠である。

## 2) 国連憲章その他の国際法における核兵器の使用の威嚇の違法性の確認

条文案：

「国際連合憲章は、国際連合のすべての加盟国に対して、その国際関係において武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを義務づけていることを想起し、

核兵器の使用の威嚇は、国際連合憲章および国際人道法に反することを確認し、」

註釈：核兵器の使用の威嚇は、武力による威嚇であって、国際連合の目的と両立しない武力による威嚇という国連憲章による禁止に反するものとなろう。またおそらく、これは2条4項に違反する、あるいは51条に従った自衛の合法的行使のための諸条件である必要性と均衡性に違反する、侵略的な威嚇または均衡性を有しない威嚇となろう。かかる威嚇はまた、以下のICJの判示に照らして国際人道法にも違反する。すなわち「もし予期される兵器の使用が国際人道法の要件を満たさない場合は、かかる使用に関わる威嚇もまた、この法に反するものとなる」との判示である<sup>7</sup>。加えて、核兵器の威嚇は、国際人道法の特定規定に違反し得る。即ち、生存者を残さないことの威嚇の禁止<sup>8</sup>および「文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為または暴力による威嚇」の禁止である<sup>9</sup>。

軍事態勢における「核抑止」の中心性および核兵器の現実の利用に繋がる特定の威嚇の役割からすれば、現行国際法上の核兵器使用の威嚇の違法性を前文に含めることは重要である。

4 A/RES/71/55, 5 December 2016.

5 “Resolution 1, Working Towards the Elimination of Nuclear Weapons,” November 26, 2011.

6 <http://www.lcn.org/wcourt/Feb2011VancouverConference/vancouverdeclaration.pdf>. 署名者については以下を参照。[http://www.lcn.org/wcourt/VanDecl\\_Signatories\\_Feb15\\_2013.docx](http://www.lcn.org/wcourt/VanDecl_Signatories_Feb15_2013.docx).

7 核兵器勧告的意見 78 項

8 ジュネーブ諸条約第1追加議定書 40 条

9 ジュネーブ諸条約第1追加議定書 51 条 2 項

### 3) 核軍縮交渉義務の確認

条文案：

「核兵器の不拡散に関する条約の第6条に規定される義務を想起し、

また、厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に遂行し、かつ完結させる義務が存在するとの国際司法裁判所の全員一致での結論を想起し、かつこの義務が普遍的かつ無条件であることを確認し、」

註釈：核軍縮義務に関するICJの結論並びにNPT 6条に言及することは重要である。第1に、ICJは6条についてのひとつの有権解釈を示しており、これはとりわけ、NPT再検討会議が採択した「核兵器国によるその核軍備の全面廃絶の達成という明確な約束」に合致する。第2に、ICJの結論の明確な趣旨は、この義務は慣習国際法の事項として普遍的に適用され、よってNPT非当事国にも適用されるということである。NPT 6条およびNPT再検討会議でなされたコミットメントが前文に含まれる場合に、ICJの結論に言及しても、これらをまったく損なうことはない。

### 4) 事後の軍縮合意の必要性の承認

条文案：「この条約に追加される措置であって、不可逆で、検証可能なかつ透明性のある核兵器の廃棄のための、実際的なおよび法的拘束力を有するものが、核兵器のない世界を達成しおよび維持するために必要とされることを認識し、かつこの条約を核軍縮に関する包括的な法的拘束力を有する合意に向けての措置とみなし、」

註釈：この条文案の前段は、禁止条約交渉開始を決定した総会決議の前文に基づく<sup>10</sup>。

### 5) マルテンス条項の再確認並びに公共の良心および人道の原則の役割の承認；被害者の権利の承認

条文案：

「文民および戦闘員は、この条約その他の国際協定がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則および公共の良心に由来する国際法の諸原則に基づく保護並びにこのような国際法の諸原則の支配のもとに置かれることを再確認し、

核兵器の全面的禁止の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、またこのためにヒバクシャその他の世界各地にいる核兵器爆発および核兵器実験の被害者が行っている努力を認識し、

核爆発および核実験の被害者が被っている、世代を越える健康上の影響を含めた壊滅的な危害を認識し、また被害者の権利および被害者のニーズに適切に対処する必要を念頭におき」

註釈：第1段はマルテンス条項の現代的定式である。核武装国とその同盟諸国は当初からは禁止条約に参加しないだろうという事実の観点からすれば、この挿入は重要である。第2段は、対人地雷禁止条約前文に基づく。

<sup>10</sup> A/RES 71/258, 23 December 2016.

## 原則および目的

### 国際人道法の尊重および尊重の確保の義務

条文案：「国際人道法を尊重し、かつ国際人道法の尊重を確保する国の義務を想起し」

註釈：この原則は、こんにちでは慣習的性質を有するとみなされるジュネーブ諸条約共通1条に由来する。

## 主文

### 1) 基本的義務

条文案：

「A. 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

- a. 核兵器を使用すること。
- b. 核兵器の使用の威嚇をすること。
- c. 核兵器を使用するための軍事的なまたはその他の準備活動を行うこと。
- d. 核兵器を使用することおよび核兵器の使用の威嚇をすることにつき、直接または間接に、奨励または許可すること。
- e. 核兵器を設計し、開発し、実験し、生産その他の方法によって取得し、保有し、配備し、貯蔵し、維持し、保持または移譲すること。
- f. [禁止された核物質]を開発し、実験し、生産その他の方法によって取得し、保有し、貯蔵し、保持し、移譲または使用すること。
- g. 核兵器運搬手段を設計し、開発し、実験し、生産その他の方法によって取得し、配備し、貯蔵し、維持し、保持または移譲すること。
- h. 核軍縮に関するおよび核兵器の被害者の援助に関する研究を除き、核兵器研究を行うこと。
- i. 空域および水域を含む領域内における、核兵器の配置または通過（核兵器を搭載した船舶または航空機による場合を含む。）を許可すること。
- j. この条約によって禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、方法のいかなを問わず、直接もしくは間接に、援助し、奨励し、勧誘または許可すること。
- k. この条約によって禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して資金を供与すること。」

註釈：これらの規定は大部分をモデル核兵器禁止条約から引用した。禁止条約の初期の当事国が核兵器の非保有国や核兵器に依存しない国となるだろうことからすれば、この禁止は不必要に詳細であるように思われるかもしれない。しかし、この禁止条約は将来の軍縮合意のテンプレートを定める助けとなり得るし、これ自体が、現在は核兵器を保有しあるいは核兵器に依存する国が後に条約に加入する場合にその国の非核化の基礎として役立ち得る。前文に関すると同じく、禁止条約の主文に威嚇を含めることは、軍事態勢での「核抑止」の中心性から、およびその正当性を根底から覆す必要があることから、また使用に至る特定のな威

嚇を防止するためにも、重要である。核兵器運搬手段に関する禁止を含めることが望ましくない場合には、この問題を前文規定の対象として、おそらくは、核兵器の「運搬手段」の除去に言及するNPT前文を援用することはできるだろう。

## 2) 人に関する禁止

条文案：「締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であって、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し及び抑止するため、立法上、行政上その他のあらゆる適当な措置（罰則を設けることを含む。）をとる。」

註釈：これは締約国に要求される実施措置を要約して表明している。これは、対人地雷禁止条約9条およびクラスター弾条約の同じく9条に含まれる「国内の実施措置」に関する義務からとられた。この基本的義務には、締約国が、何人であれその者が自国領域内で行った行為または自国民および自国に常居所を有する者が世界のいずれの場所であれ行った行為を犯罪とする要請が含まれている。例えば、「人」には「法人」が含まれること、とりわけ企業体が含まれることが明確にされうる。刑事責任は、実際の実行行為者のみならず、犯罪を命じ若しくは教唆する者、幫助し、唆し若しくはその他の方法で援助する者（資金を供与する者を含む。）にまで拡大しうる。かかる行為を試みる者も含み得る。犯罪人引渡および司法共助の手段で訴追について相互に援助する当事国の義務も、国際テロ関係諸条約におけると同様に、含み得る。普遍的管轄権、または少なくともすべての締約国間の越境的管轄権（関係国間の普遍的管轄権）の問題は、検討されるべきである。

## 3) 条約目的の促進；核兵器よる威嚇又は核兵器の使用への非協力

条文案：

「締約国は、すべての国によるこの条約への参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する（encourage）。

締約国は、この条約が定める規範を促進する（promote）ものとし、この条約の締約国でない国が核兵器の保有、使用または使用の威嚇を抑制するよう最善の努力を払う。

締約国は、自国のためにこの条約の締約国でない国による核兵器の使用または使用の威嚇を要請しないこと、およびこれらを受諾しないこと、並びに核兵器の使用および使用の威嚇につき、直接若しくは間接に、奨励し若しくは許可し（encouraging or authorizing）ないことを約束する。」

註釈：最初の2文はクラスター弾条約21条1項および2項に基づく。第3文はトラテロルコ条約1条2項から部分的に引用した。即ち「締約国は、また、核兵器の実験、使用、製造、生産、所有若しくは管理に直接若しくは間接に関与し、これらを奨励し若しくは許可し、または方法のいかなを問わずこれらに参加することを慎むことを約束する」（下線付加）と。この規定は、締約国は、自身は核兵器による威嚇または核兵器の使用に参加しないが、非締約

国によるかかる手段による防衛にも依存してはならないことをきわめて明白にしている。

#### 4) 核兵器保有国の条約参加に関する規定

条文案：「核兵器を保有する国は、法的に拘束力を有し、期限を設けた、検証可能でかつ不可逆に自国の核軍備を全廃する義務を約束する場合に、この条約に[参加]する資格を有する。」

註釈：おそらくこの禁止条約は、前文案(3)で提案したように、核軍縮に関する包括的協定へのひとつの措置となろう。この包括的協定の交渉に、一部またはすべての核武装国が参加する。しかし、ひとつ以上の核武装国がこの禁止条約への参加を決定する可能性を明示的に規定すべきである。その義務、計画およびスケジュールは、何らかの形で、禁止条約の構成国または条約機関により是認される必要がある。ある種の条約規定の適用は、この計画が実施される間は停止される必要がある。このすべては条約での文言の調整を要する。

#### 5) 管理機構

条文案：「[事務局]を設置する。その任務には以下のものが含まれる：条約及びその目的の促進、締約国会合の準備、義務履行に関する締約国に対する援助（国内措置を含む）、市民社会の関与の確保を伴う核軍縮に関する研究および議論の醸成、核兵器の保有若しくは核兵器への依存を終了した国による条約に対する加入の促進。」

註釈：望ましいとされる場合には、より野心的なアプローチとして、例えば、データの報告および検証またはかかる任務の調整にまで広げることが可能だろう。管理機関の範囲がいかなるものであれ、「条約及びその目的の促進」——この目的の一つは核兵器のない世界の達成と維持である——は、やや革新的だが、先行行動的措置を含み得る。こうした場合、締約国の検討会合は、生じつつある事態の展開につき立場を採択しイニシャチブをとり、管理機関に対してその立場とイニシャチブを適切な国連機関、NPT会合または特定国に対して示すよう指示することができるだろう。

#### 6) 現行国際法の義務

条文案：「この条約のいかなる規定も、国際法、特に核兵器の不拡散に関する条約、地域的非核兵器地帯条約、包括的核実験禁止条約その他の核兵器に関する法文書、ならびに国際人道法に基づく締約国の義務を、方法のいかなを問わず、限定しまたは軽減しない。」

註釈：この規定は、禁止条約はNPTを根底から損なうとの一般的な異論があることから、とりわけ必要とされる。

## 《資料》

## 禁止と前文：追加のコメント

## IALANA による提出 作業文書 37 (A/CONF.229/2017/NGO/WP.37)

2017年6月14日付

原文出典：<https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2017/06/A-CONF.229-2017-NGO-WP.37.pdf>

(JALANA 仮訳)

□ は訳者による

国際反核法律家協会 (IALANA) は作業文書「核兵器禁止条約のいくつかの要素」を2017年3月の交渉の第1週に先立って提出した<sup>1</sup>。本文書<sup>2</sup>において、IALANA は、禁止と前文<sup>3</sup>に関して、とりわけ5月22日に議長が出した条約案<sup>4</sup>を踏まえ、追加のコメントを論じる。

**禁止**

## 1) 核兵器の使用の威嚇

1. 核兵器の使用の威嚇の禁止を条約案に明記された禁止項目に加えることは、以下の理由から非常に重要である。

- 核武装国が本条約に加盟し、時間制限のある軍縮義務を負う場合又は条約上の義務を具体化した軍縮議定書を結ぶ場合、この軍縮期間いかなる使用の威嚇も明示的に禁止されるべきである。
- 本条約は、締約国はいかなる様態によるかを問わず自己の防衛のために非締約国による核兵器の使用の威嚇に依存してはならないことを完全に明らかにしておくべきである。威嚇の禁止を含めることは、いずれかの者に対して条約で禁止されている活動を行うことの奨励又は勧誘の禁止<sup>5</sup>とともに、この目的に資するであろう。確かに、禁止されている活動、とりわけ核兵器の使用を、いずれかの者に対して奨励することの禁止は、締約国が非締約国による「拡大核抑止」及び特定の威嚇に依存することを禁止することになる。しかし、この点は本条約に威嚇の禁止を盛り込むことにより強調されるであろう。
- 本条約は、適切と考えられるならば核兵器使用に備える安全保障政策を含め、核兵器の使用の威嚇の禁止を盛り込むことで、「核抑止」の非正当化に直接的に貢献すべきである。

1 A/CONF.229/2017/NGO/WP.12. 長いバージョンは以下 <http://lcn.org/pubs/2017/IALANA/IALANA%20Discussion%20Paper%201.0final.pdf>。〔日本語訳は本誌 66 頁以下に掲載〕

2 作成に寄与した者：John Burroughs, Roger Clark, Dieter Deiseroth, Beverly Delong, Andrew Lichterman, Daniel Rietiker, Jürgen Scheffran (International Network of Engineers and Scientists for Global Responsibility), Phon vanden Biesen, Alyn Ware, Peter Weiss, 山田寿則

3 IALANA は別個に核武装国、積極的義務、制度問題及び最終条項に関する作業文書を提出している。〔作業文書 38、日本語訳は本誌 77 頁以下に掲載〕

4 A/CONF.229/2017/CRP.1

5 条約案第1条1項 (f)

2. 核兵器の使用の禁止と同様に、核兵器の威嚇の禁止を含めることは、現行法を適用、強化、具体化することになるであろう。国連憲章は侵略的又は国際連合の目的に反する武力による威嚇を禁止している<sup>6</sup>。ジュネーブ諸条約第1議定書は「生存者を残さない」と威嚇することを禁止しており<sup>7</sup>、「文民たる住民の間に恐怖を広めることを主たる目的とする暴力行為又は暴力による威嚇」を禁止している<sup>8</sup>。国際司法裁判所（ICJ）はその勧告的意見においてこの条約法上のギャップを埋めた。すなわち、合法であるためには、自衛における武力の威嚇は、必要性和均衡性の一般的要件を満たす武力の行使の威嚇でなければならないとし<sup>9</sup>、後者（均衡性）は国際人道法（IHL）の順守をも要求する<sup>10</sup>。また、ICJは、国際人道法に違反する行為の威嚇は違法であると述べた<sup>11</sup>。したがって、現行法はいかなる場合（侵略、自衛、武力紛争中における特定の作戦及び状況）における威嚇にも適用されるが、その適用は複雑で、国連憲章及び国際人道法諸条約の中で包括的には詳述されていない。したがって、本条約に核兵器の威嚇の禁止を盛り込むことは、現行法の下での威嚇の違法性を確認し（それは前文においても宣言されるべきだが）、明確にする点で望ましい。

3. 特定の状況における特定の威嚇を伴わない核抑止ドクトリンは、核兵器を使用すると威嚇の禁止に該当するののかという疑問が浮上しうる。その疑問はICJの意見を参照することで完全には解決されない<sup>12</sup>。IALANAの見解では、核抑止は、その中核において、ある状況が生じれば核兵器が使用されるという現在進行している、かつ永続的な威嚇である。核抑止は抽象的な問題ではなく、また、単なる核兵器の保有だけが問題ではない。つまり、配備とドクトリンに具現化され、配備された核戦力を支える費用とインフラに具現化されている具体的かつ精巧な軍事態勢である。にもかかわらず、この疑問が威嚇の禁止を含めることに障害となるならば、核兵器の使用を定める安全保障ドクトリンへの言及を付加することができる。

6 国連憲章第2条4項「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」。第51条は威嚇には言及していない。関連の部分で「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、（中略）個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と定めている。

7 第1議定書第40条「生存者を残さないよう命令すること、そのような命令で敵を威嚇すること又はそのような方針で敵対行為を行うことは、禁止する」。

8 第1議定書第51条2項。

9 *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1996, p.226*（以下、核兵器勧告的意見と称する）、48項。

10 核兵器勧告的意見、42項。

11 核兵器勧告的意見、78項。

12 以下比較されたい。核兵器勧告的意見67項「裁判所はここで、『抑止政策』として知られている慣行に関し判断を下すつもりはない」。48項「一部の国は、核兵器を保有することそのものが、違法な武力行使の威嚇であると述べた。核兵器を保有していることは、なるほど、それを使用する用意があるという推測を正当化することもある。核兵器の保有国またはその傘の下にいる国は、抑止政策によって、相手が侵略しても何のためにもならないことを示すことで軍事的侵略を思い止まらせようとするが、その政策が効果的であるためには、核兵器を使用する意図が本物と思われなくてはならない。これが第2条4項に反する『威嚇』であるかどうかは、想定されている武力の使用が、ある国の領土保全または政治的独立に対して向けられているのか、それとも国連の目的に反するものなのか、または自衛の手段として意図されている場合において、必要性和均衡性の原則に必然的に違反するかどうか、にかかっている。これらの状況のいずれにおいても、武力の行使および武力による威嚇は、憲章の法の下で違法となる」。

たとえば、締約国が核兵器の使用を定める安全保障ドクトリンを含め決して核兵器を使用するとの威嚇を行わないと約束してもよいし、又は別の条項で核兵器の使用を定める安全保障ドクトリンを採用することを禁止してもよい。

4. 本条約は、非締約国およびその民衆を含め全世界の規範水準をいくらか強化発展させることに寄与するだろう。それは、条約による規範の法典化を通じて、より一層核兵器を汚名化することを目的としている。それを効果的にするために、本条約は直接的に核抑止の非正当化に寄与するべきである。核抑止が防衛手段であり平和と安全を保障する手段とされて影響力をもつ限り、核兵器の廃絶は不可能であろう。したがって、核兵器の使用の威嚇、及び適切と考えられるならば核兵器使用を定める安全保障ドクトリンの明示的な禁止を盛り込むことは、完全核軍縮の達成を早めるであろう。

5. 最後に、威嚇は既存の生物、化学兵器、地雷及びクラスター弾を禁止し廃絶する諸条約では禁止されていない。しかしながら、それらの兵器の使用の威嚇は軍事・安全保障態勢の中心にあるとは言えない。なぜなら生物（兵器）抑止ドクトリンとか化学（兵器）抑止ドクトリンといったものは存在しないからである。

## 2) 核兵器の使用の準備

6. 化学兵器禁止条約は、「化学兵器を使用するための軍事的な準備活動を行うこと」を禁止している。モデル核兵器条約は「核兵器を使用するための軍事的なまたはその他の準備活動を行うこと」の禁止を提案している<sup>13</sup>。核兵器禁止条約において同様の禁止を含めることは重要である（条文案は含めていない）。かかる禁止は、本条約の締約国はいかなる様態によるかを問わず、非締約国による核兵器の使用の準備に寄与してはならないことを明晰にするであろう。加えて、本条約に参加し時間制限のある軍縮義務を負う核武装国の活動に関し、或いは条約上の義務を具体化した軍縮議定書の当事国となる核武装国の活動に関して明確さを提供するであろう。それはまた条約外の国の核抑止態勢の非正当性をも強化するであろう。

## 3) 研究及び設計

7. 本条文案が核兵器の開発と実験の双方を禁止していることは大いに有益である。しかしながら、近年の非核兵器地帯条約（ペリンダバ及び中央アジア）とは異なり研究は禁止していない。「研究」とは広い意味をもつが、「研究、設計、開発、生産…」を行わないことを約束するという文脈の中であれば、研究の意味内容は限定されるであろう<sup>14</sup>。ここに示したように追加できる用語は「設計」である。研究と設計はおそらく開発の禁止に当てはまるであ

13 モデル核兵器条約第1条 A1 項 b（強調あり） [http://inesap.org/sites/default/files/inesap\\_old/mNWC\\_2007\\_Unversion\\_English\\_N0821377.pdf](http://inesap.org/sites/default/files/inesap_old/mNWC_2007_Unversion_English_N0821377.pdf)

〔なお、日本語訳は当協会 HP ([http://www.hankaku-j.org/data/hoka/MNWC\\_2007.pdf](http://www.hankaku-j.org/data/hoka/MNWC_2007.pdf)) で閲覧可。〕

14 条約案第1条1項(a) 参照。モデル核兵器条約(MNWC)は「核兵器研究」を次のように定義している。「核兵器の理解、開発、改良、実験、生産、配備または使用を目指して、主として、現象や観測できる事実について一般に知られている情報を超える新しい知識を獲得するためになされる実験のまたは理論的作業」(第2条 F52 項)。MNWC はそのように定義された核兵器研究の少なくとも資金提供の禁止を含めている(第1条 A1 項 g)。

うが、この事項は明確であることが望ましい。レーザー融合実験、流体力学実験(hydrodynamic testing)、未臨界爆発、コンピューター・シミュレーションといったように、ある実弾頭の生産に至る設計工学に直接関係するにせよしないにせよ、いずれもそのような作業の基礎を提供する知識に寄与する活動がたくさん存在する。研究及び設計の禁止は、そのような活動が許容されないことを明確にするのに役立つだろう。同時に、文脈の中で、それらは軍縮の検証に関する研究や核兵器の効果に対する通常兵器システムの強化といったような非核軍事問題の研究までは禁止することにならないだろう。爆発をとまなわぬ実験や試験的な活動及びシミュレーションの禁止もまた検討されよう。

#### 4) 通過及び融資

8. IALANAは通過と融資の禁止を含めることを支持する。それらは条約外の国による核兵器依存を制限しそれに対抗する点で重要であろう。それらはまた本条約のすべての締約国が条約の目的のために取り組んでいることを具体的に示す手段でもある。

#### 前文

9. 本条約案の前文は保持されるべきいくつかの本質的な要素をとらえている。中でもIALANAは特に以下に関する条項を評価する。核兵器使用の壊滅的な帰結、ヒバクシャ及び実験(生産にも言及することが可能)により影響を受ける者の苦しみ、国際人道法の諸原則(この条項は修正が必要であるが)、核兵器使用の違法性、この条約がその対象としていない場合に関するマルテンス条項、諸国の軍備から核兵器及びその運搬手段の除去に関するさらなる効果的措置(NPT前文の要素に基づく)<sup>15</sup>、全面的かつ完全な核軍縮の目標、核軍縮交渉を遂行し完結させる義務、並びにヒバクシャの声をはじめとした公共の良心の役割である。

10. 本条約案前文第4段に関して言えば、条約案は文民の保護に関する国際人道法の必須の原則への言及を不注意にも省いている。特に、区別原則と予防原則は加えられるべきである。後者は大いに核兵器使用の計画に関係している。同項は以下のような修正が可能である。

国際人道法の諸原則及び諸規則、特に武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、紛争当事者は文民たる住民と戦闘員とを常に区別し民用物と軍事目標とを常に区別しなければならないという原則及びこれに関連する無差別攻撃の禁止、軍事行動を行うに際しては文民及び民用物を保護するために不断の注意を払うことを要求する予防原則並びに戦闘において自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するために注意が払われなければならないという原則に立脚し<sup>16</sup>。

11. 前文に「国際人道法を尊重し、かつ国際人道法の尊重を確保する国の義務を想起し」という段落を加えるべきである。この原則はジュネーブ諸条約共通第1条に由来し、今日では慣

15 核兵器の運搬システムに関してはIALANAの最初の討議資料7頁参照 (<http://lcn.org/pubs/2017/IALANA/IALANA%20Discussion%20Paper%201.0final.pdf>)

16 提案の文言はジュネーブ諸条約第1議定書第35条、48条、51条、55条、及び57条に基づいている。

習的性質を有するとみなされる。それは実際の武力紛争のみならず、たとえば攻撃で使用される兵器類の査定といった計画又は準備段階にも適用される。さらにそれは、核攻撃が実行されようがされまいが国際人道法の尊重を否定する核攻撃の威嚇を不利にする。

12. また、国際人権法の尊重に関する前文の段落を推奨する。例えば「核兵器の使用は基本的人権とりわけ生命に対する権利を侵害することを認識し」である。核兵器使用の壊滅的帰結は武力紛争という通常の範囲をはるかに超え、中立国の住民、人々の生活を維持するのに必要な中立国の自然環境、及び将来世代に悪影響を及ぼす<sup>17</sup>。このような理由から、国際人道法のみならず国際人権法への言及はとても適切であり、本条約の目的に関する公衆教育を発展させる。生命に対する権利は、とりわけ世界人権宣言第3条、市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）第6条、米州人権条約第4条によって保護されている。ICCPRの実施機関である自由権規約人権委員会は、1984年に採択された一般的意見において、「核兵器の設計、実験、製造、保有及び配備は今日人類が直面している生命に対する権利への最大の脅威であることは明らかである」とした<sup>18</sup>。

13. IALANAは、条約案前文の核兵器の壊滅的帰結に関する第2段において「気候」の語の追加を提案する。例えば「人間の生存、環境、気候…に重大な影響を与える」である。これは、たくさんの都市を廃墟とする大規模な核兵器の連鎖から生じる地球寒冷化とその結果生じる飢饉といった人道上の影響に関する会議で示された証拠に関係しており、この問題に関する公衆教育を促進するだろう<sup>19</sup>。また、「現在及び将来世代の健康」であるべきである。

14. 最後に、条約案前文第3段において、IALANAは核兵器の生産への言及を追加することを提案する。なぜなら、核兵器を生産するライフサイクル全体の影響は多数の人々に害を及ぼしてきた。この箇所は「核兵器の使用の被害者（ヒバクシャ）並びに核兵器の実験及び生産により影響を受ける者の苦しみに留意し」とすることが可能である。

17 IALANA が自由権規約人権委員会（Human Rights Committee）に2016年9月7日提出した“The Right to Life and WMD,” 参照（[http://lcn.org/pubs/IALANA%202016/Draft\\_GC\\_36\\_Submission\\_IALANA\\_FinalRev.pdf](http://lcn.org/pubs/IALANA%202016/Draft_GC_36_Submission_IALANA_FinalRev.pdf)）

18 HRC, General Comment No. 14 (Article 6) , Twenty-third session, 1984, UN Doc. HRI/GEN/1/Rev.1 at 18 <http://www.refworld.org/docid/453883f911.html>

19 “Securing our Survival” で述べられているように、核兵器は「多くの人類および他の生物種の絶滅、人類の文化の滅亡、ほとんどの生態系に対する重大な損害、気候の破壊、ならびに長期にわたる地球規模での放射能汚染を引き起こす可能性を持つ」。

*Securing our Survival: The Case for a Nuclear Weapons Convention* (IALANA, International Network of Engineers and Scientists Against Proliferation, International Physicians for the Prevention of Nuclear War, 2007) , p. 8 (強調あり) , <http://lcn.org/pubs/2007-securing-our-survival.pdf> [なお、訳書としてメラフ・ダータンほか著（浦田賢治編訳）『地球の生き残り 解説モデル核兵器条約』日本評論社、2008年]

## 《資料》

### 核武装国、積極的義務、制度問題及び最終条項：追加のコメント IALANA による提出 作業文書 38 (A/CONF.229/2017/NGO/WP.38)

2017年6月14日付

原文出典：<https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2017/06/A-CONF.229-2017-NGO-WP.381.pdf>

(IALANA 仮訳)

□ は訳者による

国際反核法律家協会 (IALANA) は、作業文書「核兵器禁止条約のいくつかの要素」<sup>1</sup>を、脱退条項に関する作業文書<sup>2</sup>とともに、2017年3月の交渉の第1週に先立って提出した。この作業文書<sup>3</sup>において、IALANAは、とりわけ5月22日に議長が出した条約案<sup>4</sup>を踏まえ、核武装国、積極的義務、制度問題及び最終条項に関する規定について、追加のコメントを論じる<sup>5</sup>。

#### 核武装国に関する規定、保障措置

1. 本条約案第4条は、自国の核軍備を廃棄した上で条約に参加する元核武装国が追加の検証義務を負うことを規定している。議長がノンペーパー〔非公式文書〕で示したものの基本線に従って要件が義務に盛り込まれるならば、このアプローチは一般的に十分と考えられる。廃絶の検証は、核兵器設計に関する情報の流出を防ぐために求められる場合を除いて、透明性をもたなければならないことを特定すべきである。

2. 第5条は、非締約国を巻き込む議定書を含め、核軍縮に関する効果的な措置について議定書の交渉をする点で、抜け目なく柔軟性を備えている。最大で、いくつか又はすべての核武装国の参加を想定してみれば、そのようなプロセスは、核兵器の不使用、核軍備の廃絶及び核兵器のない世界のガバナンスについての包括的かつグローバルな合意に結実する可能性がある。議定書は単独の核武装国の軍縮のみを巻き込むことも可能である。また、その当事国は、とりわけ核兵器の使用及び使用するとの威嚇の禁止をはじめ本条約の特定の義務（の大半とすることも可能）を負うと規定することもできる。

1 A/CONF.229/2017/NGO/WP.12. 長いバージョンは以下 <http://icnp.org/pubs/2017/IALANA/IALANA%20Discussion%20Paper%201.0final.pdf>。〔日本語訳は本誌 66 頁以下に掲載〕

2 “Withdrawal Clauses in Arms Control Treaties: Some Reflections about a Future Treaty Prohibiting Nuclear Weapons,” A/CONF.229/2017/NGO/WP.13

3 作成に寄与した者：John Burroughs, Roger Clark, Dieter Deiseroth, Beverly Delong, Andrew Lichterman, Daniel Rietiker, Jürgen Scheffran (International Network of Engineers and Scientists for Global Responsibility), and Alyn Ware

4 A/CONF.229/2017/CRP.1

5 IALANA は別個に禁止と前文に関する作業文書を提出している。〔日本語訳は、本誌 72 頁以下に掲載〕

3. 核武装国1ヶ国でもすべてでもその参加の範囲がどうであろうと、議定書は軍縮のプロセスを開始し、その結果望まなければ核武装国を本条約第4条の当事者の有資格者とすることができる。しかしながら、他の選択肢としては、核武装国が検証され、期限を設けた義務を担い、義務の（完全）履行に先立って条約に参加することを定める議定書の交渉があることを詳細につづるべきである。それが明示的に規定されないならば、核武装国が自国の核軍備を廃棄した後に第4条による場合を除いて本条約に参加する根拠が条約の中になくなるであろう。

4. 「参加して廃棄」の選択肢は、締約国の異なるカテゴリーがあることを意味するだろう（これは化学兵器禁止条約でも効果的に当てはまる）。それは、軍縮の実施に関する複雑で異論の多い問題において条約のガバナンス問題に発展し得る。しかし、それにはとても望ましい特徴がある。つまり、参加する核武装国が軍縮プロセスの間核兵器使用の全面的禁止に拘束される点で、軍縮完了後に入るよりも望ましいだろう。核兵器の使用の威嚇の禁止が本条約に含まれるならば、その禁止は参加する核武装国が核兵器を使用すると威嚇を明示的に禁止するだろう。それには、現在の「核抑止」政策を構成する報復としての、先制的な又は「損害限定」のための核使用の威嚇が含まれる。しかしながら、上述のように、核兵器の使用及び使用の威嚇を含め、条約に最初に又は後から参加した国かは関係なく、軍縮議定書の中に条約上の義務を編入することも可能である。

5. 本条約案第3条および附属書で求められる**保障措置**はNPTの中で発展したように合意された最高の水準であるべきである。

### 積極的義務及び国内実施

6. 本条約案第13条は、この条約への参加の普遍性を促進することを締約国に義務付けている。IALANAは、ここあるいは別の箇所において、**本条約で確認された規範を奨励し、本条約の締約国でない国に対して核兵器の保有、使用、又は使用の威嚇を抑制するよう最善の努力を払うという締約国の義務の追加**を強く求める。その義務はクラスター弾条約第21条2項に基づいている。それは、少なくとも近いうちにいくつか又はすべての核武装国が条約の締約国となる可能性が低い状況の下でとても適切である。

7. 関連して、IALANAは、核兵器の危険性や核爆発の壊滅的帰結をはじめ**軍縮教育に関する積極的義務**を盛り込むことを支持する。市民社会の役割はかかる義務との関連で強調されるべきである。例として、「市民社会は核兵器の危険性や核爆発の人道上及び環境上の帰結への認識を高めること、並びに軍縮教育に参加することが奨励される」。

8. 人道上の観点から、本条約案第6条のように**被害者支援及び環境回復に関する義務**を盛り込むことにつき説得力のある事例が挙げられる。非政府組織（NGO）も義務の内容を練る

6 例えばペース大学（Pace University）による“Humanitarian positive obligations for a Nuclear Weapons Ban Treaty”（核兵器禁止条約のための人道上の積極的義務）（A/CONF.229/2017/NGO/WP.22）参照。

にあたり魅力的な提案をしてきた<sup>6</sup>。しかし、影響を受けたグループの（国の）代表が概して今のところ交渉に参加しておらず、またロシア、アメリカ、カザフスタンのような国での既存の広範なプログラムに関わった提唱者や専門家、政治家もおらず、核武装国の代表も参加していないという懸念がある。1つの可能性としては、一般条項又は前文の要素を盛り込み、条約の議定書において義務を練る可能性を提供することである。

9. このアプローチは基本的に本条約案にとりこまれているものとみなし、IALANAはここに少し基本的なコメントをするにとどめたい。

- 核兵器の生産の役割が、その実験や使用とともに、人々に害を及ぼし環境を破壊していることは盛り込まれるべきである。例えば、第6条1項の一部分は「核兵器の使用、実験又は生産により影響を受けた者」とすべきである。同様の変更が第6条2項においても必要である。
- 援助を受ける権利は環境上の回復のみならず被害者支援についても明確にしておく必要がある。
- 環境上の回復を担う義務についても記述されるべきである。完全には回復できない生産・実験現場もあり、費用が法外となることなどもあるため、場合によっては「実行可能な範囲で」という条件を付すことも可能である。
- まさに不均衡にも核兵器の実験及び生産の被害者となった先住民に対する特別の責任を認める必要がある。例えば「先住民など特に健全な環境と手をつけていない土地に頼るグループの権利及び利益は考慮されるものとする」である。
- 国際法の下で可能な別段の救済策にこの条約の規定は影響しないことを特定するために、但書を盛り込むべきである。例えば「本条項は、国際違法行為に対する国の責任の故に又は人権メカニズムによるなど、国際法の下で利用可能な他の救済措置及びメカニズムに基づく締約国の権利及び義務に影響するものではない」である。

10. 禁止されている活動を防止及び抑止するための適切な国内措置に関する本条約案第7条2項は、オタワ及びオスロ条約に由来する。しかしながら、義務は「自然人又は法人」による禁止されているいかなる活動にも適用されると特定することでより正確にすることができる。

### 制度問題

11. 本条約案は、事務局、履行支援ユニット、機関、その他の条約機関の設立を定めていない。第2条（申告）及び第9条（締約国会議の招集）の下で国連事務総長に限定的な職務を任命するのみである。十分かつ安定的な財政支援が保証されるならば、最も望ましいのは条約機関の設立だろう。条約機関が現在設立されないのであれば、締約国会議で後に設立されることを条約で特定することが可能である。本条約案において職務を国連事務総長が、それゆえ国連軍縮部（UNDOA）が担うとされているので、この職務の活動のための十分な財政支援が何らかの形で提供されるべきである。

12. IALANAは、条約又は締約国会議によって、追加の職務を国連事務総長又は条約機関に任命することを要請する。かかる職務は、条約の目的の推進、特により世界へ広めること、締約国への義務の履行の援助、核軍縮に関する研究及び議論の助長、地理的及び社会的多様性の拡大に重点を置いた市民社会の参加の促進を含む。

13. 公益通報者の保護規定を含めることにつき真剣な検討がなされるべきである。少なくとも、本条約に対する違反を国連事務総長/条約機関に通報する者は、国連事務総長/条約機関及びすべての締約国によって保護され、自然人については、恒常的に居住する締約国内でその者の安全または保安が危険にさらされている場合、すべての締約国において庇護の権利を有すると規定されよう<sup>7</sup>。

14. 本条約案第9条3項は、締約国会議は**再検討会議**（複数）を初回に追加して招集することを決定できると規定すべきである。

### 最終条項

15. 本条約案第19条「他の協定との関係」は現在NPTのみに言及している。これでは狭すぎる。最初の文書においてIALANAは以下のとおり提案した。「この条約のいかなる規定も、国際法、特に核兵器の不拡散に関する条約、地域的非核兵器地帯条約、包括的核実験禁止条約その他の核兵器に関する法文書、ならびに国際人道法に基づく締約国の義務を、方法のいかなを問わず、限定しまたは軽減しない」。これほど拡大しない条項が望ましいならば、単純に「本条約は、NPT及びその他関連の国際法の規則の下で締約国の権利及び義務に影響しない」とすることが可能である。

16. 本条約案第18条に示された**脱退条項**に関して、核兵器に関する根本的な規範を法典化する文書においては、そのような条項を全く設けるべきでない強い理由がある。しかしながら、交渉当事者が脱退条項を含めたいのであれば、IALANAはいくつかの変更を提案する。

- 脱退の基準を客観的なものにするために、2項の第1文から「(締約国が)認める場合には」と「その主権を行使して」という文言を削除し、「締約国は、…異常な事態の場合には、この条約から脱退する権利を有する」とする。
- 脱退の通告は、特に必要であれば、締約国会議で検討されるよう規定すべきである。
- 条文案第18条3項第2文は狭すぎる。なぜならば非国際的武力紛争の事態を対象としない。以下のように書き換えられるべきである。「ただし、脱退する締約国が当該3箇月の期間の満了の時に於いて武力紛争に巻き込まれている場合には、脱退は、武力紛争

7 公益通報者の保護に関するこれらの規定は、モデル核兵器条約第7条参照。「社会的検証」についてはとりわけ以下を参照。

J. Rotblat, J. Steinberger, B. M. Udgaonkar, A Nuclear-weapon-free World: Desirable? Feasible? (Boulder: Westview Press, 1993); "The potential and pitfalls of societal verification," Development and Disarmament Roundtable, Bulletin of the Atomic Scientists, May-June 2013, <http://thebulletin.org/potential-and-pitfalls-societal-verification>

の終了の時まで効力を生じない」。そのような条項は、オタワ条約やオスロ条約も同様に、とりわけ化学兵器禁止条約に取り入れられている<sup>8</sup>。

- 最後に、IALANAは、第3項に次の条項を挿入することを提案する。「この条約からの締約国の脱退は、国際法の関連規則に基づく義務を引き続き履行することについての国の義務に何ら影響を及ぼすものではない」。このような条項は他の軍備管理条約においても取り入れられてきた<sup>9</sup>。「関連規則」とは、条約法と慣習法、中でもその適用により核兵器の使用及び使用の威嚇を違法とする条約及び慣習に基づく規則の双方を参照している。

17. 加入に関して、発効後にこれを許可する条項が必要である。例えば「この条約は、この条約に署名していない国による加入のために開放しておく」<sup>10</sup>である。

### 計報：トニー・デ・ブルム マーシャル諸島共和国前外務大臣



Dear family of his excellency Mr. Tony de Brum,

We are so sorry to hear that former RMI Foreign Minister Tony de Brum passed away on August 22, 2017.

His unyielding challenge against nuclear weapons and climate change has undoubtedly guided us to a better world. Especially the Nuclear Zero Lawsuits brought to the International Court of Justice against nuclear-armed states encouraged many people in Japan as well as myself, who witnessed the mushroom cloud of the 1945 atomic bomb in Hiroshima just as he did so at different time and place. Please let me conclude by his words: “we vow to fight so that no one else on earth will ever again experience these atrocities.”

Please accept our deepest sympathy.

Takeya Sasaki

President, Japan Association of Lawyers Against Nuclear Arms;

Co-president, International Association of Lawyers Against Nuclear Arms

トニー・デ・ブルム閣下のご家族様

マーシャル諸島共和国（RMI）のトニー・デ・ブルム前外務大臣が2017年8月22日に亡くなられたとの計報に接し、お悔み申し上げます。

核兵器と気候変動に対する彼の不屈の闘いは疑いなく私たちをよりよい世界に導きました。特に、核武装国を相手取り国際司法裁判所に持ち込んだ核ゼロ裁判は、日本の多くの人たちを勇気づけました。彼と時間と場所は異なるが同じように1945年の原爆キノコ雲を広島で見た私自身もその一人です。最後に彼の言葉で結ばせて下さい。「私たちは、地球上の誰一人としてこの残虐行為をもう二度と経験することのないよう闘うことを誓います」。

ご冥福をお祈りします。

日本反核法律家協会会長、国際反核法律家協会会長  
佐々木 猛也

8 概観するものとして以下を参照。

“Withdrawal Clauses in Arms Control Treaties: Some Reflections about a Future Treaty Prohibiting Nuclear Weapons,” submitted by IALANA, A/CONF.229/2017/NGO/WP.13

9 例えば化学兵器禁止条約第16条3項、或いはオタワ条約第20条4項参照。

10 クラスタ弾条約第16条2項参照。

## 《資料》

核兵器廃絶に関する法律家による書簡<sup>1</sup>

核兵器は、これまでつくられた最も破壊的で無差別な兵器でありながら、条約によって禁止されていない大規模な効果と破壊をもたらす唯一の兵器である。

人々には、誠実で、法によって導かれ、家族、近隣、国、国家間というあらゆる次元の社会において問題を解決する能力がある。グローバルな協力システムが、人権と環境の保護、気候変動の防止、特定兵器の禁止などのために構築されている。これらの技術・能力が、いまこそ、次の明らかなステップ、核兵器の禁止と廃絶に用いられねばならない。

私たちは、法律家として、核兵器の廃絶は、核不拡散条約第6条に規定され、1946年の国連総会のまさに第1号決議に遡る国連の実行に基礎づけられている国際法義務により要請されていることを強調する。1996年、国際司法裁判所は全員一致で「嚴重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に追求し、かつ完結させる義務が存在する」と結論した。この義務は無条件かつ普遍的である。

また、私たちは、核兵器の使用が戦闘行為を規律する国際人道法に現在では両立不可能であることを強調する。就中、核兵器はその制御不能な爆風、熱線、火災、放射能の効果により、文民たる住民と戦闘員、民用物と軍事目標を区別すべしとの要件を満たすことができない。実際、核兵器使用の壊滅的な帰結は、武力紛争の通常の境界をはるかに超え、中立国の住民、人間生活を維持するに必要な自然環境および将来の世代に悪影響を及ぼす。したがって、核兵器使用はまた、国際人権法を、もっとも中心的な生命の権利を侵害する。ある武力行使が国連憲章または人道法において違法であるなら、かかる武力行使の威嚇もまた違法である。しかし、核武装国はこれら明白な真実を認めることを拒否し、このゆえに、核兵器の使用および核兵器の使用の威嚇の違法性を地球規模の禁止として法典化する必要を否定している。

1947年、アルバート・アインシュタインを含む原子力科学者の危機管理委員会は、「原子力の放出により、私たちの世代は、先史時代の人類による火の発見以来最も革命的な力を世界にもたらした。この宇宙の基本の力は、偏狭な国家主義という時代遅れの観念には適合しえない。」と警告した。だがこんにち、私たちは、この焼夷性の高い組合せに再び直面している。

進行中の高まりつつある地球の危機に直面し、二分された世界をもはや受け入れないとし、今年、約130もの国々が、核兵器を禁止し、その廃絶に至る条約を交渉するために国連

1 この書簡は国際反核法律家協会（IALANA）が世界各国の弁護士、法学者、裁判官、法学部生らの賛同署名を集め、2017年6月22日、核兵器禁止条約の交渉会議に合わせて国連で発表した。IALANAのホームページでは書簡の英語、フランス語、日本語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語の各バージョンが閲覧でき、署名者も公開している。  
<https://www.ialana.info/lawyers-letter/>

に集っている。核武装国とその密接な同盟諸国は参加を拒否した。それでも、核兵器禁止条約の努力は、核兵器を禁止する規範の重要な確認となる。

私たちは、すべての諸国に対して、交渉に参加し、採択されたなら条約に参加するよう呼びかける。核兵器のない世界の達成と恒久的な維持についての包括的な協定交渉に向けての主要な一歩となるだろう。私たちはまた、次のような既知の措置実施を求める。すなわち、ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコが米国の核爆弾を配備する核シェアリングを含む、核の危険性の低減と核軍縮の促進、中国、インド、パキスタンおよび米国を含む躊躇国による包括的核実験禁止条約の批准と発効である。

核兵器の廃絶は、1945年の原爆被爆者、そしてすべての過去の世代と将来の世代に対して現在の世代が負う責任なのである。

2017年6月



国連にて公開書簡を発表するジョン・パロース氏

## 《資料》

ニューヨーク国連本部  
トピック3 「制度上の取り決め」2017年3月31日  
核兵器廃絶日本NGO連絡会の発言  
川崎 哲（ピースボート）

議長、各国代表の皆さま

核兵器廃絶日本NGO連絡会を代表して発言します。核兵器廃絶日本NGO連絡会は、市民社会の世論を喚起し、政府との対話を促進し、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）などの国際的運動と連携を深めてきました。

被爆者や日本の多くの市民の思いに反して、日本は未だに核兵器に依存する安全保障政策をとり続けています。日本政府は、核依存国としては数少ない国の一つとして、この議場に代表を派遣し発言しました。

しかし日本政府はそのなかで、核兵器国が参加しない条約には実効性がないとか、核兵器国と非核兵器国の分断を深めるとして、この会議の目的であるところの核兵器禁止条約の交渉には参加できないと述べました。これは、深刻な責任放棄です。

多くの核兵器国や核依存国の参加が直ちには望めないからといって、条約に意味がないと断定するのは誤りです。むしろ、核兵器国や核依存国が今後この条約に参加していけるようなメカニズムを作ることが重要です。それが、この条約の制度的取り決めにおける重要な課題です。核兵器国や核依存国がこの条約にどのような形で参加できるのか、その条件の明確化が検討されるべきです。

条約が成立したあとは、締約国を拡大し、早期に発効させる必要があります。この過程の中で核兵器国や核依存国を関与させていくことが重要であり、そのためのメカニズムを今から設計していかなければなりません。そして、この過程においても、市民社会はこれまでと同様に貢献する用意があります。核兵器の非人道性についての認識を広めていくことが、締約国の拡大と条約の普遍化に資するはずです。

日本を含む核依存国グループは、ブロック積み上げ方式による漸進的アプローチを掲げています。たしかに、一つ一つのブロックといわれる核軍縮や検証に関わる実際的措置は、いずれも重要なものです。核兵器禁止条約は、これら多くの措置を議定書などの形でプログラムとして取り入れることができます。核兵器禁止条約の策定を「最終ブロック」の段階まで待たなければいけないという主張は、合理的ではありません。

核依存国は、「核兵器のない世界」に本当にコミットしているのであれば、条約交渉をボイコットするのではなく、自ら行ってきた核軍縮措置を条約策定に生かすという立場から、交渉に参加すべきです。このような観点から、この3月会期には参加しなかった全ての国に対して、6～7月の会期には参加し、自らの責任を果たすことを求めます。

最後に、核兵器禁止条約がノー・モア・ヒバクシャという訴えを明確に記し、世界中の核被害者の被害と彼らへの謝意を明記し、被害の実相のさらなる探究と普及を定めるものになる必要があることをくり返して、発言を終わります。

ありがとうございました。

## 《資料》

### 「核兵器禁止条約」の採択に関する会長声明

2017年（平成29年）7月10日  
日本弁護士連合会  
会長 中本 和洋

本年7月7日（日本時間7日深夜）、ニューヨーク国連本部の条約交渉会議にて核兵器禁止条約が採択された。投票参加国124カ国のうち、賛成122、反対1、棄権1の圧倒的多数の賛成によるものである。

当連合会は、本年3月27日から始まった「核兵器のない世界」を国際法規範として確立することを目的とする史上初の本国連合会議に注目し、6月6日付けで『核兵器禁止条約』の早期実現を求める会長声明を発表するとともに、NGOとして参加し、同国連会議の第二期中の6月19日には、当連合会の代表が発言を行った。

当連合会が1954年の第5回定期総会において、「原子力の国際管理、平和利用、原子兵器の製造、使用、実験禁止に関する宣言」を行い、1978年には当連合会独自の「核兵器使用禁止条約案」を発表し、当時のワルトハイム国連事務総長に提出するなど、核兵器禁止条約締結を求めてきた歴史を振り返るとき、今回の条約採択については、当連合会としても、高く評価し、心から歓迎する。

採択された条約には、以下のとおり、これまで当連合会が繰り返し述べてきたことが明確に取り上げられている。

1 核兵器の完全な廃絶こそ、核兵器が再び使用されない唯一の方法であるとして（前文第2段）、核兵器の使用がもたらす「壊滅的な結果に対して、人類は適切に対処できない上、その影響は国境を越え、人類の生存、環境、社会経済的な発展、世界経済、食料の安全及び現在と将来の世代の健康に重大な影響を与え、しかも、電離放射線の影響を含めて女性及び少女の健康に対し均衡を失する悪影響を及ぼす」（前文第4段）とし、その使用は、「武力紛争に適用される国際法の規則、特に国際人道法の原則及び規則に違反する」（前文第10段）ことを確認したことは、これまでの当連合会の意見と一致するものである。

2 加えて、締約国に課される法的義務としての核兵器その他核爆発装置についての禁止行為（第1条）として、「使用」だけでなく「使用の威嚇」を加えたこと、他に「開発、実験、生産、製造、その他の方法による取得・保有・貯蔵」、更には「移譲、直接・間接の受領、禁止行為の援助・奨励・勧誘、配置・配備・設置の許可」を含めて、これら全てを禁止したことは画期的である。

3 また、被爆者の声を受け入れ、「核兵器の使用又は実験によって影響を受けた自国の管轄

下にある個人について、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、医療をはじめリハビリテーションや心理的な支援を含めて、年齢及び性別に配慮した援助を適切に提供し、社会的・経済的に社会に包摂されるようにする」ことを締約国の義務とし（第6条第1項）、さらに、採択に当たり、「過去に核兵器またはその爆発装置の使用を行った締約国は、犠牲者の援助のために、影響を与えた他の締約国に対し、十分な援助を行う責任を有する」ことを定めたこと（第7条第6項）の意義も大きい。

当連合会は、1950年の第1回定期総会において、「地上から戦争の害悪を根絶し、平和な世界の実現を期する」と宣言して以降、繰り返し核兵器の廃絶や被爆者の援護を求め、世界の諸国間で核兵器禁止条約が締結されるよう提言してきた。

その立場からすれば、当面は締約国間の法的義務を定める本条約が、「締約国会議及び検討会議に、条約の締約国ではない国及び国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟、関連する非政府機関をオブザーバーとして出席するよう招請する」（第8条第5項）としたことは、今後の核兵器禁止条約の国際的な広がりとして市民社会の世論形成にとって有益であると評価する。

また、このことは、日本政府が、原子爆弾の投下による被害を受けた唯一の被爆国として、積極的な役割を果たす礎となることを期待するものである。



## 追悼 肥田舜太郎 先生

日本反核法律家協会 事務局長  
弁護士 大久保 賢一



写真左：故 肥田舜太郎先生

肥田舜太郎先生が、3月20日、肺炎のため亡くなられた。享年100歳であった。本当に惜しい人をなくしたと思う。伊藤直子さん、池田眞規先生、に引き続いての訃報である。私は、2011年秋、伊藤さん、池田先生、肥田先生と四人で、熱海に泊まって楽しいと時間を過ごしたことがあった。あの時はみんな元気だったのにと懐かしく思い出す。

私は、1月29日、先生の百寿の会を兼ねた埼玉の被爆者団体である「しらさぎ会」の新年会に参加していた。その時の感想を自由法曹団通信に寄稿しておいた。次のとおりである。

### 百歳は通過点!!

先日、肥田舜太郎先生の百寿の祝いに、事務所村山志穂弁護士と参加してきた。肥田先生は、軍医をしていた28歳の時、広島で被爆している。極度の貧血などに苦しめられたこともあるけれど、戦後一貫して、被爆者の治療と、核兵器廃絶のために、たたかってきた人である。その超人的な奮闘に畏敬の念を抱いている私は、「先生は化け物ですね」と言ったことがあったけれど、先生は「僕は化け

物じゃないよ」と笑って受け流されてしまった。

埼玉県の被爆者の会である「しらさぎ会」のメンバーからピンクの羽織と帽子を送られた先生は、「私にとって百歳は通過点に過ぎない。被爆者は百五歳、百十歳と長生きをする必要がある。皆さんも自分の命を大事に、目標に向かっていっぱい花を咲かせてください。」と呼び掛けていた。98歳になる堀田シズエさんは、「肥田先生に勇気もらった。私も百歳まで生きる。一緒に歩いてきた被爆者はどんどん少なくなっていくけど、最後の一人になるまでに核廃絶を実現したい。」とスピーチしていた。肥田先生や被爆者にとって核廃絶は「私たちの使命」なのである。

百歳になった肥田先生は、私の父と同じ1917年（大正6年）の生まれである。私の父は83歳で他界しているけれど、先生は使命を語り、お酒をたしなみ、カラオケをやるのである。30年後、私も生きていれば百歳になる。その時、私は何をしているのだろうか。私はどんな使命感を持っているのだろうか。酒は飲めるのだろうか。カラオケはどうだろうか。

ところで、「そうもくこくどしつかいじょうよつ草莽国主悉皆成仏」という言葉がある。梅原猛先生によれば、鎌倉仏教の前提となった日本思想の本質であるという。その梅原先生は、「自然を破壊して多くの生物を殺した人間が、人間同士の殺し合いである戦争を行うのは必然的であったと考える。そして殺人兵器の技術が進歩し、ついに原爆、水爆の開発に至った。そのような人間の運命を変えなければなら

ないと私は思う。」と言っている。そして、この「草木国土悉皆成仏」の理念は新しい人類の理想になるべきだという。しかしこれは序論であって、西洋哲学を厳しく批判する本論を完成するまでには、まだ十年ほどの時間が必要である。十年たつと百歳を超えることになるが、少なくとも百歳までは生きて、新しい哲学を創らなければならないと思っているという（学会会報No.919・随想「人類哲学の使命」）。ここでも「核と人類は共存できない」という思想が共有されているのである。

私は、この梅原先生の提案を新しい人類の理想にふさわしいかどうかについてにわかに同意することはできないけれど、1925年（大正14年）生まれの梅原先生が、核時代を迎えてしまった人間の運命を変えるために、少なくとも百歳までは生きて、新しい哲学を創り出すことを使命としている姿勢には、心からの敬意を覚えるのである。

私は70歳になったけれど、村山志穂はまだその半分である。二人とも、肥田先生や梅原先生の年までは時間が残されている（私と村山を同列に置くのはいかがかと思うけれど、行論上の成り行きなので大目に見てほしい）。

私たちは、何を使命とするのか。核兵器廃絶のために何ができるのか。30年後もまだ同じ使命を抱えているようなことだけはしたくないと思う。私は、「核兵器問題は、外交問題のあれこれの一部分ではなく人類にとっての死活的な緊急・中心課題である」（日本共産党27回大会決議）という時代認識を共有しながら、「核兵器禁止条約」の実現のために尽力したいと思う。（2017年2月9日記）

この文章は、2月9日に書かれているので、それから1カ月と10日余りで、肥田先生の訃報に接したのである。もちろん、私は、肥田先生が亡くなるなどということを予測などしていない。当時、国連では、核兵器の廃絶を展望し

て、核兵器を禁止する法的枠組みに関する交渉が始まろうとしていた。核兵器使用の非人道性に着目して、核兵器国や依存国の反対にもかかわらず、「核兵器のない世界」に向けて「核兵器禁止条約」を制定しようという試みである。私は、日本反核法律家協会にとどまらず、日本弁護士連合会（日弁連）にも、主体的に関与してほしいと考え、新倉修弁護士や森一恵弁護士に、ニューヨークに行ってもらう準備をしていた。そして、日弁連は、和田光弘副会長を国連に派遣し、会議で発言する機会を得た。

この「核兵器禁止条約」制定の試みは、7月7日、122カ国の賛成（反対1、棄権1）で採択されるという形で、実を結んでいる。核兵器は、単に、非人道的、非道徳的ということにとどまらず、違法な兵器であることが確認されたのである。もちろん、「核兵器のない世界」は、核兵器国が核兵器を廃絶しなければ実現しない。現状で、彼らは核兵器を放棄するなどということは毛頭考えていない。むしろ、核兵器禁止条約には冷たい視線を向けているのである。

けれども、彼らの反発が強ければ強いほど、この条約の存在意義は大きいのである。伊藤さんも、池田先生も、肥田先生も、この条約が採択されたことを知れば、大歓迎するであろう。私は、この三人と、この条約ができたことを喜び合いたかった。

そして、この三人が生きていれば、きっと、こう言うであろう。この条約ができたからといって、自動的に「核兵器のない世界」が訪れるわけではない。日本政府や核兵器国の姿勢を改めるたたかいは残っているのだ。条約に魂を吹き込め、と。

（2017年7月23日記）



写真中央：故 肥田先生、右：村山弁護士

## 池田眞規前会長プレ「偲ぶ会」報告と 追悼著作集出版記念会に向けて

日本反核法律家協会  
事務局 田中 恭子



### ◆プレ「偲ぶ会」には…

池田眞規弁護士・日本反核法律家協会前会長が物故されて半年余り経った2017年6月1日。東京・四谷のあるお店に、故池田前会長とご縁のあった人たち、凡そ40名が集まりました。会場となったのは、旧名「厨房 出島」。そう、当協会の理事会や核フォーラムなどを行った後、議論の勢いそのままに、池田前会長を先頭にくりだした、思い出の場所。参加者には、故人の略歴や「偲ぶ会」の案内状を差し上げた人から寄せられたメッセージなどを記したしおりが配られました。

「偲ぶ会」冒頭、大久保弁護士・当会事務局局長は、今回の集まりを“プレ”企画として、ちょうど池田前会長の1周忌にあたる11月に、池田前会長が生前発表された論文や遺稿をまとめた追悼著作集の出版記念レセプションを兼ねた追悼行事を予定しているので、その成功のために広くご支援・ご協力をお願いしたいと呼びかけ、核兵器禁止条約採択を目前に控え、池田前会長の思いをぜひ受け継いでいきたい、と決意を語りました。

続いて、遺族を代表してご息女の池田みゆきさんからは、故人の在りし日の姿が語られました。大病を思い、自宅で仕事をするようになってからも早朝から深夜までパソコンに向かっていたこと。玉川上水など近くの散歩を楽しみにしていたこと。治療法が真逆となる心臓疾患と腎臓疾患の両方

を抱えて、微妙なバランスをとりながらの薬物療法を続けていたこと。亡くなる1か月半ほど前、高熱を発し救急搬送されそのまま入院、いったんは持ち直したものの、11月13日早朝に容態が悪化し、甥御さん・姪御さんの訪問に嬉し気な顔をしながら、しばらくして「しっかりと3回呼吸をし、3度目の息を吸うと、そのまま息を吐くことなく、午後4時6分、息を引き取りました。」

最後まで生きるためのたたかいを貫いた故人のありようが参加者の胸に響きました。

そして岩佐幹三日本被団協代表委員の献杯、丸山重威氏による故人の経歴紹介と続き、その後は、当会理事の安原幸彦弁護士・田部知江子弁護士両名の進行で、参加者からは次々と故人の思い出、エピソードが溢れんばかりに綴られていきました。池田前会長の織り成してきた波乱万丈の物語に参加者は笑ったり肯いたり。多くの人が共通して語ったのは、故人がかかわってきた数々のたたかいの中で、百里基地訴訟の原告農民、原爆症認定訴訟の被爆者、来日した海外ゲスト、彼らととことん「付き合う」人であったということ。余人に決してまねできない、池田前会長にしかできないやり方で。

その姿を目の当たりにすると、故人から誘われれば断れない。故人の薫陶を受け、故人が切り拓いた新たな運動に惹きつけら

れ、自分の生き方に大きな影響を受けた、と多くの人が話していました。長きにわたり池田前会長と苦楽を共にしてきた世代も春秋に富む世代も、異口同音に故人の「夢を追い続ける」、「夢を喰って生きる」姿勢への共感を口にしました。故人の思いが世代を超えてしっかり伝わっていることが、確かな実感として残るプレ「偲ぶ会」でした。そして、ご息女と一緒に参加されていた奥様の池田ゆきさんは最後に、「いろいろなことが思い出されました。いろいろなお話を聴かせていただきまして、有難うございました」と。故人も天国でほっと胸をなでおろしておられたのではないかと思います。

#### ◆核兵器禁止条約の採択を受けて

このプレ「偲ぶ会」では、核兵器禁止条約交渉国連会議の6月会期開催を目前に控え、1週間前に交渉会議議長から最初の禁止条約案が公表された直後ということもあって、こもごも核兵器禁止条約成立への期待が語られたことも特徴的でした。そのとき私たちが手にしていた核兵器禁止条約案は、その後若干の修正が加えられた後、2017年7月7日、ついに国連で採択された<sup>1</sup>



のです。

その前文には、「ヒバクシャ」の苦しみに留意する、との文言とともに、国際機関や市民社会などとならんで核廃絶のために「ヒバクシャが行っている努力を認識」する、とあります。これは、被爆者をただ救済されるべき対象としてとらえるのではなく、「核兵器のない世界」の実現に向けて大きな役割を果たしてきた能動的主体としてとらえていることの顕れではないでしょうか。被爆者に寄り添い、常日頃から被爆者は核時代に生きる我々にとって「預言者」だと繰り返し述べていた池田前会長が生きておられたら、この条約採択を大歓迎したに違いありません。

一方で池田前会長はかつて、ラッセル・アインシュタイン宣言<sup>2</sup>が「たとえ水爆を使用しないというどんな協定が平時にむずばれていたとしても、戦時にはそんな協定はもはや拘束とは考えられず、戦争が起こるやいなや双方とも水爆の製造にとりかかるであろう。」と述べていることを引用しながら、日本国憲法前文と9条に示された理念を世界に発信することは日本の法律家の責務だ、と話しておられたことを私は思い出さずにはいられないのです。

今次国連で採択された核兵器禁止条約は、「核兵器の開発、実験、生産、取得、占有、貯蔵、授受、使用、使用すると威嚇、これらの禁止事項についての援助や奨励、自国への配備の許可などを全面的に禁止」しています。しかし、核保有国と核依存国は、国家安全保障の手を縛るものとして、背を

1 核兵器の禁止に関する条約（核兵器禁止条約）国連 A/CONF.229/2017/8 本誌6頁以下に暫定訳及び正文（英語）を掲載。

2 日本バグウォッシュ会議のサイト [http://www.riise.hiroshima-u.ac.jp/pugwash/r\\_e.html](http://www.riise.hiroshima-u.ac.jp/pugwash/r_e.html) 参照。ラッセル・アインシュタイン宣言（1955）は、続けて「なぜなら、もし一方がそれを製造して他方が製造しないとすれば、それを製造した側はかならず勝利するにちがいないからである。軍備の全面的削減の一環としての核兵器を放棄する協定は、最終的な解決に結びつくわけではないけれども、一定の重要な役割を果たすだろう。（中略）それゆえ私たちは、ほんの第一歩には違いないが、そのような協定を歓迎すべきなのである。」と述べている。

向けている現状にあります。核兵器頼みの国家安全保障か、それとも「核兵器のない世界」の実現で安全保障を確保するのか、が鋭く問われる時代を迎えました。安全保障観の根本的対立による真剣勝負に際して、日本国憲法の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」との理念を正面から掲げていくとくみ、核兵器禁止条約に「魂を吹き込むたかい」<sup>3</sup>となるのではないのでしょうか。

#### ◆多くの人に届けたい「追悼著作集」

今（2017年8月現在）、池田前会長の追悼著作集の刊行に向け編集作業が進んでいます。故人が精魂を傾けてとりくんだ「世界法廷運動」の顛末を、故人ならではの視点で描いた「世界法廷物語」はじめ、百里基地訴訟、原爆症認定訴訟、平和憲法訴訟、ノーモアヒバクシャ記憶遺産を継承する会の創設、また軍隊を棄てた国コスタリカの

カレン・フィゲレス元大統領夫人やカルロス・バルガス氏、ウィーラマントリー元ICJ判事、ギリシャの法律家らといった故人の多彩な人脈が生んだ交流など、活力に満ちたとくみの折節に著された論稿が多数収録される予定です。

核兵器禁止条約が採択され、新しい時代の、新しい局面に即した、新たな次元の反核平和運動が求められています。そのためのヒントを、「追悼著作集」にこめられた池田前会長の足跡から、私たちはたくさん学ぶことができるのではないのでしょうか。「追悼著作集」を多くの人に届け、繙いてもらいたい、そう願っています。

また、その出版記念レセプションを兼ねた追悼行事を、当会年次総会及び恒例の意見交換会の終了後、同一会場で開催する予定です。こちらにも多数ご来場いただき、池田前会長の遺志を受け継ぎ「核兵器のない世界」の実現に向けて確かな一歩を築く場にしたいと思っています。



3 本誌 33 頁大久保賢一事務局長による論稿「核兵器禁止条約の採択と今後の課題」参照。

# NEW FACE

第 15 回

出会い

沖縄弁護士会  
弁護士 白 充



私は諦めていました。

日本は「戦争はダメ」「核兵器もダメ」を、全国的に共有しています。

しかし、ここ日本では、どのような経緯で、誰が利益を得ようとして、戦争、そして2度の世界大戦が起ったのかという、「戦争の本質」が語られません。

ロシアの次に多くの核兵器を保有していると言われ、唯一、核兵器を使用したアメリカに対しては、核兵器の放棄を迫ることができません。「唯一の被爆国」であるにもかかわらず…

もはや理由はいらないのでしょうか。

「戦争はダメ」「核兵器もダメ」「だから北朝鮮はダメ」

それが、「(オール沖縄)をも超える?」「オール日本」の認識。

この圧倒的な国民感情(あえて「民意」とは言いません)を前にして、「戦争の本質は、資本主義・帝国主義の拡張要求を満たすためにあるのではないか」とか「核を最初に保有し、最初に使用し、今なおその脅威と傘をもって世界をコントロールしようとしているのは、むしろアメリカではないか」と言ったとしても、この社会が変わる気がしませんでした。

2016年、とあるお二方に出会うまでは…

大久保賢一事務局長。先生は、2016年6月にネパールで開催されたCOLAP-VIに出席され、同会議に出席した朝鮮民主主義人民共和国の代表者2名に自ら声を掛け、しっかりと目を見つめ、要旨、次のように語られました。

「私は日本で反核運動をしている。北朝鮮の核実験には反対する。しかし、その背景にアメリカの核という問題があることも認識している。今後、北朝鮮の方とじっくり話し合いたい」

これに対し、朝鮮代表者らもまた、大久保先生の目をしっかりと見つめ返し、静かに2度、首を縦に振りました。大会最終日、朝鮮代表者が私のところに向けより、こう言いました。

「我々は、世界中の方と交流を持っていきたいと考えている。しかし現状、日本の、特に法律家の方との交流が極めて少ないことを残念に思っている。我々に話しかけてくれた大久保先生のような法律家との交流を積極的に行っていきたい。」

新たな時代の流れ、その始まりを、肌で感じました。

数ヶ月後、その大久保先生から「11月に開催される意見交換会に、パネリストとして出席してくれないか」との打診をいただき、僥倖ながらこれをお受けしました。

そこで出会ったのが、RECNAの中村桂子先生でした。

「世界で唯一、核兵器廃絶に特化した大学附属の研究所」であるRECNAに設立当初から所属されている中村先生のお話は、「長崎からの挑戦～北東アジア非核兵器地帯創設に向けて」でした。長崎からの「叫び」ではなく「挑戦」とされ、「北朝鮮の非核化」ではなく「北東アジア非核兵器地帯」とされたのです。そして、朝鮮の側が2016年7月に提示した、非核化への5つの条件も示されながら、「北東アジア非核兵器地帯は決して不可能な話では無い」と訴えられたのです。

「核」について、表面的では無く、しっかりとその本質を見つめ、「世界中から核兵器を廃絶する」ために真摯に考察を深めるお二人、そして、このような方々と共に、真摯に活動される日本反核法律家協会の方の姿を拝見しながら、思ったのです。

「どうやら、諦めている場合ではなさそうだな」



Voting Ended		7/7/2017		10:47:53 AM	
<b>Item 9, A/CONF.229/2017/L.3/Rev.1</b>					
<b>Draft treaty on the prohibition of nuclear weapons</b>					
<input checked="" type="checkbox"/> AFGHANISTAN	<input checked="" type="checkbox"/> CAMEROON	<input checked="" type="checkbox"/> FRANCE	<input checked="" type="checkbox"/> KUWAIT	<input checked="" type="checkbox"/> NEPAL	<input checked="" type="checkbox"/> SENEGAL
<input checked="" type="checkbox"/> ALBANIA	<input checked="" type="checkbox"/> CANADA	<input checked="" type="checkbox"/> GABON	<input checked="" type="checkbox"/> KYRGYZSTAN	<input checked="" type="checkbox"/> NETHERLANDS	<input checked="" type="checkbox"/> SERBIA
<input checked="" type="checkbox"/> ALGERIA	<input checked="" type="checkbox"/> CENTRAL AFR REP...	<input checked="" type="checkbox"/> GAMBIA	<input checked="" type="checkbox"/> LAO PDR	<input checked="" type="checkbox"/> NEW ZEALAND	<input checked="" type="checkbox"/> SEYCHELLES
<input checked="" type="checkbox"/> ANDORRA	<input checked="" type="checkbox"/> CHAD	<input checked="" type="checkbox"/> GEORGIA	<input checked="" type="checkbox"/> LATVIA	<input checked="" type="checkbox"/> NICARAGUA	<input checked="" type="checkbox"/> SIERRA LEONE
<input checked="" type="checkbox"/> ANGOLA	<input checked="" type="checkbox"/> CHILE	<input checked="" type="checkbox"/> GERMANY	<input checked="" type="checkbox"/> LEBANON	<input checked="" type="checkbox"/> NIGER	<input checked="" type="checkbox"/> SINGAPORE
<input checked="" type="checkbox"/> ANTIGUA-BARBUDA	<input checked="" type="checkbox"/> CHINA	<input checked="" type="checkbox"/> GHANA	<input checked="" type="checkbox"/> LESOTHO	<input checked="" type="checkbox"/> NIGERIA	<input checked="" type="checkbox"/> SLOVAKIA
<input checked="" type="checkbox"/> ARGENTINA	<input checked="" type="checkbox"/> COLOMBIA	<input checked="" type="checkbox"/> GREECE	<input checked="" type="checkbox"/> LIBERIA	<input checked="" type="checkbox"/> NORWAY	<input checked="" type="checkbox"/> SLOVENIA
<input checked="" type="checkbox"/> ARMENIA	<input checked="" type="checkbox"/> COMOROS	<input checked="" type="checkbox"/> GRENADA	<input checked="" type="checkbox"/> LIBYA	<input checked="" type="checkbox"/> OMAN	<input checked="" type="checkbox"/> SOLOMON ISLANDS
<input checked="" type="checkbox"/> AUSTRALIA	<input checked="" type="checkbox"/> CONGO	<input checked="" type="checkbox"/> GUATEMALA	<input checked="" type="checkbox"/> LIECHTENSTEIN	<input checked="" type="checkbox"/> PAKISTAN	<input checked="" type="checkbox"/> SOMALIA
<input checked="" type="checkbox"/> AUSTRIA	<input checked="" type="checkbox"/> COSTA RICA	<input checked="" type="checkbox"/> GUINEA	<input checked="" type="checkbox"/> LITHUANIA	<input checked="" type="checkbox"/> PALAU	<input checked="" type="checkbox"/> SOUTH AFRICA
<input checked="" type="checkbox"/> AZERBAIJAN	<input checked="" type="checkbox"/> COTE D'IVOIRE	<input checked="" type="checkbox"/> GUINEA-BISSAU	<input checked="" type="checkbox"/> LUXEMBOURG	<input checked="" type="checkbox"/> PANAMA	<input checked="" type="checkbox"/> SOUTH SUDAN
<input checked="" type="checkbox"/> BAHAMAS	<input checked="" type="checkbox"/> CROATIA	<input checked="" type="checkbox"/> GUYANA	<input checked="" type="checkbox"/> MADAGASCAR	<input checked="" type="checkbox"/> PAPUA NEW GUINEA	<input checked="" type="checkbox"/> SPAIN
<input checked="" type="checkbox"/> BAHRAIN	<input checked="" type="checkbox"/> CUBA	<input checked="" type="checkbox"/> HAITI	<input checked="" type="checkbox"/> MALAWI	<input checked="" type="checkbox"/> PARAGUAY	<input checked="" type="checkbox"/> SRI LANKA
<input checked="" type="checkbox"/> BANGLADESH	<input checked="" type="checkbox"/> CYPRUS	<input checked="" type="checkbox"/> HOLY SEE	<input checked="" type="checkbox"/> MALAYSIA	<input checked="" type="checkbox"/> PERU	<input checked="" type="checkbox"/> STATE OF PALESTINE
<input checked="" type="checkbox"/> BARBADOS	<input checked="" type="checkbox"/> CZECH REPUBLIC	<input checked="" type="checkbox"/> HONDURAS	<input checked="" type="checkbox"/> MALDIVES	<input checked="" type="checkbox"/> PHILIPPINES	<input checked="" type="checkbox"/> SUDAN
<input checked="" type="checkbox"/> BELARUS	<input checked="" type="checkbox"/> DEM PR OF KOREA	<input checked="" type="checkbox"/> HUNGARY	<input checked="" type="checkbox"/> MALI	<input checked="" type="checkbox"/> POLAND	<input checked="" type="checkbox"/> SURINAME
<input checked="" type="checkbox"/> BELGIUM	<input checked="" type="checkbox"/> DEM REP OF THE CO...	<input checked="" type="checkbox"/> ICELAND	<input checked="" type="checkbox"/> MALTA	<input checked="" type="checkbox"/> PORTUGAL	<input checked="" type="checkbox"/> SWAZILAND
<input checked="" type="checkbox"/> BELIZE	<input checked="" type="checkbox"/> DENMARK	<input checked="" type="checkbox"/> INDIA	<input checked="" type="checkbox"/> MARSHALL ISLANDS	<input checked="" type="checkbox"/> QATAR	<input checked="" type="checkbox"/> SWEDEN
<input checked="" type="checkbox"/> BENIN	<input checked="" type="checkbox"/> DJIBOUTI	<input checked="" type="checkbox"/> INDONESIA	<input checked="" type="checkbox"/> MAURITANIA	<input checked="" type="checkbox"/> REP OF KOREA	<input checked="" type="checkbox"/> SWITZERLAND
<input checked="" type="checkbox"/> BHUTAN	<input checked="" type="checkbox"/> DOMINICA	<input checked="" type="checkbox"/> IRAN (ISLAMIC REP...)	<input checked="" type="checkbox"/> MAURITIUS	<input checked="" type="checkbox"/> REP OF MOLDOVA	<input checked="" type="checkbox"/> SYRIAN ARAB REP...
<input checked="" type="checkbox"/> BOLIVIA (PLURINATI...)	<input checked="" type="checkbox"/> DOMINICAN REP...	<input checked="" type="checkbox"/> IRAQ	<input checked="" type="checkbox"/> MEXICO	<input checked="" type="checkbox"/> ROMANIA	<input checked="" type="checkbox"/> TAJIKISTAN
<input checked="" type="checkbox"/> BOSNIA-HERZEGOVINA	<input checked="" type="checkbox"/> ECUADOR	<input checked="" type="checkbox"/> IRELAND	<input checked="" type="checkbox"/> MICRONESIA (FS)	<input checked="" type="checkbox"/> RUSSIAN FED...	<input checked="" type="checkbox"/> THAILAND
<input checked="" type="checkbox"/> BOTSWANA	<input checked="" type="checkbox"/> EGYPT	<input checked="" type="checkbox"/> ISRAEL	<input checked="" type="checkbox"/> MONACO	<input checked="" type="checkbox"/> RWANDA	<input checked="" type="checkbox"/> THE FYR MACEDONIA
<input checked="" type="checkbox"/> BRAZIL	<input checked="" type="checkbox"/> EL SALVADOR	<input checked="" type="checkbox"/> ITALY	<input checked="" type="checkbox"/> MONGOLIA	<input checked="" type="checkbox"/> SAINT KITTS-NEVIS	<input checked="" type="checkbox"/> TIMOR-LESTE
<input checked="" type="checkbox"/> BRUNEI DARUSSALAM	<input checked="" type="checkbox"/> EQUATORIAL GUINEA	<input checked="" type="checkbox"/> JAMAICA	<input checked="" type="checkbox"/> MONTENEGRO	<input checked="" type="checkbox"/> SAINT LUCIA	<input checked="" type="checkbox"/> TOGO
<input checked="" type="checkbox"/> BULGARIA	<input checked="" type="checkbox"/> ERITREA	<input checked="" type="checkbox"/> JAPAN	<input checked="" type="checkbox"/> MOROCCO	<input checked="" type="checkbox"/> SAINT VINCENT-GRE...	<input checked="" type="checkbox"/> TONGA
<input checked="" type="checkbox"/> BURKINA FASO	<input checked="" type="checkbox"/> ESTONIA	<input checked="" type="checkbox"/> JORDAN	<input checked="" type="checkbox"/> MOZAMBIQUE	<input checked="" type="checkbox"/> SAMOA	<input checked="" type="checkbox"/> TRINIDAD-TOBAGO
<input checked="" type="checkbox"/> BURUNDI	<input checked="" type="checkbox"/> ETHIOPIA	<input checked="" type="checkbox"/> KAZAKHSTAN	<input checked="" type="checkbox"/> MYANMAR	<input checked="" type="checkbox"/> SAN MARINO	<input checked="" type="checkbox"/> TUNISIA
<input checked="" type="checkbox"/> CABO VERDE	<input checked="" type="checkbox"/> FIJI	<input checked="" type="checkbox"/> KENYA	<input checked="" type="checkbox"/> NAMIBIA	<input checked="" type="checkbox"/> SAO TOME-PRINCIPE	<input checked="" type="checkbox"/> TURKEY
<input checked="" type="checkbox"/> CAMBODIA	<input checked="" type="checkbox"/> FINLAND	<input checked="" type="checkbox"/> KIRIBATI	<input checked="" type="checkbox"/> NAURU	<input checked="" type="checkbox"/> SAUDI ARABIA	<input checked="" type="checkbox"/> TURKMENISTAN
<input checked="" type="checkbox"/> TUVALU	<input checked="" type="checkbox"/> UGANDA	<input checked="" type="checkbox"/> UKRAINE	<input checked="" type="checkbox"/> UNITED ARAB EMIR...	<input checked="" type="checkbox"/> UNITED KINGDOM	<input checked="" type="checkbox"/> UNITED REP TANZA...
<input checked="" type="checkbox"/> UNITED STATES	<input checked="" type="checkbox"/> URUGUAY	<input checked="" type="checkbox"/> UZBEKISTAN	<input checked="" type="checkbox"/> VANUATU	<input checked="" type="checkbox"/> VENEZUELA	<input checked="" type="checkbox"/> VIET NAM
<input checked="" type="checkbox"/> YEMEN	<input checked="" type="checkbox"/> ZAMBIA	<input checked="" type="checkbox"/> ZIMBABWE			
<input checked="" type="checkbox"/>	<b>IN FAVOUR: 122</b>	<input checked="" type="checkbox"/>	<b>AGAINST: 1</b>	<input checked="" type="checkbox"/>	<b>ABSTENTION: 1</b>

次号（第 94 号 2018 年新春号）予告  
特集 2017 総会・意見交換会

反核法律家 第 92・93 号（2017 年 夏・秋合併号）

2017 年 9 月 25 日 発行

編集・発行：核兵器の廃絶をめざす日本法律家協会  
（略称：日本反核法律家協会）

Japan Association of Lawyers Against Nuclear Arms (JALANA)

（事務所）〒160-0007 東京都新宿区荒木町 20-4

フリーディオ四谷三丁目 906

（連絡先事務局）〒359-0044 埼玉県所沢市松葉町 11-9 ピースセンター

大久保賢一法律事務所

TEL 04-2998-2866（代） fax 04-2998-2868

URL：<http://www.hankaku-j.org/>

発行責任者：佐々木猛也

印刷・製本：有限会社 研文社